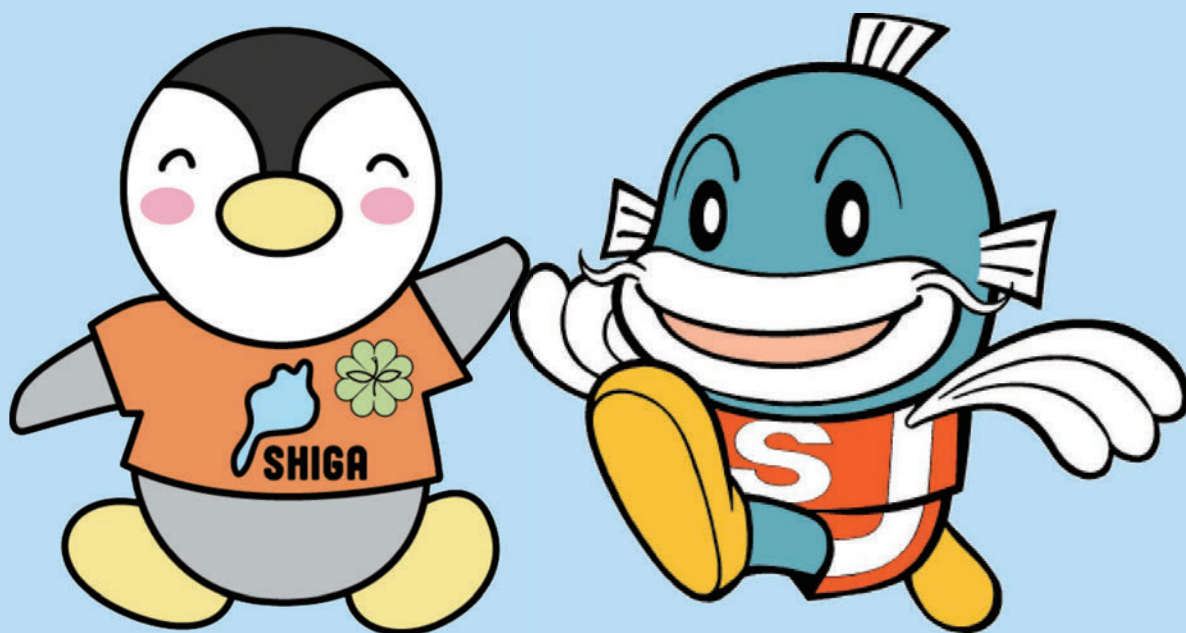


民生委員・児童委員

活動のてびき

令和7年度版



滋賀県民生委員・児童委員キャラクター
びわっ湖 ミンジー

滋賀県イメージキャラクター
キャツフィー

滋 賀 県

目 次

第1章 民生委員・児童委員の職務活動

1. 民生委員・児童委員の3つの基本姿勢	1
2. 民生委員・児童委員の3つの基本的性格	1
3. 民生委員・児童委員の3原則	2
4. 民生委員・児童委員の7つのはたらき	2
5. 活動する際の心構え	4
6. 民生委員の職務	7
7. 児童委員の職務	12
8. 主任児童委員の職務	20
9. 証明事務の取り扱い	22

第2章 民生委員児童委員協議会（民児協）

1. 民児協の性格とはたらき	29
2. 民児協の進め方	33
3. 民児協の関連組織	38
4. 改選にあたっての引き継ぎ	39

第3章 社会福祉等の諸制度Q&A

1. 高齢者の福祉	49
2. 障害のある人の福祉	55
3. 子どもの福祉	66
4. 青少年の健全育成	75
5. 母子保健事業	77
6. ひとり親家庭等の福祉	79
7. 女性支援事業	85
8. 低所得者の福祉/生活困窮者	88
9. 同和問題の解決	93
10. 多様な性への理解	94
11. 民間社会福祉事業	97
12. 社会保険制度	103
13. ひきこもり支援	114
14. 災害時の対応	116
15. 家庭教育の支援	118

資料編Ⅰ ～各種貸付金および窓口等～

1. 各種貸付金一覧	資料 1
2. 行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設等一覧	資料 5
3. 相談窓口一覧	資料32

資料編Ⅱ ～関係法令等～

1. 民生委員法	資料53
2. 民生委員法施行令	資料56
3. 滋賀県民生委員・児童委員選任要領	資料57
4. 主任児童委員選任要領	資料61
5. 児童委員の活動要領	資料63
6. 子どもの虐待防止に関する主任児童委員活動指針	資料68
7. 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト	資料71
8. 滋賀県子ども基本条例	資料72
9. 滋賀県人権尊重の社会づくり条例	資料79
10. 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	資料81
11. 民生委員・児童委員制度の沿革	資料88

第1章

民生委員・児童委員の 職務活動

1. 民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

民生委員・児童委員は、3つの基本姿勢を守ります。

(1) 社会奉仕の精神

社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。

(2) 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることがとくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

(3) 政党・政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはなりません。

2. 民生委員・児童委員の3つの基本的性格

制度創設以来今日まで一貫して引き継がれてきた民生委員・児童委員活動の精神として「自主性」「奉仕性」「地域性」があります。

(1) 自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

(2) 奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

(3) 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

3. 民生委員・児童委員の3原則

民生委員制度やその職務の特性から、一般のボランティアとは異なった3つの原則があると考えられます。

(1) 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民にもっとも身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

(2) 継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。在任中はもちろん、民生委員・児童委員の交代が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

(3) 包括・総合性の原則

個々の福祉の問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

4. 民生委員・児童委員の7つのはたらき

民生委員・児童委員の活動の基本は次の7つのはたらきを果たすことです。

(1) 社会調査のはたらき ―アンテナの役割―

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

活動の基本となるもっとも重要な機能です。その際、留意しなければならないのは、自分勝手な、一人よがりの仮定の上に立って問題をみるのではなく、素直に、ありのまま受容することと、要支援者はもとより、家庭や近隣の関係にも十分目くばりして、福祉の問題点の性質や内容を吟味していくことです。

(2) 相談のはたらき ―世話役の役割―

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身に相談にのります。

地域住民の抱えている問題に対し相談助言を行い、それを通じて本人の人権を尊重し、自立性、自助性を高めて、問題の解決を図ることです。

相談、面接の心がまえとしては、次のことが大切です。

- ① 相手の立場に立って悩みや苦しみを聞き、理解しようとする姿勢
- ② こちらの価値判断で相手を評価して判断したり、非難したりすることなく、相手の態度や感情を受け入れていく姿勢
- ③ 相手を論議や理くつで説得して従わせようとしたり、個人的な感情に動かされて、容易に請け負ったりすることなく、相手が自分で選択、決定して実行していくことができるように側面的に援助していく姿勢
- ④ 秘密を守り、相手の了解なしに情報を他に伝えたり、求めたりしない姿勢

(3) 情報提供のはたらき ―告知板の役割―

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

要支援者（世帯）はもとより、住民に対して、社会福祉に関連するサービス、情報を提供することにより、住民自らが必要に応じてすすんで活用し、問題の解決にあたることができるようにするはたらきです。

(4) 連絡通報のはたらき ―つなぐ役割―

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

(5) 調整のはたらき ―潤滑油の役割―

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

要支援者（世帯）の状況に即して常に適正なサービスの提供が図られるよう、関係機関、施設等と連携・相談しながら調整を行うはたらきです。

(6) 生活支援のはたらき ―支援体制づくりの役割―

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

民生委員・児童委員は、基本的には要支援者（世帯）の日常生活の側面から援助していく役割を担っていますが、問題状況によっては地域の関係機関や住民とも連携して、要支援者（世帯）を支援するさまざまな活動を取りまとめて、継続した支援体制づくりをしていくはたらきが求められます。

(7) 意見具申のはたらき ー代弁者の役割ー

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会とおして関係機関などに意見を提起します。

住民の福祉需要とそれに対応する施策、サービスとの開きが少なくない状況もあり、住民の立場から社会保障、社会福祉の実施運用について、実態と具体的資料にもとづく改善整備のための建設的な意見を民生委員児童委員協議会としてまとめ、適宜所轄する自治体、実施機関に対して文書をもって提出し、その実現を促すはたらきです。

5. 活動する際の心構え

民生委員法では民生委員・児童委員が、職務を行うにあたって守らなければならない事項について、次のとおり規定しています。

(1) 職務遂行に当たっての倫理規定

民生委員法

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

◇個人の人格を尊重すること（人間尊重）

民生委員・児童委員は経済的、精神的および肉体的ハンディキャップを有する方を相手にすることが多く、職務遂行にあたっては、人間として対等の立場にあるということを忘れてはなりません。

◇秘密を守ること（守秘義務）

民生委員が職務の遂行に当たって、要支援者の私生活に立ち入り、その一身上の問題に介入することが多いので、要支援者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多く、その知り得た秘密については、固く守らなければなりません。

また、平成17年の個人情報保護法の制定により、住民の間にも個人情報についての関心や権利意識がますます高まっています。住民が被害や不利益を被ることのないよう、またこれまで築いてきた住民との信頼関係を崩さないためにも、様々な住民の情報についてはこれまで以上に慎重な管理や取り扱いが望まれます。

◇差別的または優先的な取扱いをしないこと

民生委員・児童委員の活動が「人種、信条、性別、社会的身分または門地」によって左右されることなく行われるべきことを規定したものです。このような平等の取り扱いは近代国家の原則であって、我が国においても法の下の平等として憲法上同様の趣旨で規定されています。

◇よく実情を調査したうえ、合理的な措置をとること

「その処理は、事情に即して合理的にこれを行わなければならない」とは、民生委員・児童委員がその職務を遂行するにあたって、よく実情を調査したうえ、合理的な措置をとることを要請しているものです。そのため、常に、人格識見の向上とその職務を行う上に必要な知識および技術の修得に努めなければなりません。

個人情報とは

「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、職業など個人に関するあらゆる情報で特定の個人が識別されるものをいいます。

民生委員・児童委員活動で個人情報の収集や記録を行う際には、下記の点や全国民生委員児童委員連合会がとりまとめた「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」などを参考にしてください。

- ①情報収集の目的や取り扱いについての的確に伝える。
- ②民生委員・児童委員自身が情報収集し、本人の確認をとる。
- ③支援に必要な情報のみ収集する（なぜその情報が必要か説明できること）。
- ④民生委員・児童委員自身が収集し、本人に確認したことを記録し、「うわさ」や「伝聞」は記載しない。
- ⑤支援に直接関係のない事項や、本人や世帯が記載を拒否する事項は記載しない。

チェックリスト ～常に心がけたい事柄～

- ☐ 個人情報の含まれる書類は、家族の目に触れないように保管している
- ☐ 記録は、コピーしたり、外へは持ち出さない
- ☐ 不要になった情報は保持しないようにしている
- ☐ 本人に開示する可能性のある資料は、事実のみを記録している
- ☐ 収集時（相談を受けるとき）は、守秘義務や情報が必要な理由について説明している
- ☐ 支援に必要な情報のみ収集している
- ☐ 本人以外からの情報は、本人に確認するようにしている
- ☐ 目的以外に使用しないこと、提供の必要な場合の対応について説明し、本人の同意を得ている
- ☐ 口頭での同意の場合は、同意の範囲、日時などを書き留めている
- ☐ 記録そのものを会議（事例検討等）の資料にしない
- ☐ 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めている
- ☐ 民児協で個人情報保護について学習している（した）
- ☐ 民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを決めている
- ☐ 民児協で緊急時の対応のための基準・システムをつくっている

(2) 政治的利用は厳禁

民生委員法

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

◇「職務上の地位」とは、民生委員・児童委員という立場で、調査を行い、要支援者の保護指導や生活指導などを行う場合に認められている職務遂行上の地位をいいます。

◇民生委員・児童委員は、要支援者の私生活にまで立ち入り、その職務上の地位を政治的に利用することによる弊害は計り知れないものがあり、その地位を政治的に利用してはならないと規定されたのです。

◇しかし、これは民生委員・児童委員としての職務を離れて、一個人として政

党に加入し、または政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。

◇したがって、自らの担当区域外での政治活動が業務上の地位を利用するものでないことは明白なので問題はありませんが、担当区域内での政治活動については、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難ですので、該当地域内における政治的活動は避けるべきです。

6. 民生委員の職務

民生委員の具体的職務は、民生委員法第14条に規定されています。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

①生活状態の把握

民生委員はその担当区域内の実情を掌握することにより、地域住民に対して適切に相談・援助を行える態勢を整える必要があることから、住民の生活状態を日頃から全般的に把握するとともに、個別の援助が必要な者については援助を受けるために必要な情報を収集して有事の際の資料をつくっておくことを規

定したものです。

このような社会調査に基づく資料、すなわち福祉票などの整備と活用は生活保護の申請に役立つだけでなく、広範囲にわたる民生委員活動の基礎となるものであり、日頃からこのような調査を心がける必要があります。

なお、調査に当たっては、個人情報の保護に留意し、適切に行う必要があります。

②相談・助言等の援助

各種の援助を必要とする人々に対して、各人の能力に応じて自立した日常生活が送れるよう相談・助言等の援助を行うことを民生委員の職務としたものです。

*「援助を必要とする者」とは…

いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）や障害者総合支援法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など公的施策による福祉の措置を必要とする者のほか、地域福祉の観点に立って行われる民間福祉活動の対象者をも含み、さらに物的な援助だけでなく、精神的な援助を必要とする者も含む広い意味で用いられているものです。

*「生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」とは…

あくまで公の責任に基づく保護、援護の措置を措置権者の代理または補助者として行うのではなく、民間奉仕者としての立場から、援助を必要とする人の立場に立って、必要な方法で、その人に必要な支援を行うことを意味するものです。

③情報提供等の援助

援助を必要とする者ができる限り本人の意向に沿った福祉サービスの利用ができるよう情報提供等の援助を行うことを意味します。

利用制度は、利用者が自ら事業者を選ぶことができるようになっていますので、利用制度の下では事業者は他の事業者との差別化を図るために多様な内容のサービスを提供する傾向があります。それぞれの事業者が提供するサービスの内容を把握し、それを利用者に適切に伝え、利用者の納得がいく事業者選択を支援することも民生委員の重要な職務となります。

④福祉サービスの利用に関する支援、事業者等との連携等

「社会福祉を目的とする事業を経営する者または社会福祉に関する活動を行う者」と密接に連携することにより、その活動の支援を行うものです。たとえばホームヘルパーの派遣などの在宅サービスだけでは対応できないねたきり高齢者や、保育に欠ける子どもをかかえて困っている保護者がいれば、高齢者や

児童福祉サービスをあっせんするなどの方法により、できるだけ早くこのような問題を解決する必要があります。そのためには、常々施設の状況を把握しておくことが必要です。特に近年、社会福祉事業施設の専門的設備や機能を、単に入所者のためのみでなく、広く地域の対象者に開放して地域社会の福祉に役立てることが強調されており、その意味からも、社会福祉事業施設事業者との連携は民生委員の重要な職務となります。

⑤福祉事務所等行政関係機関の業務に関する協力

民生委員の協力機関としての性格をより明確にしたものです。

前述のとおり（民生委員・児童委員制度の沿革）、昭和28年の民生委員法の一部改正の際に本号を加えることにより、民生委員は、民間奉仕者として、福祉に関する事務所その他の社会福祉行政機関と協力することが明示されました。

「福祉に関する事務所」とは、いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行う福祉事務所のことです。

福祉事務所とは

社会福祉行政に関する第一線機関であり、県および市に設置されており、滋賀県では県の健康福祉事務所および市の福祉事務所がこれにあたります。

市にあってはそれぞれの福祉事務所が、郡部にあっては健康福祉事務所が町と協力しながら事務を行っています。

「その他の関係行政機関」とは、子ども家庭相談センター（児童相談所・女性相談支援センター）、障害者更生相談所などです。

「業務に協力する」とは、関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う事務または事業について、民間奉仕者として、外部から協力することを意味します。ここにいう業務とは、関係行政機関が行うすべての業務のうち、社会福祉に関するものに限られています。

⑥住民の福祉の増進を図るための活動

民生委員を地域福祉推進の担い手としてとらえ、ボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対する住民の理解を求める活動など地域福祉の増進を図る活動を民生委員の活動として位置づけています。

⑤に関して、民生委員が行政関係機関の業務に協力する場合の具体的内容としては、次のようなものが考えられます。

(1) 生活保護事務についての協力

生活保護法

第22条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 要保護者を発見した場合には市町または福祉事務所へ連絡する。
- ② 保護申請等についてその手続きを助言するとともに、福祉事務所へ連絡する。
- ③ 社会福祉主事（ケースワーカー）の行う生活実態調査について手持ちの参考資料を提出する等、積極的に協力を行う。
- ④ 保護の要否等の決定は実施機関が行うが、必要に応じて参考意見を述べる。
- ⑤ 保護開始後の生活指導については、社会福祉主事（ケースワーカー）により行われるが、指導方針の決定に当たっての参考意見を述べるとともに、その生活指導について協力する。
- ⑥ 保護の変更、停止または廃止の措置を必要とする事由が生じた場合やそのような措置を必要とする事由を発見したときは市町、福祉事務所に連絡する。

(2) 老人福祉事務についての協力

老人福祉法

第9条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 支援を必要とする高齢者の実態把握に努めるとともに、その相談に応じ助言し、必要な情報提供その他の援助を行う。
- ② 高齢者等を対象とした生活支援や介護予防の取組など、各種在宅福祉施策の実施および推進について、市町等の関係機関に協力する。
- ③ 地域で実施される、老人クラブ活動等の生きがいと健康づくり等の各種福祉施策の実施に協力する。
- ④ 老人ホーム入所措置対象者等の相談に応じ、市町へ連絡を行う。

(3) 身体障害者福祉事務についての協力

身体障害者福祉法

第12条の2 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 身体障害者と協力し、身体障害者またはその家族の相談に応じ、その援助を行う。
- ② 身体障害者手帳の交付、自立支援医療（更生医療等）の給付、補装具の交付および障害者支援施設への入所等の支援が必要な身体障害者を見つけたときは、市町または福祉事務所に連絡する。
- ③ 身体障害者の就職のあっせん、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。
- ④ 社会復帰している身体障害者についても、その生活意欲の一層の向上をはかるよう相談に応じたり、必要な援助を行う。
- ⑤ 身体障害者に対する更生援護の諸制度を住民にPRし、身体障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発活動に努める。

(4) 知的障害者福祉事務についての協力

知的障害者福祉法

第15条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 知的障害者と協力し、知的障害者またはその家族からの相談に応じ、その援助を行う。
- ② 療育手帳の交付、障害者支援施設への入所等の支援が必要な知的障害者を見つけた場合には、市町または福祉事務所に連絡する。
- ③ 知的障害者の就職のあっせん、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。
- ④ 知的障害者に対する援護の諸制度を住民にPRし、知的障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発に努める。

(5) 女性保護事務についての協力

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第14条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

困難な状況にある女性を発見し、またはそれらの者について相談があったときは、女性相談支援センターの女性相談支援員と協力して適切な支援を図る。

7. 児童委員の職務

民生委員は児童委員を兼ね、児童福祉法第17条に規定する職務を行うほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき関係機関等と協力することが求められています。（児童委員の職務については、「児童委員の活動要領」も参考にしてください。）

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(1) 実情の把握と記録

①実情の把握

児童委員についても、民生委員と同様に、まず、自分が担当する区域の実情や社会資源、地域住民の生活実態を把握しておく必要があります。

これらの情報は、日常の活動を通じて得るとともに、子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所等を訪問して資料を得ることも大切です。つまり、受け身的に情報を待つのではなく、積極的に外へ出て行く姿勢が望

まれるわけです。また、具体的に相談等があった場合は、その問題の原因を的確に把握する必要があります。

そして、ここで得られた情報や相談内容については、引き続いて相談にのっていくためにも、必ず記録に残しておくことが大切です。

②依頼された調査の処理

ときには、福祉事務所や子ども家庭相談センター（児童相談所）等の行政機関から調査の依頼があります。児童委員が保有している情報が問題解決につながる場合もあり、的確にそして迅速に実情を把握し、報告する必要があります。

(2) 相談・援助

担当区域内の子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対して親身になって相談にのり、問題解決のために利用し得る制度や施設、サービスについてアドバイスを行うことです。

この場合、特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする場合は、速やかに適切な関係機関に紹介することが大切です。

代表的な実例としては次のようなものが考えられます。

①手当、貸付金等の受給、借受に関する事実確認と指導

ひとり親家庭や障害児を養育する家庭などの困難な問題を抱える人々のために、各種の手当が支給されたり、また、無利子または低い利率で各種の貸付金が貸付されています。児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金などです。

しかし、一般の人々のなかには、これらの制度を知らない場合もありますので、児童委員はこれらの制度について勉強し、これらの制度が正しく利用されるようにPRする必要があります。

②保護を必要とする子ども等に対する助言

子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対しては、手当や貸付金以外にも各種の制度があります。また、必要に応じて、社会福祉施設を利用する方が適切な場合もあります。

様々な問題を抱える子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対して助言、指導が行えるよう普段から制度等について理解し、必要な場合に適切なアドバイスをする必要があります。

③施設から退所した子どもに対する支援

児童養護施設等から子どもが退所するに当たって施設長または子ども家庭相談センター所長（児童相談所長）から連絡があったときは、その子どもおよび家庭の状況に十分注意し、市町要保護児童対策地域協議会等とも連絡を密にしてその家庭への支援を行います。

④里親の開拓

何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを預かり、温かい愛情と家庭的な雰囲気のもとで育てるのが里親制度です。この里親制度を普及発展させるため、里親になっていただける家庭の開拓に努め、また、里親申込者の家庭が里親としてふさわしいかどうか、子ども家庭相談センター（児童相談所）から調査の依頼があった場合はこれに協力をします。

⑤妊産婦・乳幼児の保護者に対する助言

核家族化の進行により、出産や育児について相談する人もなく、不安を抱いている若い人が少なくありません。

妊産婦に対して、妊娠中および産後の定期的な保健指導を受けるようアドバイスします。また、妊娠高血圧症候群の重症化の予防および乳幼児の死亡、心身障害の早期発見および早期治療等のため、保健師、助産師等の訪問指導等の制度の利用などについてもアドバイスします。

⑥子ども家庭相談センター（児童相談所）業務についての助言

子ども家庭相談センター（児童相談所）は、養護（児童虐待を含む。）、非行障害、育成などの児童問題に関する相談・指導を行う機関ですから、積極的な利用についてもアドバイスします。

⑦不登校状態にある子どもや保護者に対する助言

子どもが不登校になり孤独・不安を感じたり、自身を責める保護者は少なくありません。

また、子どもも学習の遅れなどに対する不安を深めている場合があります。

子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談を受け、学校から依頼があった場合は家庭への訪問等に協力します。

⑧ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）に対する支援

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

本人も自身がヤングケアラー（子ども若者ケアラー）であることに気づきにくく、周囲の大人が気づき、必要に応じて福祉サービスの利用につながるように働きかけを行います。

⑨困難な状況にある若者に対する支援

家庭や学校、社会など様々な要因を背景に、自立や就労に困難を抱えている若者がいます（虐待経験・障害・貧困・いじめ経験や対人関係の挫折等）。

特に15～18歳以降の青年期には、学校等との関係が途切れることもあり、支援者とのつながりが希薄になるため、中退や卒業前に、関係機関と密に連携を行うことが重要です。就労相談、就労サービスについて情報提供したり、各種相談窓口へつながるよう支援します。

(3) 子どもの健全育成のための地域活動

急速な高齢化の進行のなかで、次代を担う子どもの健全な育成は重要な課題です。このため、児童委員には、次のような活動が期待されています。

①子どもの健全育成を目的とする団体等への援助、協力

母親クラブ、親の会、放課後児童クラブや子ども会指導者等のボランティア活動を援助したり、保育所等を拠点とした子育てネットワークづくりの促進のために必要な協力をしていくことが期待されています。

②母子保健組織の育成等

地域のなかで母子保健の推進を行っている団体の育成に努めるとともにその保健活動に協力します。

③児童文化財の健全化と地域環境の浄化

地域におけるすぐれた子ども向け芸能作品、玩具等について県社会福祉審議会の推薦についての協力をします。

また、俗悪な広告や青年向け雑誌の自動販売機などについて、必要な場合には、関係行政機関と連絡をとり、その経営者に撤去を要請する等地域の環境の改善、浄化に努めます。

④施設の設置促進

児童館、児童遊園等の設置が必要と認められる場合には、その設置推進について協力するとともに、これらの施設の運営協議会等に積極的に参加し、地域の子どもの健全育成に努めます。

⑤事故等の防止

交通事故や家庭内外での事故を未然に防止するため、家庭および地域の環境のなかで危険な場所があれば、それを排除または改善するよう努めます。

また、子どもの自殺の問題についても、子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所、学校等の関係機関と連絡を密にし、未然防止に努めます。

⑥子どもの非行防止

子どもの非行や犯罪の未然防止を図るため、そのおそれのある子どもの把握とその補導、更生に努めます。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等と連携して、子どもを取り巻く家庭環境や地域環境の改善に努めます。

(4) 意見具申

知事や市町長から、法令・通達の定めにより子どもの措置等について意見を求められたときは、事実に基づき適切な意見を述べ協力します。

また、子ども等に関する施策およびその実施方法について改善が必要と気づいたときは、民生委員児童委員協議会または主任児童委員を通じて、関係機関

に対し建設的な意見を提出します。

(5) 連絡通報

担当区域内で次のような子どもや妊産婦、世帯等に係る相談を受けたり、問題を発見した場合は、その問題の所在や背景を速やかに関係機関に連絡する必要があります。

①保護者のいない子ども

家出などにより保護者のもとにいない子どもや、親が死んで身寄りもない子どもなどが考えられます。

②虐待されていると思われる子ども

虐待等で保護者のもとにおいておくことが著しく子どもの福祉に反する場合などです。

③保育を必要とする子ども

保護者の労働、疾病等の事由による場合などです。

④心身に障害のある子ども

たとえ心身に障害があっても早期に発見して早期に治療訓練を行えば、障害の進行をくい止めたりまたは非常に軽くてすむ場合が多いからです。

⑤不良行為をしたり、またはするおそれのある子ども

⑥性行、環境に照らして売春を行うおそれのある子ども

⑦入院助産を受けられない妊産婦

経済的理由により入院してお産のできない妊産婦のために助産を受けさせる助産施設があります。

⑧母子生活支援施設への入所が必要な母子家庭

(6) 児童虐待への取組

児童虐待に関しては、かけがえのない子どもの命を守ることはもちろん、子どもが安全に安心して育つため、地域において重要な役割を担っていただく必要があります。次のような活動への積極的な取組が期待されています。

なお、児童虐待の相談窓口は市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）となっています。

①未然防止

地域の子育て支援活動やオレンジリボンによる広報啓発活動への参加・協力等により、子どもへの虐待を予防する環境づくりを推進します。

オレンジリボンとは

オレンジリボンをあなたの胸に

オレンジリボンには、「子どもを虐待から守り、虐待を受けた子どもが幸福になれるように」という気持ちが込められています。県では11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心にこのキャンペーンに取り組んでおり、企業や地域にも広がってきています。



②早期発見・早期対応

子どもと子どもを取り巻く家庭環境などの積極的な情報収集を通じて、虐待の早期発見に努めるとともに、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に参加し、地域内ネットワークの一員として機関連携しながら早期対応を図ります。

③通告

虐待を受けたと思われる子どもを発見したとの連絡や通報を受けた場合は、速やかに、市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）に通告（連絡）するとともに、その通告をした者に関する情報は一切漏らさないよう、配慮する必要があります。

④保護

児童虐待が行われているおそれのある子どもの保護者に対して、知事が出頭を求めたときは、その保護者に対して、知事の指示に基づき必要な調査や質問を行うことがあります。

また、知事の指示に基づき、児童虐待が行われているおそれのある子どもの住所または居所に立ち入り調査を行うことがあります。

⑤親子関係の再構築支援

市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）ほか関係機関と連携して、虐待が認められる家庭における親子関係の再構築を支援します。

⑥子どもの自立支援

児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援などを行い、円滑な自立を促します。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

第10条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

8. 主任児童委員の職務

子どもをとりまく家庭や地域の環境が著しく変化し、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の大きな課題となり、児童委員への期待が高まるなか、平成6年1月より児童委員活動を強化推進する一つの方策として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置されています。

主任児童委員は、民生委員児童委員協議会の地区全体を担当し、児童福祉関係機関と児童委員との連絡・調整業務や児童委員が行う調査・指導等の活動の援助・協力など、児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童福祉の一層の推進を図ります。

また、平成13年12月の児童福祉法の一部改正により、主任児童委員が法律上明確に位置付けられ、その身分については厚生労働大臣の指名とされました。

(1) 児童委員と一体となって行う活動

- ① 子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所、学校および教育委員会等の関係機関との連携を密にし、子どもおよび子どもを取り巻く家庭環境・社会環境について区域を担当する児童委員と連携して詳細な情報収集を行うこと。
- ② 健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関して、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たすこと。
- ③ 地域における児童健全育成活動や母子保健活動の推進に関して、関係機関、特に、児童館活動や母親クラブ活動等の関係者との連携を密にし、次のような活動を行うこと。
 - ・地域の児童健全育成関係の協議会等へ参画すること。
 - ・子どもの事故防止等、児童健全育成活動に対する地域住民の参加の促進を図ること。
 - ・ボランティア活動、地域活動等への子どもの参加の促進、支援を行うこと。
 - ・保育所等を拠点とした子育てネットワークづくりの促進のために必要な協力を行うこと。
- ④ 子どもの権利が著しく侵害されていたり、侵害されていると思われる場合や子どもの健全育成にとって好ましくない環境があると思われる場合等について、関係行政機関等への連絡・通報や意見具申を行うこと。

(2) 児童委員に援助・協力する活動

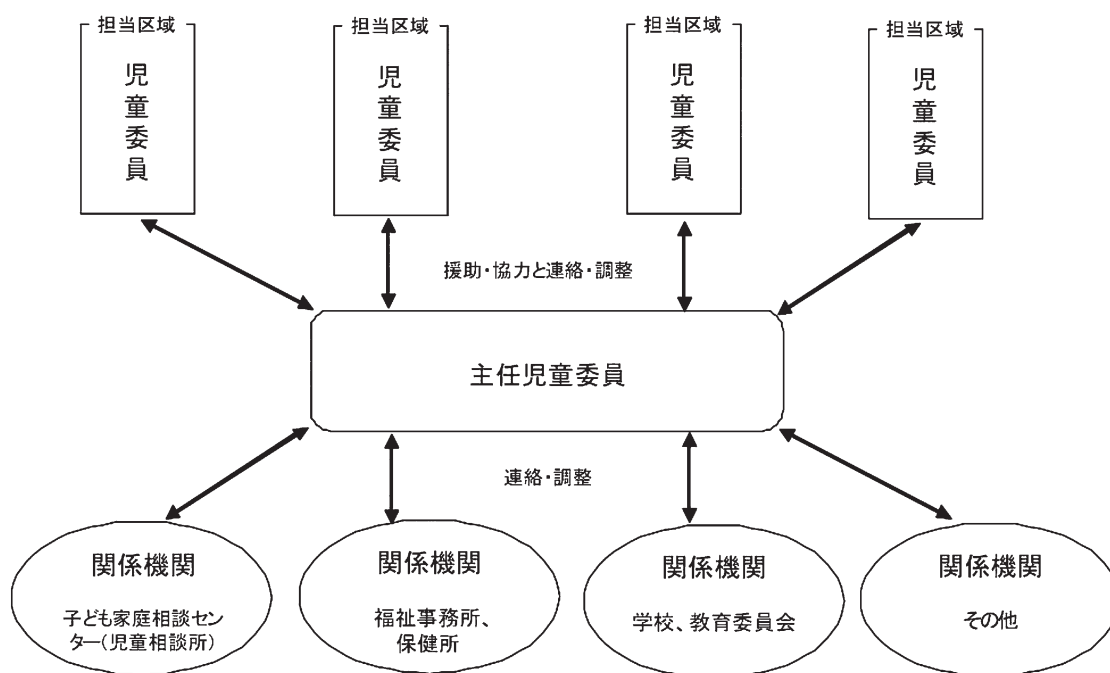
- ① 保育を必要とする子ども、虐待されていると思われる子ども等の発見および実情把握
- ② 各種の福祉施策の紹介・あっせん
- ③ 子ども家庭相談センター（児童相談所）等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力
- ④ 児童福祉施設入所中の子どもと保護者との連絡調整および退所後の子どもとその保護者への支援

(3) 民児協事業の企画、実施への援助

民児協組織内においては、児童委員活動に関わる事業を企画し、実施する場合の援助、協力者（スタッフ）として、その活動に関わること。

なお、(1) に示す活動については、主任児童委員自身が、児童委員と一体となって行っていただくとともに、地域の状況に応じて、主任児童委員が中心となって行っていただくことも必要になってきています。（児童福祉法第17条第3項により、主任児童委員が、児童委員の職務を行うことを妨げるものではありません。）

主任児童委員と児童委員の関係



(4) 子どもの虐待防止に関する主任児童委員の活動について

近年、特に大きな社会問題になっている子どもの虐待について、主任児童委員による子どもの虐待防止のための活動の活性化に向けて、県と県民生委員児童委員協議会連合会により、「子どもの虐待防止に関する主任児童委員活動指針」（資料68ページ）を定めています。

9. 証明事務の取り扱い

(1) 証明事務の背景と経緯

民生委員・児童委員の行う「証明事務」は、制度創設当初の市町村長や関係行政機関への「助言」「証言」という形態が文書による証明へと変化し、法外の慣行的な市民サービス業務として定着してきたものです。

しかし、民生委員でいえば「福祉行政機関への協力業務」のなかで、その協力行為自体が、具体的な「証明書」という形式を用い、また児童委員でいえば、児童福祉法第29条でいう児童委員の「立入調査権」等により、市町村長あるいは都道府県知事に副申する行為が「証明書」の発行というものにつながっており、いずれも職務として求められる「助言」「協力」「状況の通報・通告」「資料の提供」等が、活動上、書面作成の形に姿を変えて定着したものといえます。

本来、民生委員・児童委員の職務については、民生委員法第14条、児童福祉法第17条で、職務の内容が規定されていますが、証明事務については、法律上の明文規定に基づいているものではありません。このようなことにもかかわらず、今日なお民生委員・児童委員に「証明事務」が依頼されるのは、次のような理由によります。

- ① 民生委員・児童委員が、担当地域の住民の生活実態をよく知っていること。
- ② 民生委員・児童委員が、社会的に信頼されていること。
- ③ 民生委員制度が、社会的に定着しており、地域社会での一定の活動が評価されていること。

このように「証明事務」は、民生委員・児童委員の日常活動の中で、社会的信用と結び付いて、今日に至っています。しかし、「証明」という呼称については、「証明」と呼ばれている書類や行為が、確認できる範囲の状況の結果であることから、「調査結果」「所見」「状況（確認）報告」等という呼称を用い

ることが望ましいと思われます。

(2) 「証明事務」の取り扱いの指針および留意点

①方針

「証明事務」は地域住民への福祉サービス業務の一環としてとらえ、住民の立場に立つという基本認識をもって取り組む必要がありますが、文書の発行にあたっては、事実の確認の可能な範囲のものに限定すべきです。

②取扱範囲

民生委員・児童委員の理念、性格、職務および現状に照らし、民生委員・児童委員が行うにふさわしい「証明事務」でかつ事実確認可能なものに限定すべきです。

したがって、次のような事項については、取り扱うことを避けるべきです。

・民生委員・児童委員として事実の実証、確認の困難なもの

「無収入証明」「無資力証明」「不在証明」など具体的な収支関係や存在の確認などの事実確認が困難なものは取り扱わないでください。

・行政機関をはじめ、他機関・団体等で証明できるもの

「納税証明」「罹災証明」「交通事故証明」等地方自治体の公簿等で確認が可能なものなど、関係機関・団体で証明可能なものは取り扱わないでください。また、「休業証明」など保険会社等該当団体・企業が調査する責任を負うべきものについても取り扱わないでください。

・当事者間に利害損失のあるもの

「盗難証明」や離婚時の慰謝料請求のための「事実婚証明」など、裁判等係争事項にかかわるものは取り扱わないでください。

・法律関係もしくは法律上の権利義務の有無等に関するもの

裁判所等が判断しなければならない「相続放棄証明」「養子縁組証明」などは取り扱わないでください。

③取り扱い上の留意点

- ・ 証明書等の作成にあたっては、証明すべき内容、目的、提出先を明確にした上で、発行してください。

特に、第三者の利益やプライバシー（思想、宗教、賞罰、病歴等）を侵すおそれのある場合は留意するとともに、本人以外の第三者から書類の作成等を依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断してください。

- ・ 推測やうわさ等により安易に証明書等を作成、発行し、民生委員・児童委員への信頼を失うことのないよう留意してください。
- ・ 目的外の使用は避けるよう依頼者に伝えてください。
- ・ 官公庁所定の様式を使用してください。

- ・ 証明書等が発行できない場合は、その理由を依頼者に十分説明し、代替証明のある場合はその発行場所、発行手続きを紹介するようにしてください。なお、代替証明もなく、他に調査または証明機関がない場合は、該当証明書の提出先に発行する機関がない旨説明するなど可能な限り依頼者に迷惑のかからないよう配慮してください。
- ・ 事務的な処理に終始することなく、証明書等の依頼を契機に、対象世帯の実態を把握するとともに、人間関係をより緊密にするよう努めてください。

次頁に掲げるものは、民生委員・児童委員が現在行っている証明事務の一部を区分し、例示したものです。

1 行政協力活動としての調査事項〈例示〉

	調査事項	提出先	用途	関係法規等
法令等で民生委員・児童委員の助言が明記されているもの	就学困難の事実	市町教育委員会	学校関係経費（学用品、修学旅行費、交通費等）の補助申請のため	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律施行令
	生活困窮の事実	滋賀県教育委員会	疾病の治療費用援助申請のため 学校給食の補助申請のため	学校保健安全法施行令
法令等で第三者の証明が位置づけられているもの	生計同一の事実	労働基準監督署	労災保険遺族（補償）給付又は未支給保険給付請求のため	労災保険法施行規則
	同上	公共職業安定所（ハローワーク）	雇用保険未支給失業等給付請求のため	雇用保険法施行規則
	同上	年金事務所	遺族厚生年金、障害厚生年金、老齢厚生年金、未支給年金請求のため	厚生年金保険法施行規則および厚生労働省年金局長通知
	同上	市町国民年金担当係	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時請求のため	国民年金法施行規則および厚生労働省年金局長通知
	児童監護または養育の事実	市町児童福祉担当課	児童扶養手当申請のため	児童扶養手当法施行規則
	母子家庭または父子家庭の事実	市町福祉医療担当課	福祉医療費助成申請のため	市（町）福祉医療費助成条例および同施行規則
児童委員の協力を求めるもの 地方自治体等が必要に応じ民生委員・児童委員の協力を求めるもの	保育を必要とする事実	市町保育担当課	保育所入所申込みのため	
	扶養の事実	年金事務所	健康保険の被保険者の被扶養者を認定するため	
	居住の事実	教育委員会	居住地に住民票がない児童生徒の義務教育就学申請のため	
	生活状況についての報告	市町保護担当	生活保護申請	
	里親認定適否の事実	子ども家庭相談センター	里親認定のため	
	生活福祉資金借受申込世帯の状況	社会福祉協議会	生活福祉資金借入申請のため	生活福祉資金運営要領

以上についての取り扱いで疑義が生じた場合は、それぞれの民児協で検討するか市町主管課等と協議してください。

2 証明書等の発行すべきでない調査事項〈例示〉

調査事項	提出先	用途
不在の事実	裁判所、クレジット等会社等	公示送達のため
	貸金業者	担保物件の権利取得のため
	弁護士	土地の貸借関係を解除するため
	NTT	滞納電話料免除手続きのため
交通事故の事実	保険会社、共済組合	保険金受取のため
休業の事実		
無資力の事実	労働基準監督署	労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明
居住の事実	税務署	住宅取得控除申請のため
収入減の事実	市町税務課	減税申告のため
事実婚の事実	弁護士	離婚時の慰謝料請求のため
行政機関をはじめ他機関・団体等で証明できる（すべき）もの	次表のとおり	

〈行政証明例〉

代表的なものに限って記載しており、この他にも公簿等により確認できるものは証明される。

証 明 事 項 名	
課税証明 非課税証明 納税証明 専用住宅証明 資産証明 戸籍謄本・抄本 身分証明 (破産宣告の有無等民事事項に限る) 住民票の写し 転出証明 出生証明書	不在籍・不在住証明（現住証明に限る） 国民健康保険税課税（納税）証明国民健康保険被保険者資格（喪失）証明 介護保険料に関する証明 区市町村営住宅使用証明 農耕地であることの証明 農家証明 耕作証明 小作料の証明 罹災証明 火災証明

第2章

民生委員児童委員協議会 (民児協)

1. 民児協の性格とはたらき

民生委員協議会は民生委員法第20条、児童委員協議会は「児童委員の活動要領」（昭和55年厚生省通知）により定められていますが、民生委員・児童委員の単なる集まりではなく、活動の拠点として、また、制度の運営上も大きな役割をもっています。いわば制度の要といえます。この民生委員協議会と児童委員協議会は一体的に運営されており、民生委員児童委員協議会（民児協）といっています。

民生委員・児童委員（以下「委員」という。）の制度が社会の要請に的確に応えていくために、委員1人ひとりが民児協の性格や働きを充分認識し、どのようにしたら効果的に運営していけるかということを共に考え、研究し、実行していくことが重要です。

(1) 性格と任務

①法律によって設置される

民生委員法第20条によって協議会を組織しなければならないとされています。その組織する区域は、市にあっては数区域、町にあっては町ごとに組織することとされています。県内では、151の民児協（令和7年12月現在）が設置されています。

②自主的に組織され、活動と一体的

民児協組織および運営は、委員共同の責任で自主的に決めることとなります。

本来、組織と活動は表裏一体のもので、活発な活動を維持発展させるために組織化のはたらきがおこり、その結果が具体的な組織体となって存続することになります。したがって単に会則を定めて、会長、副会長などを形式的に決めておくといったものではありません。

③連絡機関である

民児協は、委員活動を推進するための必要な事項の連絡機関です。担当区域や担当事項の決定、相互連絡と統制（チームワーク）、情報の交換、必要な資料の収集と整理、公私関係機関、団体との調整など様々な事項の連絡の場となります。

④研究、研鑽の機関である

民児協は、活動の計画やその実践、個々の委員がかかえる課題解決について必要な技術や知識を研究、研鑽する場でもあります。

⑤結合親睦機関でもある

民児協の組織は、市町から県、全国の組織につながっており、いわば組織の

縦系が堅実に形成されていますが、委員相互の心のよりどころとして、組織の横系となる単位民児協での親睦や相互の励ましの同志的結合、分かち合う機能が大きな力となっています。

(2) 民児協活動運営の留意点

①相互の協力体制をつくる

民児協に集まる個々の委員は、経験年数の違い、得意分野の違いなどもあります。委員個々の活動を補い合い、より充実した活動とすることができるよう相互に協力しあう関係づくりが大切です。

②個々の活動を支えるケース検討会などの取り組み

委員に委嘱された新任者も、その日からすぐに地域の身近な相談支援者として、住民からの相談に応じて問題解決にあたらなければなりません。地域で問題を抱える要支援者のニーズは複雑多様化しています。手引書はあっても対応は困難です。実際のケースに照らして具体的な支援策を検討するなど、活動上の課題解決につながる取り組みを行い、個々の委員活動を支えることが求められます。

③個々の活動への助言

個別支援活動は、担当区域が決められ個々の委員が直接支援活動を行うこととなり、守秘義務のうえから一人で問題を抱え込む傾向が生じやすくなります。自分では気づかないうちに問題を抱え込んでしまうことがよくあります。活用し得る地域資源の情報不足から支援が行き詰まることもあります。個々の委員の活動を客観的に見ながら援助の軌道修正やより良い支援のための助言ができる機能がもためられます。

④地域の福祉課題と地域資源の把握

これは、個々の委員の役割でもありますが、昨今の社会状況や福祉課題の広がりを見ると、個々に行うには限界もあります。民児協の組織としての調査活動等を通して地域の福祉課題を把握し、個々の委員の活動を円滑に進めるための条件を整備することが大切です。

⑤課題解決にむけた組織的な活動

民児協として把握された課題については、組織的に解決にむけた活動の展開が必要になります。地域社会で孤立し深刻な課題を抱えている高齢者や子育て家庭を支える活動、要支援者の災害時における支援体制づくりなど民児協全体の課題としての取り組みが求められることが多くあります。また、活動をとおして他の機関などの関係者に問題提起をしたり、行政等への意見具申も積極的にすすめることが大切です。

⑥地域の関係機関や団体との連携・協力と守秘義務

現在、県内各地では、地域住民や多様な主体が参画して地域をともに作る「地

域共生社会」に向けた取組が進められています。「地域共生社会」の実現には、地域の関係機関・団体等の連携・協力が欠かせません。委員、民児協の活動はこれまでと変わるものではありませんが、日常的な情報交換や協働の取り組みなどが必要になり、守秘義務やプライバシーの保護などがネックになって要支援者に関わる情報が共有化することができず、地域での見守りのネットワークづくりが進まないということも考えられます。そのため、関係機関や団体の連携を進める際には、守秘義務やプライバシーについての考え方を十分整理しておくことも大切になります。

(3) 主任児童委員の位置づけ

平成6年に設けられた当初は、その役割や活動の方法について手探りの状態でしたが、最近では、主任児童委員独自の活動事例も各地で活発となっています。主任児童委員がパイプ役となって民児協と学校や児童福祉機関との連携が進んだり、民児協全体の児童問題への関心が広がり新たな取り組みが進むなど主任児童委員の活動が定着してきました。こうした中、全国民生委員児童委員連合会では、平成29年に新たに「全国児童委員活動強化推進方策2017」を策定し、子どもや子育て家庭の支援にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことを呼びかけています。

主任児童委員の制度を生かすため、次の点について、今後もその推進に力を注ぐ必要があります。

なお、県民児協連では、主任児童委員の活動を分かりやすくまとめた「滋賀県主任児童委員活動ハンドブック」（令和7年改訂）を作成していますので、手元において活用ください。

①主任児童委員の役割の明確化と区域担当の委員の理解協力

主任児童委員は、委員としての委嘱と主任児童委員としての指名を受けます。主任児童委員は、他の委員と同じ民児協の一員であり、他の委員と同様に委員活動を推進していく役割や知識の修得、定例会への参加が必要です。

定例会などで主任児童委員からの活動報告や問題提起などから区域担当の委員も主任児童委員の役割や活動を理解し、協力することが大切です。

②児童委員との協力連携

地域の児童問題への個別支援に関し、主任児童委員としての固有の役割としては、区域担当児童委員を支援する活動、知識・情報の提供、支援ネットワークの構築と調整などがあります。主任児童委員は、関係機関と顔を合わせることも多く、必然的に関係機関から個別事例に関する相談を受けることも多くなります。

事例によっては、主任児童委員がキーパーソン（援助の中心人物）の役割を担って効果的な支援を行うことも必要です。区域担当の児童委員や民児協会長

との密接な連携のもとで柔軟な役割分担やチームワークが大切です。

③活動事例を通して主任児童委員活動を具体化、一般化

子育てマップづくりや子育てサロンなどの子育て支援活動、子どもの健康増進のためのキャンプや野外遊びなどの児童健全育成活動、児童虐待への取り組みなど主任児童委員の活動実績が、多くの活動事例として報告されています。

これらの活動事例を通して、その役割や活動の在り方を具体化していくことが必要です。主任児童委員は、民児協の中では人数が少ないため、個々の委員の力量によって活動の量、幅、質が大きく左右される傾向もみられますが、近隣の民児協との交流を進めるなど、情報、知識の蓄積を図る努力も大切です。

(4) 民児協における会長、副会長の役割

①4つのはたらき

「会長や副会長のはたらきがその地区の委員活動を左右する。」といわれるほど重要なものです。その立場と役割を自覚して、熱意をもって積極的にその職務を遂行することが望まれると同時に、一般の委員も自分たちが選んだ自分たちの代表者として全面的に協力していかなければなりません。民児協の要としての会長、副会長には、組織のリーダーとしての役割があり、次の4つのはたらきが十分機能するように配慮することが求められます。

ア 指示のはたらき

- (ア) 委員が開催を心待ちにするような事業運営とプログラムづくり
- (イ) 委員が行動を結集できるような目標と課題の設定
- (ウ) 会長が中心となり、活動における役割の整理と実践活動のリード

イ 援助のはたらき

- (ア) 委員の間に、支え合いながら活動を進めていけるような人間関係づくり
- (イ) 委員が活動に必要な資料の収集や学習の機会づくり
- (ウ) 委員からの相談にのり、悩みの解決などについての援助

ウ 代表のはたらき

- (ア) 委員の意見を集約し、必要に応じて上部組織や関係機関に対して申入れや代弁
- (イ) 全国、県、市町の情報、関係機関団体からの情報の伝達
- (ウ) 民児協としての意思表示を代表

エ 助言者のはたらき

- (ア) 新任委員が経験したことのないケースの取り扱いに対して、気づかない点などについての助言などの支援
- (イ) 委員の「活動記録」「福祉票」「生活福祉資金借受世帯支援記録票」などを通じての助言、支援
- (ウ) 委員の交代時等の引き継ぎの円滑化のための支援

②構成民生委員・児童委員の育成、支援と関係づくり

個々の委員は、職業の有無や業種の違い、地域性による受け持ち世帯の偏りなどそれぞれの委員のおかれている状況を把握し、個々の委員の個性や力量にも配慮してそれぞれが民児協の構成員として十分に活躍できるようにしなければなりません。

委員のおかれている状況によって災害等の緊急時の連携・協力などの協力関係づくりも大切ですし、世代差からくる考え方の違いやその調整も必要になります。

③民児協活動の方向づけ

会長は、民児協の舵取役です。常に地域の状況をつかみ、実情にあった活動の展開に心掛けなければなりません。副会長は、会長のサポーターとしてともに協力しながらその舵取を担って行く必要があります。

民児協活動には、『地域の実態把握』『課題の明確化』『目標設定』『実践』『評価』という基本的な流れがあり、これに沿って計画的に推進することが必要です。

2. 民児協の進め方

(1) 定例会

①定例会の工夫

民児協の定例会は、民児協活動をすすめる実践の場ですから、定例会に出席することが、委員活動の第一歩になります。全員出席が原則ですから、仕事をもっている人の多い民児協では、ICTの活用や夜間に開催するなどの配慮も必要ですし、出席するだけの価値のある民児協とするための創意工夫も必要になります。

現状では、連絡事項等の伝達で精一杯というところも少なくありませんが、定例会は、委員が一堂に会し、日ごろの悩みや問題点、委員同士の情報交換等ができる貴重な場ですから様々な工夫により定例会の中でケース検討や勉強会など、楽しくかつ、内容の充実したものにしなければなりません。

民児協運営の基本となる定例会を定期的を開催し、自主性のある開かれた組織運営を行うことは、会長の大変な役割でもあります。

②定例会運営の必要条件

定例会の運営にあたっては、以下の3つを原則として、それぞれの民児協の

独自性も考慮して運営することが大切です。

ア 一人ひとりの委員が自分たちの民児協であるという共通認識をもつ

イ 一人ひとりの委員が、民児協を活性化するという共通目標をもつ

ウ 民児協活動の計画、実施、点検、評価、予算決算の策定へ全員の参加

③定例会の進め方

ア 開催日の決定

委員が全員出席できるように、年度末の開催日に全員の都合を聞いて、次年度1年間の開催日を決めるところが多いようです。開催日は、全員に周知することはもちろんですが、関係機関（市町民生委員・児童委員担当課や市町社会福祉協議会）にも周知しておく必要があります。

回数については、課題の状況によって決めることとなりますが、委員相互や関係機関との連携、調整等の必要から、少なくとも月1回程度の開催が望まれます。

イ 開催までの準備

（ア）開催通知

開催通知は、開催日時、場所、議題等を記載し、少なくとも1週間前までに届くようにします。関係機関等から出席を求める場合は、事前に目的等を説明し、承諾を得ておく必要があります。

（イ）資料は事前に送付

時間の効率化のため、議題にかかる資料は、できるだけ事前に送付し、目を通してもらうようにします。

（ウ）役割の分担と打ち合わせなど

会議の議長は、原則として会長があたりますが、相互に研鑽する意味から交替で行うのも有効な方法です。

司会、議長、記録、資料作成、会場準備などの担当を、次回は、誰が行うか、前月の定例会で決めておくことが望まれます。この場合、特定の委員に偏らないよう回る順番を考えておくことも必要です。

また、会長や当日の司会などの担当者と事務局が議事の進め方などについてできるだけ話し合いの場をもつようにしましょう。

定例会開催通知の例

		番 号
		年 月 日
各民生委員・児童委員様		
		〇〇民児協会長 〇〇〇〇
〇〇地区民児協の開催について		
このことについて、次のとおり開催しますので、繰り合わせてご出席くださるようお願いいたします。なお、協議事項については、あらかじめご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。		
記		
1	日 時	令和 年 月 日（ 曜日）午後 時から 時まで
2	場 所	〇〇公民館
3	協議事項	(1)
		(2)
		(3)
		(4)
4	事例研究	
5	そ の 他	
		①討議資料として、『民生委員・児童委員活動のてびき』（令和〇年度版）をご持参願います。
		②〇月の活動記録を当日提出願います。

(エ) 会場の設営

机や椅子、資料の部数などについて、確認するとともに会議の内容に応じて机、椅子の配列も工夫しましょう。

ウ 会議の進行

(ア) 司会者（議長）の心得

- ・出席者が発言しやすい雰囲気づくり、公平な対応に心掛け、発言に対して批判的な発言や行動は差し控え、中立の立場を守る。
- ・討議の目的や課題を明確にし、出席者全員の理解を得るため、課題の背景や経過、関連事項などについて、あらかじめ調べておく。
- ・多くの意見によって多面的に討議が進むように質問を効果的に使う。
- ・討議が議題から外れないよう、時々討議の状況を整理し、確認する。

- ・会議は、「説明－質疑応答－討議－助言－まとめ」という型どおりのものばかりだけでなく、いろいろな方法を取り入れて、全員が活発にのびのびと話し合えるようにする。
- ・終わりに、討議の全体の経過、出された意見の整理、結論などをまとめて再確認する。

(イ) 参加者の心得

- ・議題についての資料に目を通すとともに、自分の意見をまとめておく。
- ・開会の時間に遅れないようにするとともに、遅刻や欠席の場合は、連絡を忘れない。
- ・一回の発言はあまり長くならないように。簡潔に要領よく。議題の趣旨をよく理解し、議題からそれないように。
- ・発言は、司会者に対してではなく、全員に聞こえるように。
- ・他の委員の意見によく耳を傾け、反対意見の場合でも理解できる部分を探すようにし、どのような理由から意見が相違しているのかが分かるように、具体的に発言する。
- ・司会者の議事進行に協力し、会議の結論には従う。

(2) 部会活動

①部会活動の目的

部会活動は、今日の福祉課題の広がりに対して、委員自身が個別の問題に専門的に対応するうえで大切な活動です。民児協の組織としても各部会でそれぞれの目的にそって取り組みを展開し、それを民児協として総括していくなど、組織としての活動を展開する一方策として有効な進め方です。

県内の各民児協では、ほとんどのところで、高齢者、障害者、児童、低所得者対策といった部会を設けて研修や行事などの活動を進めていますが、最近では、従来型の部会区分とは異なる構成にして、例えば、研究研修部会、広報調査部会、災害対策部会、給食サービス部会など、今日的な課題にそって活動展開しているところも増えています。

問題別（課題別）部会区分・・・高齢者部会、障害者部会、児童部会、低所得者対策部会など福祉課題別に設定。通常、委員全員が何らかの部会に所属する。

機能別部会区分・・・・・・・・調査研究部会、広報部会、研修部会など民児協組織内の役割別に設定。

②進め方

部会の分け方については、前述のように、従来は支援対象者を中心に分けていましたが、課題別にあるいは機能別に分ける方法も考えられます。民児協の活動計画に併せて、効果的な活動ができるよう部会設置の在り方や進め方につ

いて再検討することも必要になっています。

部会の目的を明確にし、活動の計画を立て、計画に沿って活動を行うことが必要ですが、活動計画は、民児協全体の活動計画を考慮し、現在の民児協の課題解決につながっているものでなければなりません。

部会共通の課題を設定して取り組む方法もあります。高齢者部会、障害者部会、児童部会が1年間、共通テーマとしてともに災害対策に取り組み、年度末に民児協として全体の災害対策をまとめていくことなどが考えられます。

部会長は、会長や他の部会との連絡のほか、部会の活動計画、事業の企画などを部会の中心となって取り組みますが、部会構成員は、課題について主体的に取り組み、積極的に参加しながら、部会活動をつくりあげていくことが大切です。

(3) 民児協運営のリーダーシップ

①会長、副会長、部会長等民児協リーダーのリーダーシップ

委員が一人でできることは、それほど大きくありません。組織がチーム力を結集して総合力を発揮すれば、 $1人+1人=2人+\alpha$ となり、この α をいかに大きくするかがリーダーの役割です。

リーダーシップは、以前は「統率力」とか「指導力」とか呼ばれてましたが、最近では、人が人に及ぼす影響力、すなわち、グループやメンバーをある方向へ動かそうとして影響を及ぼすことだと言われています。企業などの職階性が一定安定している組織では肩書による職権だけで、ある程度の目的は達成できましたが、時代の変化とともに職権だけで影響力を発揮することは不可能となってきています。メンバーの自発性を引き出し、喜んでやってくれるような影響力が必要です。

そのためには、次のことに気配りし、その努力を続けることが必要です。

ア 自分の行動とメンバーの反応に敏感になること。

イ 自分の行動改善を柔軟に勇気をもってやれること。

ウ 他人の率直な指摘を素直に耳を傾けること。

②民生委員・児童委員間の調整

民児協の組織においては、企業のような上下関係はありません。構成員の年齢も経験もさまざまです。意見や考え方の違いも当然多くなります。こうした中で、委員間の意見、考え方の違いを調整することは、大変難しいことです。ここで、構成員相互の協力関係を築き、民児協をまとめるのが、会長などリーダーの役割になります。

- ・異なった意見が出た場合、お互いが熟慮し、相手に対して思いやる。
- ・対立などの問題が発生した場合、お互いが歩み寄り、和解の態度で接する。
- ・相手の存在を尊重する。

これらが、委員みんなに求められますが、こうした関係を支援、奨励していくのが、民児協リーダーの役割です。

そのためには、次のことに気配りし、その努力を続けることが求められます。

ア 個々の構成員の理解に努めること。

イ 感情の対立を未然に防ぎ、構成員の調和に努めること。

ウ 意見を述べない人に発言を求めたり、しゃべり過ぎの人の発言をコントロールし、全員の参加をすすめること。

3. 民児協の関連組織

(1) 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会（県民児協連）

県内19の市町の民生委員児童委員協議会（連合会）で組織されています。

これは、「県内の民生委員・児童委員相互の連絡連携と意志の疎通を図り、活動体制の基盤を固め本県の地域福祉の増進に寄与する。」ことを目的に設置されたもので、委員の研修や機関紙の発行、その他関係行政機関ならびに団体との連携のほか、調査研究などの事業を行っています。

また、各市および町を管轄する県健康福祉事務所に、当連合会の15支部が設けられ、民児協相互の連絡調整などにあたっています。

◆所在地

草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

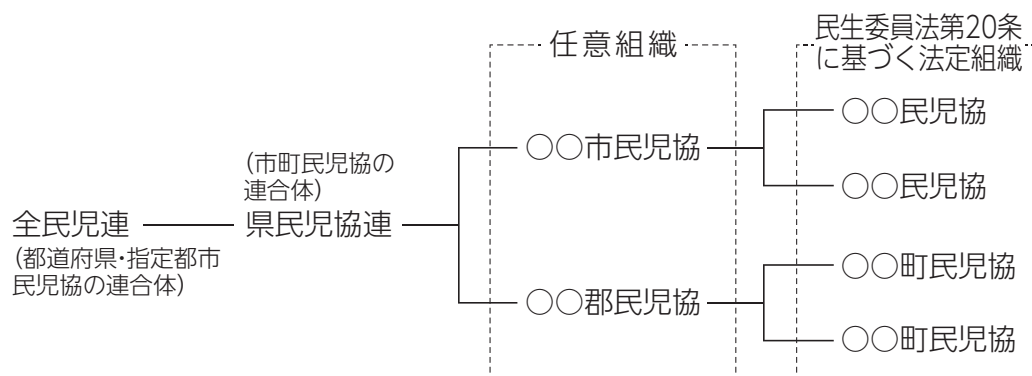
TEL 077-567-3929 FAX 077-567-5160

(2) 全国民生委員児童委員連合会（全民児連）

都道府県、指定都市民児協の連合体です。委員の全国レベルの組織化は、昭和7年の全国方面委員連盟結成にさかのぼりますが、いくたびかの変遷を経て、平成4年から現在の組織になっています。

各都道府県、指定都市の会長等（令和7年10月現在67人）が評議員となり、評議員の中から会長1名、副会長5名、理事12名、監事3名が選任されています。民生委員・児童委員制度に関する様々な事項や活動に関する具体的な方策の調査研究と実践の促進、委員相互の連携と意志疎通のための活動を進めています。

全民児連の組織は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の組織規程に基づき設置されています。



4. 改選にあたっての引き継ぎ

一斉改選によって、多くの委員の交代が予想されます。新旧委員の交代によって地域住民への支援がとぎれることのないよう、個々の委員活動や民児協の組織活動等のスムーズな引き継ぎを行ってください。

引き継ぎにあたっては、活動記録などの諸票だけでなく、守秘義務や人権の尊重、政治活動への地位利用の禁止など、支援する際の心がまえや積み上げてきた経験などを伝えることが重要です。

円滑な引き継ぎができるよう、各民児協で「引き継ぎ会」を開催するなど、組織的、計画的に行うよう工夫することも必要です。また、研修会や先輩委員の経験を聞く会を設けたり、当面の活動を先輩委員と一緒にするなど、お互いに協力し、助けあう風土づくり、協力体制づくりを推進してください。

また、改選では、多くのベテラン委員も退任されます。民児協会長や副会長、各部長などの組織の中核となる各役員の改選を行い、新たな執行体制を確立することが重要です。特に、各部会の構成をどうするかといったことは、各委員活動に直接関係するほか、地域福祉の推進に大きく関わるため、単位民児協の組織的な活動力を高める上で非常に大切です。

県民児協連では、改選毎に「改選時の書類等の整理と引き継ぐ際の手引き」を作成していますので、退任時に引き継ぐ際には参考にしてください。

参考

【委員用】

引き継ぎチェックリスト

		種類	引き継ぎ の要否	チェック	ポイント	データ の有無
①	諸票	活動記録	△ P3 参照 ※2	☐ 任期中に活動記録の提出と集約の準備がされていますか ☐ 活動記録の引継ぎに関するルールについて民児協に確認の上、準備を進めていますか ☐ 活動記録を引き継ぐ場合には、個人のプライバシーに配慮し、イニシャル化、必要な場合の抜き書きなど、必要な対応を民児協に確認の上で準備を進めていますか（民児協としてのルールの確認）	△ ※1	
②	福祉票、 名簿等	福祉票、生活福祉資金借受世帯支援記録票等 （同事業に協力している場合）	○	☐ 記載内容は、最新の情報を反映していますか	—	
☐ 当該世帯等に関し、引継ぎが必要な情報が整理されていますか（活動に必要な情報は引き継がない / 場合により必要な情報のみを抜き書きする等の対応を行う 等）						
☐ 必要に応じて、住民本人やその家族に「引き継いで良い情報かどうか」を相談し、確認の上で準備を進めていますか						
③		世帯票等各市町から提供を受けている名簿等	○	☐ 地域で独自に作成している名簿等、引き継ぐべき諸票はありませんか（災害時要援護者台帳など） また、それらの諸票がある場合の引継ぎ方法について民児協に確認の上、準備を進めていますか	—	
☐ 地域の他の関係機関等と共有して作成している台帳、記録等について、引継ぎ方法を関係団体や民児協と確認の上、準備していますか						
☐ 上記諸票の目的や記入方法に関する関連資料など、引継ぎに供すべき他の資料はありませんか						
④	所持品	民生委員児童委員バッジ（徽章）	×	☐ 市町に返却	—	
⑤		民生委員児童委員証	×	☐ 市町に返却	—	
⑥		門標	×	☐ 退任時には廃棄、新任への新たな配布は無し	—	
⑦		活動保険リーフレット等	×	☐ 新任委員には新たに配布予定	—	
⑧	活動マニュアル	民生委員児童委員必携	○	☐ 全民児連作成（毎年1月頃）《過去3年分程度》	×	
⑨		児童委員活動の手引き	○	☐ 全民児連作成（毎年3月頃） 《過去3年分程度》 ※令和7年3月発行は、『制度創設30周年を経た〜』が児童委員の手引きの代わりになっている。	○	

※1 活動記録のエクセル用データが全民児連から提供されているため、データを利用している委員もいます。

※2 改選時の書類の整理と引き継ぎの手引きのページ番号

★ その他、あれば良いもの

(全民児連 HP、滋賀県民児協連HPから閲覧できます)

マニュアル	民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集 第1～4集 (平成26～令和元年・全民児連作成)
会報誌	民生委員・児童委員のひろば (年12回発行・全民児連作成)
	滋賀県民児協連だより「ともしび」 (年3回発行・滋賀県民児協連作成)
	滋賀県民生委員児童委員活動事例集「ともしびはかがやく」 (年1回発行・滋賀県民児協連作成)

【単位民児協会長用】

マニュアル	単位民児協運営の手引き (令和4年3月版・全民児連作成)
	民生委員制度創設100周年活動強化方策 推進の手引き (平成30年9月発行・全民児連作成)
会報誌	単位民児協会長のための情報誌「V i e w」 (年4回発行・全民児連作成)

その他にも、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」(令和5年5月)や各種関係マニュアルがあります。必要に応じ、下記全民児連ホームページをご確認ください。

全国民生委員児童委員連合会(全民児連)

ホームページの二次元コード

会員専用ページパスワード: 20131201



滋賀県民生委員児童委員協議会連合会(滋賀県民児協連)

ホームページの二次元コード

会員専用ページパスワード: biwakkominji



各市町・単位民児協独自の引継ぎ資料もありますので、ご確認ください。

第3章

社会福祉等の諸制度 Q & A

第3章 目次

1. 高齢者の福祉

- 質問1 介護保険で民生委員が関わることについて教えてください。…… 50
- 質問2 高齢者に関する身近な相談窓口は？…………… 53
- 質問3 高齢者が、最近体が弱ってきて家に閉じこもりがちになってしまっています。元気になっていただくために何か利用できるサービスはありますか？…………… 54
- 質問4 住宅を高齢者が暮らしやすいように改造したいのですが。…… 54
- 質問5 日頃の活動の中で熱中症の疑いのある人がいた場合はどうしたらいいですか？…………… 55

2. 障害のある人の福祉

- 質問1 障害者が介護や訓練など、障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するにはどうすればよいでしょうか？…………… 57
- 質問2 家での介護方法や療育の方法がわからない時等に相談、助言、指導してもらえる相談窓口はどこにありますか？…………… 58
- 質問3 毎日、付きっきりの介護が必要で、働きになかなか出られません。また、介護経費もかさみ、経済的負担も大変です。障害者に対する手当制度や 各種割引制度があれば教えてください。 … 58
- 質問4 障害者用に自動車を改造したり、通院等の移動手段として頻繁に使用する自動車にかかる経費がかさむので何か利用できる助成があれば教えてください。…………… 58
- 質問5 長期にわたる治療や障害を軽減するための手術等の医療費がかかるので負担軽減される医療制度があれば教えてほしい。…… 59
- 質問6 何か作業をしたり、仕事に就けるようになりたい。訓練や相談できる場所がありますか？…………… 59
- 質問7 日常生活ができるように訓練を受けたい。また、生活しやすいように日常生活用具の給付や配慮がほしいのですが、どのような制度がありますか？…………… 59
- 質問8 外出する時、支援者が必要です。その場合、支援者を頼める制度はありますか？…………… 62
- 質問9 車いすでも使えるようにトイレや浴室を改造したいのですが、その改造経費の助成制度はありますか？ また、公営住宅で障害者受け入れ可能なところがあれば教えてください。…………… 62

質問10	障害児を抱える家族として、家族がいなくなった後の経済的なことが心配です。何かよい制度はありませんか？……………	62
質問11	重度の障害者でほとんど寝たきりの状態で、病院等になかなか出かけられません。訪問で診察を受けられる制度はありますか？	63
質問12	市町では、精神障害者の在宅福祉サービスとしてどんな業務が行われているのか教えてください。……………	63
質問13	精神障害者保健福祉手帳の制度があると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか？……………	64
質問14	精神障害者保健福祉手帳を持つと、どのような優遇措置があるのでしょうか？……………	65
質問15	精神障害の医療を通院で受けている精神障害者の方に対して、その通院医療費の一部を公費で負担するという制度があると聞きました。どのような手続きをとればよいのでしょうか？……………	65

3. 子どもの福祉

質問1	子どもや子育てに関する相談ができる行政機関は？……………	67
質問2	近所の家庭で子どもを虐待しているのではないかと思われます。どうしたらいいですか？……………	69
質問3	里親制度とはどのような制度ですか？……………	70
質問4	放課後児童クラブとはどのようなものですか？……………	70
質問5	認定こども園とはどのようなものですか？……………	70
質問6	不登校支援において担う役割はどのようなものですか？……………	71
質問7	ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）支援において担う役割とはどのようなものですか？……………	73
質問8	児童自立生活援助事業所とはどのようなものですか？……………	75
質問9	ファミリーホームとはどのようなものですか？……………	75

4. 青少年の健全育成

質問1	少年補導センターはどこにあり、どんな活動をしているのですか？……………	75
質問2	地域にはどのような青少年担当者がいますか？……………	76

5. 母子保健事業

質問1	母子健康手帳はいつ交付されるのでしょうか？……………	78
質問2	子どもが先天性股関節脱臼と診断されました。自立支援医療（育成医療）が適用されると聞きましたが、どのような制度なのか教えてください。……………	78

- 質問3 子どもが未熟児で生まれました。養育医療が受けられると病院から言われましたが、どのような手続きをすればよいのでしょうか？…………… 78
- 質問4 滋賀県の子どもの医療費助成制度について教えてください。…… 79

6. ひとり親家庭等の福祉

- 質問1 ひとり親家庭や寡婦に関する相談窓口は？…………… 80
- 質問2 母子家庭のための施設にはどのようなものがありますか？…………… 81
- 質問3 ひとり親家庭、寡婦を経済的に支援する制度にはどのようなものがありますか？…………… 81
- 質問4 ひとり親家庭の日常生活を支援する事業はありますか？…………… 83
- 質問5 ひとり親家庭の就労支援制度はありますか？…………… 83
- 質問6 JR定期乗車券の割引制度とはどのようなものですか？ …… 84

7. 女性保護事業

- 質問1 女性福祉に関する相談の窓口は？…………… 85
- 質問2 夫等からの暴力（DV）により女性が保護を求めてきた場合はどうしたらいいですか？…………… 87
- 質問3 DV被害を受けた女性を保護する施設はありますか？ …… 87

8. 低所得者の福祉

- 質問1 生活保護とはどのような制度ですか？…………… 88
- 質問2 生活保護制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？…………… 88
- 質問3 生活福祉資金貸付制度とは、どのような制度ですか？…………… 89
- 質問4 生活福祉資金の種類とその借入れ手続について教えてください。 90
- 質問5 生活福祉資金制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？…………… 91
- 質問6 生活困窮者自立支援制度とは、どのような制度ですか？…………… 92
- 質問7 生活困窮者自立支援制度において、民生委員・児童委員はどのような役割を担うのですか？…………… 92

9. 同和問題の解決

- 質問1 地域総合センターではどのような取組をしているのですか？…… 94

10. 多様な性への理解

- 質問1 LGBTという言葉をよく聞きますが、どのような意味ですか？ … 95
- 質問2 パートナーシップ宣誓制度とは、どのような制度ですか？…………… 96

11. 民間社会福祉事業

- 質問1 滋賀県社会福祉協議会ではどのようなことをしているのですか？ 99
- 質問2 地域福祉権利擁護事業とはどのような事業ですか。どのような人が利用できるのですか？……………101
- 質問3 ボランティア活動をしたいという相談を受けましたが、どうすればいいのでしょうか。また、どのような活動があるのですか？ 102

12. 社会保険制度

- 質問1 社会保険の種類はどのようなものがありますか。また、どこに相談に行けばよいですか？……………103
- 質問2 子どもが生まれました。国民健康保険の手続きは何か必要ですか？……………104
- 質問3 医療費がかかって大変です。助成制度はありますか？……………105
- 質問4 国民年金の制度はどのようなものですか？……………105

13. ひきこもり支援

- 質問1 ひきこもり支援において、民生委員はどのような役割を担うのですか？……………115

14. 災害時の対応

15. 家庭教育の支援

- 質問1 家庭教育とはどのような教育ですか？……………118
- 質問2 家庭教育支援とは何ですか？……………119
- 質問3 家庭教育支援の対象は誰ですか？……………120
- 質問4 家庭教育支援としての具体的な活動にはどのようなものがありますか？……………120
- 質問5 家庭教育支援ではどんなことが求められていますか？……………120
- 質問6 保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援とは何ですか？……………121
- 質問7 「家庭教育支援員」や「家庭教育支援チーム」とは何ですか？ …121
- 質問8 民生委員・児童委員は家庭教育支援にどう関わればよいのでしょうか？……………122

1. 高齢者の福祉

現状と課題

令和7年（2025年）1月1日時点の滋賀県の65歳以上人口の割合は27.4%と、全国の29.3%に比べ若干低くなっていますが、今後、高齢者数がピークとなる令和27年（2045年）頃には35.5%にまで上昇する見込みです。

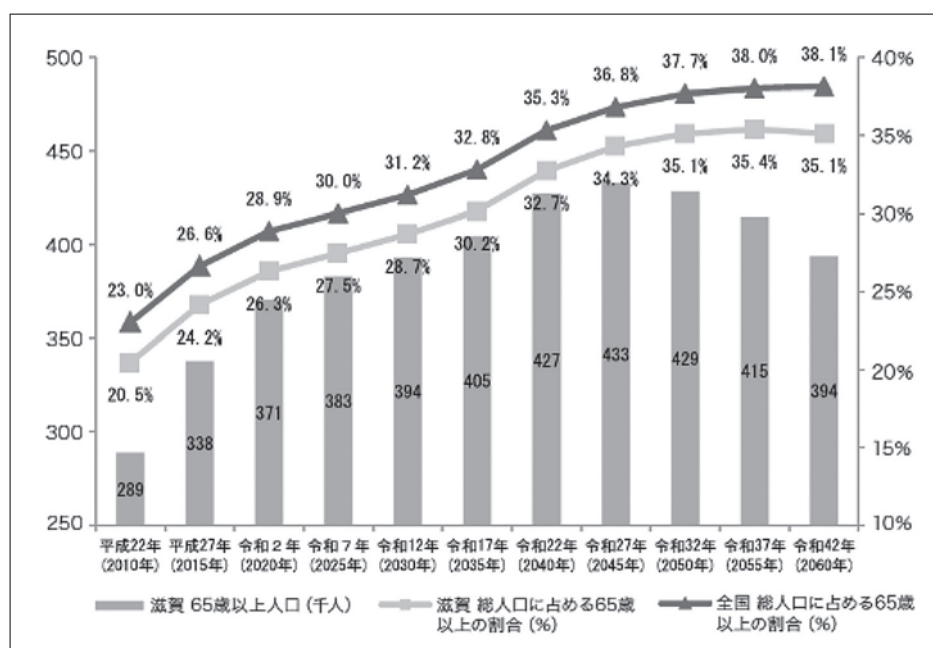
いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、また「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、今後予想される介護が必要な高齢者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加といった課題への対応が必要となっています。

平成12年に創設された介護保険制度は、これらの課題に対応するため、介護予防を重視した仕組みや新しいサービスの創設、地域における総合的な相談窓口機能を持つ地域包括支援センターの設置・機能強化などを内容とする見直しが行われてきました。

県においても、「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」を定め、高齢者の生きがいきくりと社会貢献の促進、総合的な健康づくりと生活習慣病の予防などに主眼を置き、県民のみなさん、関係団体、行政等の連携のもと、誰もが住みなれた地域でいくつになっても元気で活動的に暮らせる健康長寿社会の実現を目指した取組を進めていくこととしています。

■滋賀県の65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]



質問 1

介護保険で民生委員が関わることについて教えてください。

回答

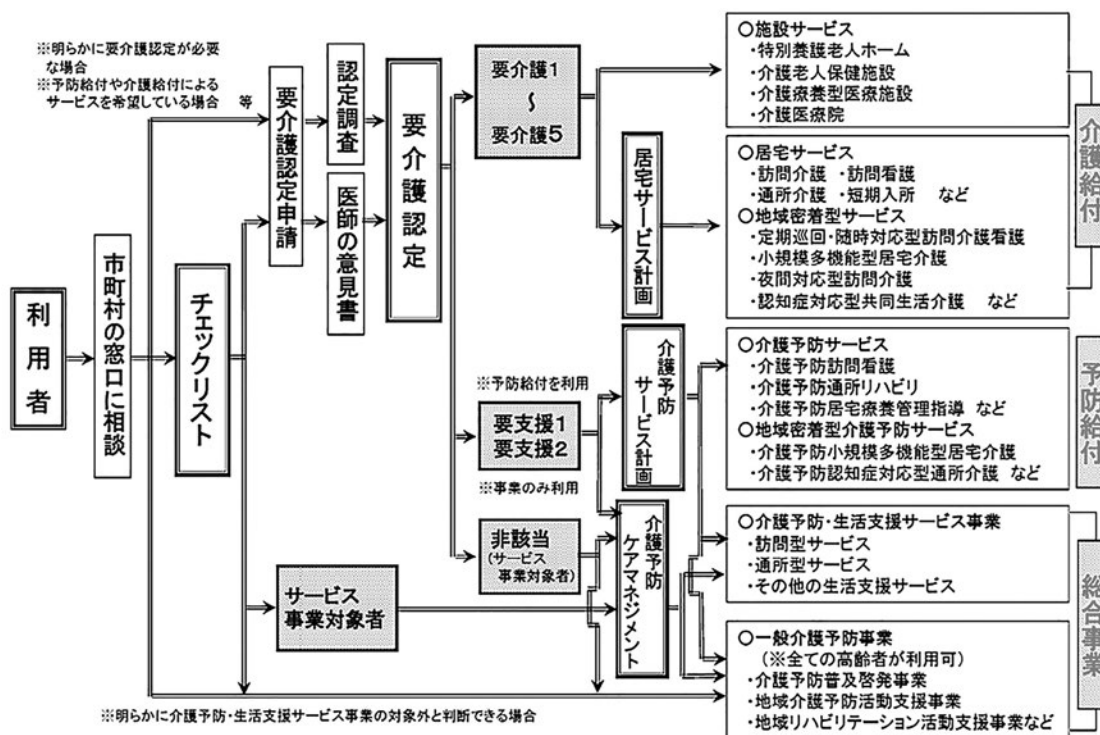
介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請を行う必要があります。

本人や家族が申請書を窓口まで持っていくことができない場合、本人の委任状があれば民生委員も代理申請できることとなっています。

◆問い合わせ 各市町介護保険担当課

(1) 利用手続

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）であると市町が認定した場合に、サービスが利用できます。



(2) 給付対象者および保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について介護が必要な人。家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人	初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気によって介護等が必要となった人
保 険 料 設 定	市町ごとに所得段階に応じて設定	加入している医療保険の算定方法にもとづいて設定
支 払 方 法	年金額が一定以上の方は、年金から天引き。上記以外の方は市町に個別に支払う。	医療保険料と一括して支払い

(3) 内 容

サービス名		サービス内容
訪問サービス (家庭で受けるサービス)	訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を家庭へ搬入して、看護職員・介護職員が入浴の介護を行います。
	訪問看護・介護予防訪問看護	主治医との密接な連携に基づき、看護職員等が居宅を訪問し、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な対象者に対して医師等が出向いて療養上の管理および指導を行います。
通所サービス・短期入所サービス等 (施設等に出向いて受けるサービス)	通所介護（デイサービス）	必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能維持、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院、診療所に通所して、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護を行い利用者の心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

通所サービス・短期入所サービス等 (施設等に出向いて受けるサービス)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等の施設に入所して、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行います。
	特定施設入居者生活介護	入居している特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続して営むことができるようにするものです。
居宅サービス (家庭の生活環境整備を支援)	福祉用具の貸与と特定福祉用具購入費の支給	日常生活の自立を図るための適切な福祉用具の選定などを行って、車いすなど定められた種類の福祉用具を貸与します。また、入浴・排せつなどに使用される特定福祉用具は貸与になじまないため、購入費の支給(限度額内)を行います。
	居宅介護住宅改修費の支給	住宅設備の改修により住宅内における安全な生活を確保し、移動しやすく、暮らしやすい居宅にするため、介護保険制度の対象となる種類の住宅改修を行ったときに、その改修費用を支給します。(限度額内)
施設サービス (要支援の方は利用できません。)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症等で常時介護が必要な方が入所する施設です。
	介護老人保健施設	病状が安定期にあり入院治療する必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を中心としたケアを必要とする方が入所する施設です。
	介護医療院	主として長期の療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をを行います。
地域密着型サービス (高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町で提供されるサービスです。)	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅、サービス拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。
	夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回または通報により、訪問看護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行います。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の通所介護です。
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者が、日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

地域密着型サービス (高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町で提供されるサービスです。)	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、日常生活の世話と機能訓練を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームです。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、短時間の定期的な訪問や通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を組み合わせて提供されます。

質問 2

高齢者に関する身近な相談窓口は？

回答

各市町に「**地域包括支援センター**」が設置されています。地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から相談・支援を行う機関です。

どこに相談してよいかわからないときは、まず地域包括支援センターにご相談ください。

◆問い合わせ 市町地域包括支援センター（資料19～20ページ参照）

例えば次のような場合は、市町地域包括支援センターにご相談ください。

○認知症が疑われる、またそういう家族を抱え困っておられるとき

物忘れがひどい、帰り道がわからなくなるなど、もしかしたら認知症ではないかと疑われる場合、また、そういう家族を抱えて困っておられる方がいる場合はご相談ください。病気の症状に合わせたケア、一人ひとりの能力に合わせたケアに早期に取り組むことにより、認知症となっても生き生きとした生活を送ることができます。

○虐待にあっている人がいるとき

虐待は早期に発見し、第三者が介入することで深刻化を防ぐことができます。虐待があると思われたときは、ご連絡ください。緊急の場合は、老人福祉施設等への入所など他の機関と連携して高齢者を守ります。

○財産管理やさまざまな契約が心配なとき

認知症などにより判断能力が十分でない人が、悪質商法の被害者となることを防ぐための金銭管理や適切な介護サービスの利用につなげるための契約など、成年後見制度を活用することが有効で、申し立ての支援などをします。また、将来自分の判断能力が衰えてきたときのためにあらかじめ後見人を決めておくこともできます（任意後見制度）。

○退院が決まったが自宅で独り暮らしが心配なとき

介護保険やその他利用できるサービスが受けられるように、関係機関と連携した支援を行います。

質問 3

高齢者が、最近体が弱ってきて家に閉じこもりがちになってしまっています。元気になっていただくために利用できるサービスはありますか？

回答

市町では、介護が必要となることを予防するとともに、たとえ介護が必要になっても、できるかぎり住み慣れた地域で暮らせるように、様々な事業を行っています。

例えば、体力の改善に向けた支援が必要な場合、保健・医療の専門職が訪問あるいは通所により短期集中型の支援を実施している市町もあります。また県内各地域には、多様な住民主体の「通いの場」が存在し、体操教室や茶話会などの活動が行われています。

これらは地域の実情に応じて市町が取り組んでおり、内容は様々ですので、詳細は各市町地域包括支援センターにお問い合わせください。

◆問い合わせ 市町地域包括支援センター（資料19～20ページ参照）

質問 4

住宅を高齢者が暮らしやすいように改造したいのですが。

回答

要介護者・要支援者が実際に居住する住宅において、手すりの取付けやスロープの取付け、段差の緩和・解消など一定の住宅改修を行ったときは、介護保険の給付対象となります。

また、介護保険とは別に市町が実施する高齢者住宅小規模改造助成事業があり、併用することも可能ですが、介護保険の給付を優先して利用すること

になっています。

ただし、市町により実施していない場合もありますので、詳細については市町にお問い合わせください。

◆問い合わせ、申し込み 市町高齢者福祉担当課（資料9ページ参照）

質問 5

日頃の活動の中で熱中症の疑いのある人がいた場合はどうしたらいいですか？

回答

熱中症を疑う症状の方がいた場合、応急処置をしたうえで必要に応じて医療機関につなげます。症状や応急処置など、詳しくは滋賀県ホームページ（「滋賀県 熱中症」で検索）をご覧ください。

厳しい暑さによる外出控えが、運動不足や社会参加の減少などを招き、孤立の深まりや要介護度・フレイルの進行などにつながるおそれがあります。日頃の活動の中で健康状態を把握し、つながりを維持することが大切です。

2. 障害のある人の福祉

現状と課題

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、すべての人の願いです。

平成18年度から施行された障害者自立支援法では、それまで障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとにばらばらであった障害福祉サービスの提供や公費負担医療の仕組みが一元化され、サービスの提供主体も市町村に一本化されるなど共通の制度で提供されることとなりました。このような仕組みは平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）にも引きつがれています。また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福

祉サービス等の対象となりました。県においては、令和3年3月に「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、“地域でともに暮らし・ともに学び・ともに働き・ともに活動する”ことの実現を基本目標に掲げ、障害のある人の地域生活を応援するための様々な施策を推進しています。

(1) “地域でともに暮らす”ことについて

障害のある人や難病の人の地域生活を支えるために、できるだけ身近なところで相談に応じ関係機関が連携し、総合的に支援できるネットワークを整える必要があります。

また、施設入所から地域生活への移行を一層進めたり、精神科病院からの退院を促進したりするために、住まいの場の確保を図る必要があります。

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスの提供基盤を充実するとともに、地域社会の精神障害に対する理解の促進を図る必要があります。

(2) “地域でともに働く”ことについて

県内の民間企業の障害者雇用率は、令和6年6月1日現在で2.66%であり、全国（2.41%）を上回っている状況です。法定雇用率達成企業の割合については、滋賀県は54.1%であり、全国の46.0%を上回っていますが、半数近くの企業で法定雇用率を達成できていません。

障害のある人の生活面での安定化や就労への不安の解消、意欲・能力の向上、就労の定着化に向けて、生活相談支援と就労相談支援が一体的となった総合的な支援を進める必要があります。

就労促進は、労働部門、福祉部門、教育部門、医療・保健部門等の関係機関が連携を強化し、一体となって進める必要があります。

(3) “地域でともに活動する”ことについて

障害のある人が、どこで暮らしていても、希望する活動ができるように、コミュニケーション支援やユニバーサルデザイン化の取り組みを充実する必要があります。

パソコン等を活用したコミュニケーション手段の充実や芸術・文化やスポーツ等で、障害のある人もない人もいっしょに余暇活動を楽しみ地域活動に参加できるような取り組みを一層進める必要があります。

(4) 障害者虐待防止法等の施行について

障害者の自立と社会参加のために障害者への虐待を防止すること、さらに養護者等に対する支援等を進めていくことを目的に平成24年10月に障害者

虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行されました。この法律により、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに通報することが義務づけられています。

また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が施行されています。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

(5) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行について

滋賀県では障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を平成31年4月1日に施行しました。この条例には3点の特徴があります。

1点目は「障害の社会モデル」を定義し、条例の基本的な考え方に据えていることです。「障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方」と条例で定義しています。

2点目は、義務付けの強化です。障害者差別解消法は、制定当初民間事業者の「合理的配慮の提供」が努力義務とされていましたが（令和6年4月から義務化）が、条例では差別解消の取組を一層進めるため義務としました。また、法では対象外の個人に対しても「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」を義務とします。

3点目は、こうした義務付けの強化とあわせて、差別解消に向けた体制整備を行うことです。具体的には、差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」の設置や、各福祉圏域に「地域相談支援員」（通称：地域アドボケーター）を複数名配置します。この「地域アドボケーター」は本県独自の取組で、差別を受けていても気づいていない、声があげられない障害者に寄り添って、その意思表示を支援し、相談員につないでいく役割を担います。

質問 1

障害者が介護や訓練など、障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用するにはどうすればよいでしょうか？

回答

障害福祉サービスを利用したい時には、お住まいの市町役場の窓口（もし

くは相談支援事業者）へ相談してください。申請については本人または障害児の保護者が行うことが原則ですが、代理人でも可能となっています。

◆申し込み先 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

質問 2

家での介護方法や療育の方法がわからない時等に相談、助言、指導してもらえる相談窓口はどこにありますか？

回答

障害者に関する相談窓口として市町の障害福祉担当課や地域の相談支援事業所等がありますのでご利用ください。

また、24時間対応型利用制度支援事業があります。

質問 3

毎日、付きっきりの介護が必要で、働きになかなか出られません。また、介護経費もかさみ、経済的負担も大変です。障害者に対する手当制度や各種割引制度があれば教えてください。

回答

障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当制度があります。また各種公共料金の割引制度があります。

◆問い合わせ 各市町福祉担当課

質問 4

障害者用に自動車を改造したり、通院等の移動手段として頻繁に使用する自動車にかかる経費がかさむので何か利用できる助成があれば教えてください。

回答

市町において自動車改造費の助成を行っています。また、自動車を運転するための訓練費の助成を行っている市町もあるようです。

◆問い合わせ（事前） 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

質問 5

長期にわたる治療や障害を軽減するための手術等の医療費がかかるので負担軽減される医療制度があれば教えてほしい。

回答

自立支援医療制度（更生医療等）や重度心身障害者（児）医療費給付（福祉医療）制度があります。

◆申し込み 各市町福祉担当課

質問 6

何か作業をしたり、仕事に就けるようになりたい。訓練や相談できる場所がありますか？

回答

障害のある方の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、県内各地域に働き・暮らし応援センターを設置しており、相談対応を行っています。また、障害のある方の就労に係る訓練等を行う場として、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等もありますのでそちらの利用を希望される場合は、各市町まで御相談ください。

◆問い合わせ 各働き・暮らし応援センター、各市町障害福祉担当課

質問 7

日常生活ができるように訓練を受けたい。また、生活しやすいように日常生活用具の給付や配慮がほしいのですが、どのような制度がありますか？

回答

障害者、障害児のための日常生活訓練の各種制度があります。日常生活用具の交付・給付も行っています。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(1) 自立訓練（機能訓練）事業

身体障害を有する障害者につき、通所等により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

知的障害または精神障害を有する障害者につき、通所等により入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言、その他の必要な支援を行います。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(3) 身体障害者生活行動訓練

在宅の身体障害者に対して、そのニーズに応じて、講習会や各種訓練などを行い、社会参加の促進を図ります。

◆問い合わせ先

点字訓練・歩行訓練	県視覚障害者福祉協会	TEL 0749-22-7901
手話訓練	県聴覚障害者福祉協会	TEL 077-561-6111 FAX 077-565-6101
一般的生活行動訓練	県身体障害者福祉協会	TEL 077-565-4832 FAX 077-565-6343
車いす生活行動訓練	県脊髄損傷者協会	TEL 077-569-5111
腎臓障害者生活行動訓練	県腎臓病患者福祉協会	TEL 077-521-0313

(4) 社会参加促進相談

障害者の自立社会参加を勧めるうえでの各種相談に応じています。（就労、結婚、福祉機器、法律その他必要な相談）

◆問い合わせ 障害者社会参加推進センター（県身体障害者福祉協会）
TEL 077-565-4832

(5) サマーホリデーサービス事業

夏期休暇期間中の心身障害児を対象に規則正しい生活習慣を維持するため、通所により創作的活動や機能訓練等を行うもので、原則として15日以上開設します。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(6) 補装具の交付・修理

身体に障害のある方に身体上の障害を補うための用具の交付、修理を行います。

◆補装具の種類

- ・視覚障害児用 盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ・聴覚障害児用 補聴器
- ・肢体不自由児用 義肢（義手、義足）、装具、座位保持装置、車いす、

電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、
頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害
者用意思伝達装置

◆費用 補装具の購入（修理）費用の1割自己負担。ただし、所得に
より月額負担上限額の設定があります。

◆申し込み 各市町障害福祉担当課（資料13ページ参照）

(7) 日常生活用具の給付・貸与

障害のある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付（貸与）
します。

対象となる種目は概ね次のとおりですが、給付（貸与）される用具の種類
や給付（貸与）対象者、費用等は各市町がそれぞれ定めていますので、詳細
は各市町までお尋ねください。

用具の種類		参考例
①介護・訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等
②自立生活支援用具	障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	入浴補助用具、特殊便器、T字状・棒状つえ、頭部保護帽、火災警報機、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	障害者等の在宅療養を支援する用具	透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等
④情報・意思疎通支援用具	障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具（障害者向けパソコンソフトや周辺機器）、点字ディスプレイ、点字器、視覚障害者用ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、人工喉頭、点字図書等
⑤排泄管理支援用具	障害者等の排泄管理を支援する用具および衛生用品	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
⑥居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の付け替え、洋式便器等への便器の付け替え、等

(8) 障害児のための施設

障害児のための施設として、障害児入所施設、児童発達支援センターがあります。(資料30～31ページ参照)

質問 8

外出する時、支援者が必要です。その場合、支援者を頼める制度はありますか？

回答

同行援護や行動援護、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、視覚障害者や聴覚障害者等へのサービスがあります。

◆問い合わせ 各市町障害福祉担当課 (資料13ページ参照)

質問 9

車いすでも使えるようにトイレや浴室を改造したいのですが、その改造経費の助成制度はありますか？ また、公営住宅で障害者受け入れ可能なところがあれば教えてください。

回答

市町において在宅重度障害者住宅改造費の助成制度があります。また、住宅改造の指導援助も行っています。

◆在宅重度障害者住宅改造に関する問い合わせ (事前) 市町障害福祉担当課 (資料13ページ参照)

◆住宅改造の指導援助に関する問い合わせ

NPO法人滋賀県脊髄損傷者協会 TEL 077-569-5111

質問 10

障害児を抱える家族として、家族がいなくなった後の経済的なことが心配です。何かよい制度はありませんか？

回答

心身障害者扶養共済制度があります。

障害児(者)を扶養している人が死亡した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中毎月掛金を拠出し、死亡等の後に残された障害児(者)に対し終生年金を支給します。

◆申し込みおよび問い合わせ

- ・（公社）滋賀県手をつなぐ育成会 TEL 077-523-3052
- ・（公財）滋賀県身体障害者福祉協会 TEL 077-565-4832

質問 11

重度の障害者でほとんど寝たきりの状態で、病院等になかなか出かけられません。訪問で診察を受けられる制度はありますか？

回答

在宅重度身体障害者訪問診査制度、歯科治療の場合は心身障害児（者）歯科治療制度があります。

(1) 在宅重度身体障害者訪問診査制度

◆申し込み 市福祉事務所、町担当課（資料7ページ参照）

(2) 心身障害児（者）歯科治療制度

①障害者歯科保健医療相談

◆相談窓口 各健康福祉事務所、大津市保健所（資料6ページ参照）

②口腔衛生センター

一般の歯科医療機関で治療することが困難な心身障害児（者）の歯科治療、歯科健診、歯科衛生教育を行います。

◆申し込み 口腔衛生センター TEL 077-564-6692

質問 12

市町では、精神障害者の在宅福祉サービスとしてどんな業務が行われているのか教えてください。

回答

①精神障害者保健福祉手帳の申請窓口

②自立支援医療制度（精神通院医療）の申請窓口

質問 13

精神障害者保健福祉手帳の制度があると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか？

回答

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級（1～3級）に該当する場合に交付されます。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者本人の申請に基づき、知事が交付するもので、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となります。また、精神障害者保健福祉手帳を所持することによって、各方面の協力による各種の支援策が講じられ、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進が図られます。

◆申請窓口

精神障害者本人が、お住まいの市町の窓口に申請してください。

◆申請書類

①申請書

②診断書（精神障害者保健福祉手帳を申請するための専用の診断書で、精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後に診断したものに限り、）または、精神障害を支給事由とする年金証書の写し等

③写真

◆手帳の更新

手帳の有効期限は2年間で、有効期限後も引き続き手帳交付を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

※次のような場合は、その都度手続きをしてください。

- 住所・氏名を変更したとき
- 紛失や破損による再交付を希望するとき
- 障害等級の変更
- 手帳の返還

質問 14

精神障害者保健福祉手帳を持つと、どのような優遇措置があるのでしょうか？

回答

税制上の優遇措置のほか、次のような優遇措置があります。

生活保護法の障害者加算

生活保護法における障害者加算の認定について、精神障害者保健福祉手帳を持って医師の診断に代えることができます（障害程度1級または2級）。

◆問い合わせ 健康福祉事務所、各市福祉事務所（資料6～7ページ参照）

質問 15

精神障害の医療を通院で受けている精神障害者の方に対して、その通院医療費の一部を公費で負担するという制度があると聞きました。どのような手続きをとればよいのでしょうか？

回答

この制度は「自立支援医療制度（精神通院）」といい、精神障害の適正な医療を普及するため、申請に基づき医療費の一部を公費で負担するものです。

この制度は、知事の指定した医療機関で精神障害の通院医療に要する医療費の自己負担が概ね1割になる制度です。ただし、世帯の課税状況により月額負担上限が定められます。

◆申請窓口 精神障害者本人が、市町の窓口申請してください。

◆申請書類

ア 申請書

イ 診断書（自立支援医療精神通院）

◆有効期間

自立支援医療制度（精神通院）の有効期間は1年間で、引き続き受給を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

※次のような場合は、申請窓口で手続きをしてください。

○居住地・保険・氏名の変更をしたとき

○既に承認されている医療機関等とは別の医療機関等を利用したいとき

3. 子どもの福祉

現状と課題

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があり、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

平成28年（2016年）の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」を原則としたうえで、家庭における養育が困難、または適当でない場合は、里親やファミリーホームへの委託を進めることが明記されました。この法改正を受けて、平成29年（2017年）8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等が具体化されるとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

こうした国の動きを踏まえ、本県では、令和2年（2020年）3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、県や市町、子どもに関わる関係機関が、それぞれの専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組んできました。

こうした中、令和4年（2022年）6月に児童福祉法が改正され、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることとされたほか、令和5年（2023年）4月には、こども基本法が施行され、「次代を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」こととされたところです。

このような子どもと家庭を取り巻く状況のもとにあって、平成18年3月に「滋賀県子ども条例」を制定し、様々な子ども施策を進めてきたところですが、令和5年には「こども基本法」が施行されるなど、子ども政策への関心が高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」を推進するため、令和7年3月に「滋賀県子ども

も基本条例」を制定しました。条例では、子どもの権利を守ることを明確に位置付け、社会全体で取組を推進することや、子どもの意見を尊重することについて規定するほか、子どもを権利侵害から守る個別救済や制度提案などを行う「滋賀県子どもの権利委員会」の設置など、新たな取組も盛り込まれています。本条例の制定を契機に、子どもの権利が守られ、全ての子どもが一人ひとり心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指して、より一層力強く子どもに関する取組を推進します。

令和7年3月に、令和7年度から5年間の中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定しました。この計画に基づき、子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けた施策を進めています。

このような中で、児童委員の果たすべき役割はますます大きく、子どもの立場に立って家庭や地域社会の役割を考え、「子育て・子育て」を支える地域のリーダーとして行動していく必要があると考えます。

質問 1

子どもや子育てに関する相談ができる行政機関は？

回答

次のような機関があります。

(1) 市町

一般的な子育て相談や虐待などの子どもの相談、養育医療、育成医療の公費負担申請を受け付けています。子ども家庭相談担当課(資料14ページ参照)

(2) 子ども家庭相談センター（児童相談所）

児童福祉法に基づき、子どもに関する様々な相談に応じる専門機関で、県下に4か所設置されています。児童虐待や子育ての相談、障害や発達に関する相談、非行相談など、幅広い相談を受け付けています。(資料6ページ参照)

①相談

- ア 子どもの養育やしつけについての相談
- イ 障害を持つ子どもについての相談
- ウ 家庭での養育が困難な子どもについての相談
- エ ぐ犯や触法行為等、子どもの非行についての相談
- オ その他子どもについてのすべての相談

②判定および指導

医師や児童心理司による専門的な判定や、必要に応じた指導を行います。

③一時保護

緊急的な一時保護や、行動観察のための一時保護を行います。

④入所等措置

里親等への委託や、児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童心理治療施設、児童自立支援施設等への入所の措置をとります。

◆費用負担

入所等措置した場合は所得額に応じて負担金が生じます。

(3) 健康福祉事務所（子ども家庭相談室）

児童虐待およびドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、子どもと家庭の福祉に関する相談に応じています。（資料6ページ参照）

(4) 健康福祉事務所（保健所）、大津市保健所

保健所の業務は非常に多岐にわたりますが児童福祉に関係ある業務のうち主なものをあげると次のとおりです。（資料6ページ参照）

①低出生体重児等の健康相談や訪問指導

②長期にわたり療養を必要とする児童（小児慢性特定疾病等）の健康相談や訪問指導

③その他各種医療費の公費負担申請
小児慢性特定疾患活動研究事業

(5) 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）

専門の相談員が、学校・友だち・育児・しつけ等の子ども本人の悩みや子育ての問題について、毎日（年末年始を除く）電話等で相談に応じています。（TEL 0120-0-78310）

(6) 子ども若者総合相談窓口

不登校、ひきこもりなどさまざまな悩みを持つ子ども・若者や保護者、関係者の相談を受けています。（土日・祝日を除く）

(7) こころのサポートしが（LINE相談）

心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が、子育て、学校、こころやいのちに関することなど毎日LINEで悩みを聞きます。LINE公式アカウント「こころのサポートしが」を友だち登録が必要です。



(8) 滋賀県心の教育相談センター

不登校状態にある子どもや保護者に対し相談支援を行っている機関です。

(9) 地域子育て支援拠点

各市町の保育所や公共施設内のスペース等に設置された子育て支援拠点において、子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることができる場を提供するとともに、子育て中の親子に対する相談・援助の実施や、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習の実施等を行っています。

◆所在地（資料21～26ページ参照）

質問 2

近所の家庭で子どもを虐待しているのではないかと worry ます。どうしたらいいですか？

回答

まずは、市町（子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）、子ども家庭相談センター（資料6ページ参照）または健康福祉事務所（資料6ページ参照）に通告（連絡）してください。

児童虐待は、子どもの心や体に大きな傷を残すだけでなく、命さえも奪ってしまう、子どもの人権を著しく侵害するものであり、早期発見・早期対応を図ることが重要です。児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」とされています。

とくに児童委員は、児童虐待を発見しやすい立場にあるため、通告義務の履行が強く求められており、「もしや虐待では・・・？」と疑ったら速やかに上記の関係機関に通告（連絡）してください。

また、児童委員は、通告後も市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、単独で行動するのではなく、ネットワークの一員として対応をしていくこととなります。

なお、児童委員には、守秘義務が課せられており、こうした活動を通じ、その職務上知りえた秘密は絶対に外部に漏らしてはいけません。

児童虐待ホットライン（24時間対応）

077-562-8996

1 8 9（児童相談所全国共通ダイヤル）

質問 3

里親制度とはどのような制度ですか？

回答

何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを預かり、温かい愛情と家庭的な雰囲気のもとで育てるのが里親制度です。

里親には、養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親があり、里親になる場合は知事の認定を受けていただきます。

◆申し込み、問い合わせ

子ども家庭相談センター（児童相談所）（資料6ページ参照）、里親支援センターしが（077-525-0030）

質問 4

放課後児童クラブとはどのようなものですか？

回答

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対し、適切な遊びおよび生活の場として児童クラブを設置し、これらの子どもの健全育成の向上を図るものです。

質問 5

認定こども園とはどのようなものですか？

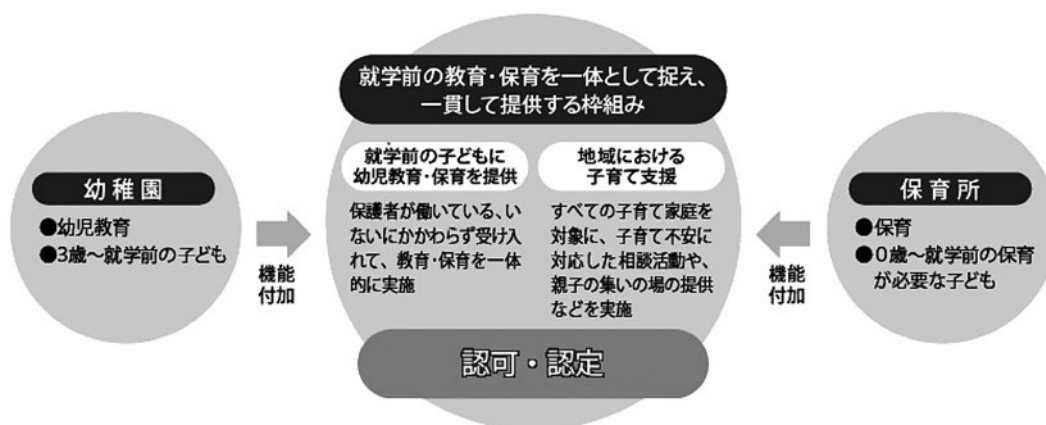
回答

認定こども園は、少子化の進行や保育・教育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園と保育所の双方の利点を併せ持つ施設として設けられた制度であ

り、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型があります。

保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施することができるほか、それぞれの地域の実情に合わせた対応が可能な制度となっています。

◆認定こども園の機能



◆認定こども園の類型

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

質問 6

不登校支援において担う役割とはどのようなものですか？

回答

◆不登校とは

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」をいいます。

不登校の状態にある子どもの数は増加していますが、不登校に対する偏見や理解不足による心無い態度が、不登校の状態にある子どもやその保護者に精神的な苦痛を与えたり、行きづらさにつながることもあり、不登校に関する社会の理解を促進する必要があります。

また、不登校の状態にある子どもの37.3%が学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けておらず、子どもの状態にあった支援につながることが求められています。

そのため、不登校に対する理解促進への協力や、不登校状態にある子ども本人や家族の状況にあわせて適切な相談支援機関等につなぐ役割を期待しています。

◆対応のポイント

不登校は特定の子どものみに特定の問題があることにより起こることではなく「誰にでも起こりうる」ことです。不登校となった要因・背景等を把握し、子ども一人ひとりの状況に応じて適時・適切に対応することが大切です。

【対応の心得】

- ①不登校の要因を一部の保護者の事情のみに見出すのではなく、個々の状況に応じた働きかけをしてください。
- ②保護者への働きかけにより保護者を追い詰めないように、保護者と課題認識を共有し一緒に取り組むという信頼関係をつくる。
- ③虐待等の家庭の問題、子どもの非行への対応、保護者自身が支援を必要としている場合など家庭への支援が必要なケースがあります。その場合は、適切な支援機関につないでください。

◆学校との連携

子どもが不登校になった場合や不登校の傾向が見られる場合は、まずは学校と連絡を取ることが大切です。

学校の教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを紹介してください。

◆学校以外で相談できる窓口などの紹介

学校に相談しにくい家庭もあります。その場合は、不登校の専門相談窓口である滋賀県心の教育相談センター、教育支援センターやこころのサポートしが（LINE相談）、子ども・子育て応援センターや子ども・若者総合相談窓口などを紹介してください。

滋賀県ホームページ「不登校の状態にある方とその保護者のみなさまへ」に不登校の状態にある子どもとその保護者を支援するための情報を掲載しています。

○多様な居場所・相談窓口等はこちら



○高等学校進路情報ははこちら



質問 7

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）支援において担う役割とはどのようなものですか？

回答

◆ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）とは

子ども・若者育成支援推進法では「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。

中高生の約17人に1人がヤングケアラー（子ども若者ケアラー）を言われています。

滋賀県では、18歳以上の若者も支援していくという想いを込めて「子ども若者ケアラー」と呼んでいます。

■ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）がしているケアの例

- ▶ 障害や病気のある家族の世話・見守りや家族に代わり買い物、料理、掃除、洗濯などの家事
- ▶ がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病
- ▶ アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族の対応
- ▶ きょうだいの世話
- ▶ 家計を支えるために労働し、病気のある家族を助けている

◆民生委員・児童委員に期待したいこと

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）は、自らをヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と自覚することが難しいことから、必要に応じて支援を求めることが難しい状況にあります。そのため、子どもの周りにいる大人がヤ

ングケアラー（子ども若者ケアラー）に早期に気づき、支援につなぐ等対応することが第一に求められます。

また、支援にあたっては、ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）本人の意思を尊重して支援を進めることが大切です。

◆気づきに向けて

- ①「学校のある時間帯に家にいる」、「家族のサポートをしている」のを見かけたときには、その子どもの状況をヤングケアラー（子ども若者ケアラー）の視点で確認してください。
- ②ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と思われる子どもに声をかけ、担っているケアの状況を確認してください。

◆ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）への支援

①学校との連携

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）に学校生活への影響が出ている場合には、学校から配慮が得られるよう、ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）、家族を学校との相談につなげることが期待されます。

家庭の状況について学校に情報提供し、学校における配慮にご協力をお願いします。

②福祉機関につなぐ

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）と思われる子どもを把握したときは、市町の子ども家庭相談担当課・こども家庭相談センターに連絡をお願いします。

市町と相談の上、利用できる福祉サービスを本人や家族に知らせ、それらの利用を申請するための相談窓口につなげることが期待されます。

ヤングケアラー支援における福祉サービスの手引を参考にしてください。



③相談窓口の紹介

本人に向けた相談窓口として、学校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こころんダイヤル、こころのサポートしが（LINE相談）、子ども・若者総合相談窓口などがあります。

○こころんダイヤル
0120-0-78310

○こころのサポートしが
（LINE相談）

○子ども若者総合相談窓口
077-567-5058



二次元コードを読みとり、「こころのサポートしが」を友だち登録してください。

質問 8

児童自立生活援助事業所とはどのようなものですか？

回答

児童自立生活援助事業により設置しているもので、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する子ども等に対して、自立のための援助を行い、社会的自立を促進することを目的とするものです。

質問 9

ファミリーホームとはどのようなものですか？

回答

小規模住居型児童養育事業により設置しているもので、養育者の住居において家庭的な養育環境のもと、一定人数（5～6人）を養育するものです。

4. 青少年の健全育成

質問 1

少年補導センターは、どこにあり、どんな活動をしているのですか？

回答

少年補導センターは県内に17か所あります。（資料27ページ参照）

センターは、地域における青少年の非行防止対策を推進する活動拠点として設置され、関係機関およびボランティアと協力して街頭補導や少年相談活動等に従事しています。

また、非行などの問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる子ど

もたちが、自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくための支援事業として、県内9カ所の少年補導センター内に青少年の立ち直り支援のための機能（統一名称：あすくる）を設置し、支援コーディネーター、教員、心理臨床担当者、無職少年対策指導員、青少年支援サポーター（ボランティアスタッフ）が、センター職員とともに子どもたちの立ち直りのために生活改善支援プログラム、自分探し支援プログラム、就学支援プログラム、就労支援プログラム、家庭支援プログラムの中から効果的なメニューを決定し、関係機関やNPO団体、企業等との連携を図りながら支援を行っています。

◆主な活動内容

ア 街頭補導活動

非行を犯す一歩手前の段階の青少年を発見し、補導しようとするもので、教育、警察等の関係者と連携を取りつつボランティアの少年補導委員の協力を得ながら補導活動を実施する。

イ 少年相談活動

不登校、不良交友、校内暴力、家庭内暴力、家出、薬物乱用等の少年に関わる問題について、保護者、教員、少年自身等からの相談に応じる。

ウ 社会環境の浄化活動

地域内の関係機関・団体と連携しつつ、青少年を取り巻く有害な環境の排除に努める。

質問 2

地域にはどのような青少年担当者がいますか？

回答

各地域には青少年育成推進員、少年補導委員、無職少年対策指導員が配置されています。

それぞれの立場、役割は次のとおりです。

(1) 青少年育成推進員

青少年育成市町民運動の充実と促進を図るため、各市町に市町民会議の組織体制の強化と事業運営の活性化、家庭教育関係の事業や教育相談事業を担当する青少年育成推進員を設置しています。

(2) 少年補導委員

少年補導委員は、少年補導センター運営協議会会長が委嘱する管内居住の民間有志活動家で、少年の非行防止ならびに有害環境の浄化活動を推進することを目的としています。

◆活動内容

- ア 要保護少年の発見活動
- イ 少年相談の受理
- ウ 非行少年等の早期発見補導活動
- エ 継続補導
- オ 少年をめぐる有害環境の発見通報
- カ 少年の非行防止のための地域社会の啓発活動

(3) 無職少年対策指導員

無職少年対策指導員は、少年補導センターの職員として、学校や地域・職場等のどこの機関・団体にも属さない無職少年に対して就労就業等の自立更正を支援し、非行を防止することを目的としています。

◆活動内容

- ア 無職非行少年とそのグループの把握等に関する事
- イ 無職少年の継続指導に関する事
- ウ 無職少年の非行防止相談に関する事
- エ 関係機関との連携
- オ 広報、啓発活動の実施
- カ 無職非行少年の社会参加の促進と自立更正体制の整備に関する事

5. 母子保健事業

現状と課題

母子保健事業は、市町において妊娠から出産、乳幼児期にわたり、健診、訪問指導、保健指導、健康教育など一貫した施策が展開されています。

一方、各健康福祉事務所（保健所）においては、市町に対する支援とともに、小児慢性特定疾患（疾病により長期にわたり療養を必要とする子ども）の支援など専門的業務を行っています。

今日、核家族化の進行、女性の就業率の増大、食生活の変化、生活習慣の変化等により、母性および乳幼児を取り巻く環境が大きく変化しています。その結果、子育て不安の増大や子どもの虐待等の事例が増加してきています。こうしたことから、今後も引き続き、乳幼児健診等の母子保健事業において親の育児不安や悩みを気軽に相談できるよう体制の整備をすすめていく必要があります。

質問 1

母子健康手帳はいつ交付されるのでしょうか？

回答

妊娠届出書を市町役場（保健センター）に提出しますと母子健康手帳が交付されます。

質問 2

子どもが先天性股関節脱臼と診断されました。自立支援医療（育成医療）が適用されると聞きましたが、どのような制度なのか教えてください。

回答

身体に障害のある子ども、または現存する疾患がこれを放置すれば将来障害を残すと認められる子どもで、治療（手術等）により、確実な治療効果が期待できるものに対して、その治療費の一部を公費で負担する制度です。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）

質問 3

子どもが未熟児で生まれました。養育医療が受けられると病院から言われましたが、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

回答

未熟児は、疾病にもかかりやすく、死亡率も高いばかりか、心身の障害を残すことも多いので、直ちに適切な処置を講じるため、医療機関での治療にかかる医療費の一部を公費負担する制度があります。

生まれたときの体重が2,000グラム以下または医師（指定医療機関）の判

断により、一定の条件にあてはまり、入院による医療が必要なお子さまについての申請書、医師の意見書等をお住まいの市町にご提出ください。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課(資料14ページ参照)

質問 4

滋賀県の子どもの医療費助成制度について教えてください。

回答

小学校就学前の乳幼児については、医療費のうち、保険給付分を除いた自己負担分について、入院費および通院費を助成します。義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある高校生世代については、医療費のうち、保険給付分および自己負担金（通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円、入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度としたもの）を除いた額について、入院費および通院費を助成します。

◆問い合わせ お住まいの市町子ども家庭相談担当課(資料14ページ参照)

6. ひとり親家庭等の福祉

現状と課題

配偶者のない親とその子ども（20歳未満）で構成されるひとり親家庭にあっては、社会的、精神的あるいは経済的に不安定な状態におかれる場合が多いと考えられます。

しかしながら、子どもの福祉の面から見れば子どもがどのような環境におかれようとも、その子どもが心身ともにすこやかに育つための諸条件が維持されなければならないのであって、そのために必要な保護、指導および助成が行われると同時に、その親に対しては、自らが健康で文化的な生活を営みつつその育児責任を果し得るよう必要な援助がなされなければなりません。

令和5年8月の実態調査では、本県における母子家庭数は、11,822世帯、父子家庭数は、912世帯です。

就労支援はもとより手当等の経済的支援、保育施策等の充実による子育て

と就労の両立支援、精神的支援を含めた継続的なケースワークの支援や親権・養育費などに関わる法律相談の提供、または配偶者からの暴力や虐待から逃避するケースでの緊急一時保護などの多様な支援が必要となってきます。

これらの支援をすすめていくためには、母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭の実態把握と適切なサービスの提供が求められます。

質問 1

ひとり親家庭や寡婦に関する相談窓口は？

回答

次のような相談窓口があります。

(1) 健康福祉事務所（資料6ページ参照）、市福祉事務所（資料7ページ参照）

(2) 母子・父子自立支援員

県子ども家庭支援課、健康福祉事務所または市福祉事務所には、母子・父子自立支援員が配置されており、ひとり親家庭および寡婦の生活一般の相談に応じ、助言指導を行っています。

(3) (社福) 滋賀県母子福祉のぞみ会

母子家庭同士がお互いに助けあい励まし合って、母子、寡婦の福祉を高めるいろいろな活動をするための団体です。

◆所在地 （資料28ページ参照）

(4) 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等の自立を支援するため、就職、転職、能力開発（職業訓練）、講習会など就業に関する相談や情報提供を行う滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター事業を、滋賀県母子福祉のぞみ会に委託して実施しています。

◆所在地 （資料28ページ参照）

(5) ひとり親家庭総合サポートセンター

生活に関する事など様々な相談に対し、ひとり親家庭等に寄り添った相談体制を構築し、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、ひとり親家庭総合サポート事業を、滋賀県母子福祉のぞみ会に委託して実施しています。

◆所在地

(大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内)

(6) 女性相談支援員

県内には中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、県立男女共同参画センターの3カ所に女性相談支援員を配置しており、家庭の様々な問題や不安に応じ、電話や面接といった相談だけではなく、家庭訪問相談も行っています。

質問 2

母子家庭のための施設にはどのようなものがありますか？

回答

次のような施設があります。

母子生活支援施設

子どもを育てている配偶者のいない女性等が、様々な課題のために安定した生活が送れない場合に、子どもと一緒に入所し、生活の安定や自立促進のための支援を受けることを目的とした児童福祉施設です。この場合の子どもは満18歳に満たない者(20歳に達するまで入所延長できる)となっています。

母子生活支援施設には、母子支援員などの職員がいて、母子に対して個々の生活を尊重しながら、就労や子育ての相談に応じたり生活を支援したりする施設です。

質問 3

ひとり親家庭、寡婦を経済的に支援する制度にはどのようなものがありますか？

回答

次のような制度があります。(資料1～3ページ参照)

(1) 母子(父子)福祉資金

母子(父子)家庭の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため資金を貸し付ける制度です。

- ◆問い合わせ 健康福祉事務所、市福祉事務所（母子・父子自立支援員）
町福祉担当課に相談してください。

(2) 寡婦福祉資金

社会的、経済的に不安定な状況にある寡婦に対しても母子家庭に準じて貸し付ける制度です。

(3) 児童扶養手当

父母の離婚等により、父（または母）と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童または政令に定める心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害がある20歳未満の児童）を監護している母（または父）または母（または父）にかわってその児童を養育している方に対して、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

いずれの場合も国籍は問いません。

(4) 母子福祉援護資金の貸付

母子福祉のぞみ会（母子家庭、寡婦の福祉増進を目的とする会）で貸付を行っています。

(5) 医療費の公費負担

①母子家庭およびひとり暮らし寡婦に対する医療費の公費負担

各市町では、母子家庭の母の健康保持と子どもの健全な育成のために母子家庭（ひとり暮らし寡婦）福祉医療費公費負担制度を実施しています。

- ◆申し込み 市町福祉担当課

②父子家庭医療費の公費負担

県内の各市町子ども家庭相談担当課では、父子家庭の父の健康保持と子どもの健全な育成のために父子家庭福祉医療費公費負担制度を実施しています。

- ◆申し込み 市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）

質問 4

ひとり親家庭の日常生活を支援する事業はありますか？

回答

ひとり親家庭等日常生活支援事業があります。

また、ひとり親や共稼ぎ家庭のために子育て短期支援事業があります。

◆問い合わせ 市町子ども家庭相談担当課（資料14ページ参照）、健康福祉事務所（資料6ページ）、市福祉事務所、地域の母子福祉のぞみ会役員

質問 5

ひとり親家庭の就労支援制度はありますか？

回答

ひとり親家庭の経済的な自立を図るために、次のような対策が設けられています。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の親（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワーク、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって就労までサポートを行います。

◆問い合わせ 各市福祉事務所、健康福祉事務所（資料6～7ページ）、母子家庭等就業・自立支援センター（資料28ページ）

(2) 職業相談・職業能力開発

母子家庭の母等が就職を希望する場合、公共職業安定所できめ細やかな職業相談・職業紹介を受けることができます。

また、就職に必要な技能や知識を習得することを目的として、公的職業訓練の受講あっせんを受けることもできます。

公共職業安定所長の指示により職業訓練を受講すると、手当が支給されます。（支給要件があります）

◆問い合わせ 公共職業安定所（ハローワーク）（資料29ページ）

(3) 自立支援給付金事業

ひとり親家庭等の父母の資格取得や職業能力開発を支援するために、次の給付金制度を実施しています。

(市においては、実施の有無について市福祉事務所に確認してください。)

- ・自立支援教育訓練給付金（職業能力開発講座の受講料の一部を支給）
- ・高等職業訓練促進給付金（専門資格の取得に際し生活費の一部を支給）

◆問い合わせ、申し込み 健康福祉事務所各市福祉事務所（資料6～7ページ）

(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

滋賀県母子福祉のぞみ会では、以下の資金について貸付を行っています。

- ・入学・就職準備金（高等職業訓練促進給付金受給者が対象）

条件を満たせば、返還が免除となります。

- ・住宅支援資金（プログラム策定等を受けている方が対象）

条件を満たせば、返還が免除となります。

◆問い合わせ 健康福祉事務所（資料6ページ）・各市福祉事務所（資料7ページ参照）・滋賀県母子福祉のぞみ会（資料28ページ）

申し込み 健康福祉事務所（資料6ページ参照）・各市福祉事務所（資料7ページ参照）

質問 6

J R 定期乗車券の割引制度とはどのようなものですか？

回答

生活保護法による被保護世帯または、児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対して、その負担の軽減を図るため、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券の割引制度（割引率は定期旅客運賃の3割引）があります。

この手続は、まず居住地の市町長（生活保護世帯は健康福祉事務所長）から「特定者資格証明書」の交付を受けたうえ、定期券購入のつど居住地の市町長（生活保護世帯は健康福祉事務所長）から「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けて、これを定期券発売窓口に出して購入することになります。

◆相談窓口 健康福祉事務所（資料6ページ）、市福祉事務所または市町福祉担当課（資料7ページ参照）

7. 女性保護事業

現状と課題

女性への支援は、昭和31年に“売春をなすおそれのある女子の保護更生”を目的とする「売春防止法」のもと“婦人保護事業”として始まり、その対象をDV被害者や人身取引被害者、ストーカー被害者など拡大してきましたが、根拠法である「売春防止法」そのものが抜本的に見直されることはありませんでした。

しかし、この間、女性を巡る課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などさらに多様化・複雑化・複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことで、孤独・孤立対策といった視点も含めた新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

こうした中、「売春防止法」を根拠とした従来の枠組での対応は制度的限界があること、女性への支援を包括的に提供する新たな枠組を構築していく必要があること等の指摘がされ、「売春防止法」からの脱却を目指す動きが強まったことで、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

本県において、困難な状況にある女性からの相談は年々増加しています。加えて、暴力被害など安全・安心を脅かす相談も増加しています。そういった状況を踏まえ、令和6年3月に「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定しました。

計画では、“女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会をつくることにより、女性も男性も誰もが暮らしやすい社会の実現をめざす”ことを基本理念に掲げ、①早期把握、②居場所づくり、③相談支援、④一時保護、⑤被害回復支援、⑥生活支援、⑦同伴児童等への支援、⑧自立支援・アフターケアと8つの段階に応じた支援を推進しています。

質問 1

女性福祉に関する相談の窓口は？

回答

次のような機関があります。

(1) (女性相談支援センター)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条に規定される機関です。

- ①対象女性の立場に立った相談
- ②一時保護
- ③医学的・心理学的な援助
- ④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等
- ⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等

を行っています。

◆所在地 (資料6ページ参照)

(2) 女性相談支援員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に規定される職種です。困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者を指します。

女性相談支援員は各市(※全市町ではありません)や女性相談支援センターに配置されています。

※配偶者暴力相談支援センターとは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」に基づき相談、情報提供、一時保護、被害者の自立への援助等の業務を行っています。本県では、2箇所の子ども家庭相談センターと男女共同参画センターが、配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持っています。

※「保護命令」とは

被害者を守るために、地方裁判所が加害者に対して出す命令のことです。

被害者が申し出て、裁判所が、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと判断した場合や、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に出されます。

6ヶ月間被害者につきまといや、はいかいをさせない接近禁止命令と、2ヶ月間家から出ていくよう命じる退去命令があります。また、接近禁止命令と併せて、被害者に対する電話、電子メール、面会要求等も禁止する保護命令や、被害者と同じくする未成年の子どもへの接近禁止命令を発することもできます。

保護命令の申立書には、配偶者暴力相談支援センターもしくは警察署等に相談した経過を書くことになります。

質問 2

夫等からの暴力（DV）により女性が保護を求めてきた場合はどうしたらいいですか？

回答

被害者の状況にもよると考えられますが、命の危険があるようでしたらすぐに110番して警察へ通報してください。警察から最寄りの援助機関へ連絡されることとなります。

それ以外の場合は、健康福祉事務所（資料6ページ参照）や市福祉事務所の女性支援の担当者や母子・父子自立支援員へ連絡してください。

また、休日や夜間の場合は、警察へ連絡してください。

質問 3

DV被害を受けた女性を保護する施設はありますか？

回答

DVによって家出した女性や母子等を保護し、生活支援や自立支援を行い社会復帰を図るための施設があります。

～民生委員・児童委員の皆さまへのお願い～

暴力を振るわれ避難した母子などを追って、加害者である夫等が居所を突き止めようと実家や役場等へ問い合わせてくることがよくあります。

加害者から問い合わせがあった場合は、被害者の生命の安全、子どもへの危害を防ぐためにも、被害者が保護されている施設の所在地を絶対に教えないようにしてください。

8. 低所得者の福祉/生活困窮者

現状と課題

すべての人々が安心して生活できることが福祉社会の目標ですが、様々な事情により、生活に困窮する人々もおられます。

いわゆる低所得になる事由は、不安定就労や疾病、離婚、あるいは加齢や心身障害になったことによる収入の減少などによるものであり、この支援対策としては、就労など労働施策のほか保健、医療、高齢者福祉、母子・父子福祉、心身障害者福祉など、個別の施策が推進されることが大切ですが、あわせて生活保護制度や生活福祉資金貸付制度などを適切に実施していくことが必要です。

質問 1

生活保護とはどのような制度ですか？

回答

すべての国民は、憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しています。この権利を保障するため、国の責任において、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としたものが生活保護制度です。

質問 2

生活保護制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

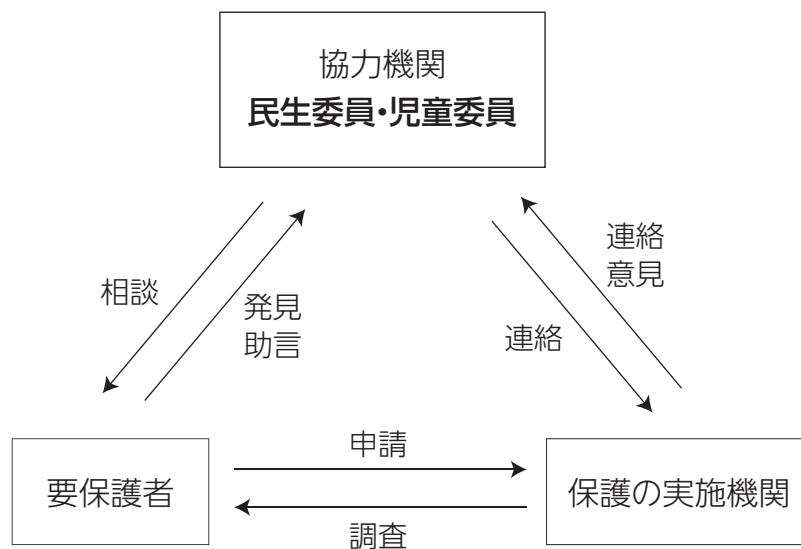
回答

民生委員は、生活保護法の施行において、保護の実施機関（市においては市福祉事務所、町にあっては県健康福祉事務所）の長または市町長の事務の執行に協力するものとされています。

◆具体的な内容

ア 要保護者の発見と関係機関への連絡

- イ 生活実態調査についての協力
- ウ 保護の決定についての意見具申
- エ 保護開始後の生活指導等についての協力
- オ 保護の変更、停止、廃止を必要とする事由の生じた場合の連絡



質問 3

生活福祉資金貸付制度とは、どのような制度ですか？

回答

この制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯に対して、住宅の増改築、修学、療養、介護、災害、失業等の場合に貸付けを行い、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的とする貸付制度です。

「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4つがあります。

質問 4

生活福祉資金の種類とその借入れ手続について教えてください。

回答

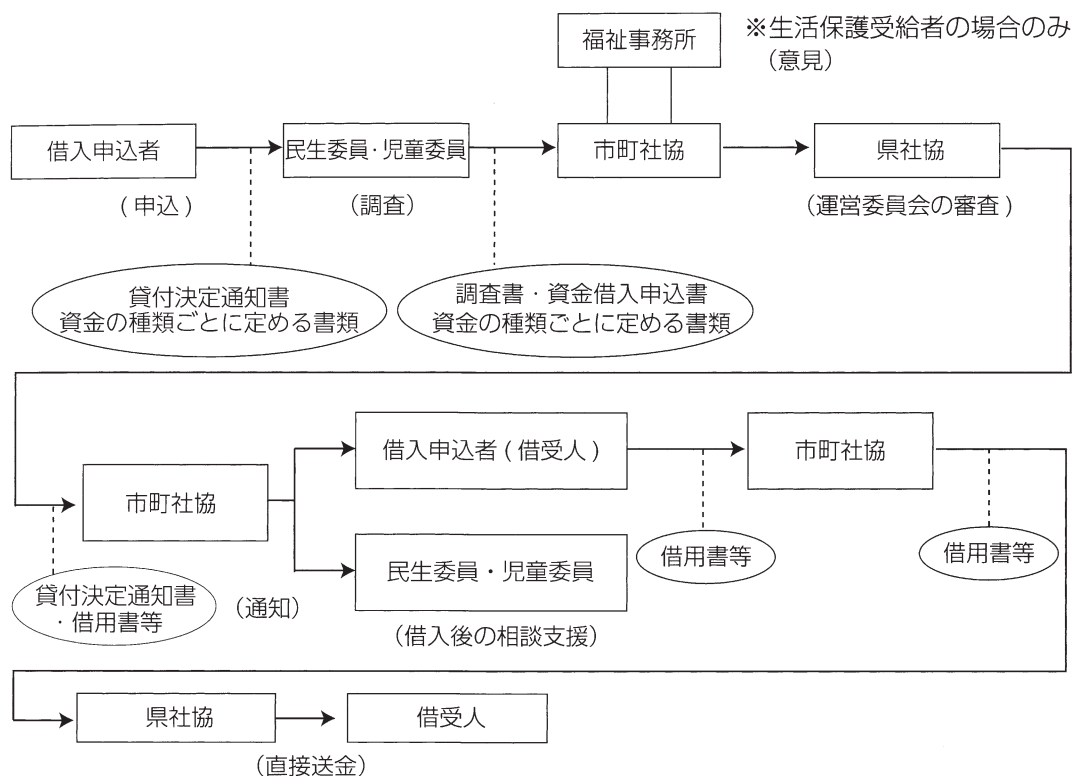
生活福祉資金の種類と手続は次のとおりです。

(1) 種 類

この貸付資金の種類および貸付限度額等は資料4ページの表のとおりです。貸付利子は、総合支援資金および福祉資金（福祉費）については、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は据置期間終了後から年1.5%、福祉資金（緊急小口資金）および教育支援資金については無利子、不動産担保型生活資金については、据置期間終了後から年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率となります。

(2) 手 続

借入れにかかる申込書等は市町社会福祉協議会に備えています。申込書は原則として担当民生委員に提出していただき、担当民生委員は「民生委員調査書」を作成・添付して、該当の市町社会福祉協議会に提出します。市町社会福祉協議会は、借入申込者が生活保護世帯の場合、県健康福祉事務所または市福祉事務所の長から指導計画について意見を聞くこととなっています。具体的な申請手続の流れは次のとおりです。



○連帯保証人

- ・資金を借りようとする場合は、原則として連帯保証人が必要となります。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができます。
 - ・連帯保証人は原則として県内在住の方としています。
 - ・連帯保証人は通常の保証人より重い債務保証を負担いただく必要がありますので、借受申込世帯と別世帯で安定した収入のある方に限ります。
- (注) 現在この資金を借りている人、借りようとしている人は連帯保証人にはなれません。

質問 5

生活福祉資金制度において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

回答

民生委員は、生活福祉資金貸付制度要綱において、県・市町社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動、制度利用に関する情報提供、助言、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査および生活実態の把握、自立更生に関する生活全般にわたる相談支援等を行い、県・市町社協と緊密に連携してその運営に積極的に協力するものとされています。



質問 6

生活困窮者自立支援制度とは、どのような制度ですか？

回答

生活にさまざまな困りごとや不安を抱えている人に、就職、住まい、家計に関するさまざまな相談に応じ、寄り添いながら安定した生活に向けた支援を行う制度です。

令和7年12月1日現在、県内のすべての市町に、相談窓口が置かれています。窓口は、市役所の中に置かれている場合と、社会福祉協議会等に置かれている場合があります。

質問 7

生活困窮者自立支援制度において、民生委員・児童委員はどのような役割を担うのですか？

回答

地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員には、生活困窮者の発見や自立相談支援機関への「つなぎ役」として、また、支援期間中の状況把握等の「見守り役」等として期待が寄せられています。また、地域における生活困窮者支援のネットワークに積極的に参画することも期待されています。

日々の訪問活動等を通じて、生活困窮者を把握した場合には、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなぎ、本人が必要な支援を受けられるよう、適切な情報提供に努めてください。

9. 同和問題の解決

同和問題の早期解決を図るため、これまで国や地方公共団体において関係諸施策を総合的かつ計画的に推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については相当の成果を収めることができましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。

現在もなお、差別発言等の事象が発生していることや、インターネット上で差別を助長するような書き込みが行われるなど、情報化の進展に伴って差別の状況に変化が生じていることも踏まえ、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

県民の同和問題に対する理解や認識は徐々に深まってきているものの、意識調査の結果等に見られるように県民の同和地区に対する忌避意識や「同和問題など口に出さずそっとしておけば差別はなくなる」といった誤った考え方も根強くあります。

このように、同和問題は現在もなお解決すべき課題を残しており、県民一人ひとりが自らの課題として主体的に取り組むことが求められています。

今後の対応

同和問題の早期解決を図るため、国や地方公共団体において、昭和44年から30年余りの期間、特別措置法に基づき「特別対策」を実施してきましたが、平成13年度末に法律が失効した後は、残された課題等の解決に向けては、全ての地域や県民を対象とする「一般施策」により対応しています。

県では、同和問題の解決を図るため、平成9年に策定した「今後の同和行政に関する基本方針」に基づき、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けるとともに、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」のもと、今後も重要課題の一つとして積極的に取組を推進します。

質問 1

地域総合センターではどのような取組をしているのですか？

回答

地域総合センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業（人権啓発イベント、各種講習会・講座等）を総合的に行う施設となっています。

10. 多様な性への理解

ある調査※によると、LGBT等の当事者の割合は9.7%、およそ10人に1人でした。これは左利きの人や血液型がAB型の人と同じくらいの割合です。

※電通グループ「LGBTQ+調査2023」

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が施行されました。

この法律は、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現することを目的として制定されました。

LGBT等の当事者の中には、偏見や差別をおそれて打ち明けられず、生きづらさを抱えている方がおられます。

全ての人の人権が尊重され、安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが性の多様性について理解を深めることが大切です。

今後の対応

県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図るため、令和6年9月より「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、制度の導入に併せて、県の行政サービスを見直すとともに、職員に

係る手当、休暇および福利厚生制度等については、条例等に基づき事実婚を含む配偶者を対象としている制度について、同性パートナーを事実婚と同じ取扱いとしています。

今後は、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の県民への周知を図るとともに、事業者に向けては、婚姻している人と同様のサービスが提供されるよう、また従業員にかかる手当等の制度が見直されるよう、理解を求めるなどにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて取り組みます。

質問 1

LGBTという言葉をよく聞きますが、どのような意味ですか？

回答

LGBTとは、以下の頭文字をとって組み合わせたものです。

L…レズビアン（女性の同性愛者）
G…ゲイ（男性の同性愛者）
B…バイセクシュアル（両性愛者同性も異性も好きになる人）
T…トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

上記以外にも、例えば次のような性の人があります。

Q…クエスチョニング（自分の性を決められない、わからない人）
A…アセクシュアル（男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人）
X…エックスジェンダー（心の性を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人）

LGBTという言葉自体は社会に浸透してきていますが、世間の理解はまだ十分でないため、当事者は差別的な言葉をかけられたり、周囲の理解が得られなかったりするなど、様々な困りごとを抱えておられます。

- ・LGBTであることを友人に言いふらされた
- ・トランスジェンダーを理由に職場で不当な扱いを受けて転職を余儀なくされた
- ・家族に話したが、理解を得られず、関係が悪くなった

自分の性をどのように認識するのか、どのような性の人を好きになるのかは、人それぞれです。性別を決めつけた何気ない言葉で、当事者を傷つけてしまうことのないようにしましょう。

質問 2

パートナーシップ宣誓制度とは、どのような制度ですか？

回答

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（以下「パートナーシップ」という。）を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。滋賀県では令和6年9月から制度を開始しています。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税控除等）はありません。以下の要件を全て満たしている方は、宣誓をすることができます。

- (1) 成年に達していること
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、宣誓に係る相手方（以下「パートナー」という。）以外の者とパートナーシップにないこと
- (3) パートナーと近親者でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）
- (4) いずれか一方が、県内に住所を有しているか、3か月以内に県内に転入をすることを予定していること

※パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市で宣誓された方も、県で宣誓することができます。（制度内容は自治体により異なります。）

◇パートナーシップ宣誓制度を実施している市（令和7年3月末時点）
彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市

11. 民間社会福祉事業

(1) 滋賀の縁創造実践センター 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉協議会（以下、「滋賀県社協」）は、社会福祉法に位置付けられた公共性の高い民間団体です。

滋賀県社協が目指す地域福祉とは、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感にねざした共生社会であり、その実現のため「ひたすらなるつながり」の理念のもと、不断の地域福祉実践を行っています。

滋賀県社協は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事
- ⑤①から③までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ⑦社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- ⑧市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ⑨保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑩共同募金事業への協力
- ⑪滋賀県福祉人材センターの業務の実施（福祉人材無料職業紹介事業を含む）
- ⑫権利擁護事業
- ⑬生活福祉資金貸付事業
- ⑭高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進並びに指導者等の育成に関する事業
- ⑮縁共生の場づくりを目的とする事業の企画及び実施
- ⑯法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画及び実施
- ⑰生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画及び実施
- ⑱滋賀の福祉人づくり事業の企画及び実施
- ⑲縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画及び実施
- ⑳その他この法人の目的達成のため必要な事業

◆所在地 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内
ホームページ <https://www.shigashakyo.jp>

(2) 市町社会福祉協議会

市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）は、県内全ての市町にあり、各市町域の住民やボランティア、社会福祉を目的とする事業者および保健・福祉の関係者等の参画を得て構成される民間団体です。市町域において「地域福祉の推進を図る」ために中核的な役割を有する組織として、社会福祉法に位置づけられた公共性の高い民間団体です。

市部を中心に小学校区や大字などを単位に学区（地区）社会福祉協議会が設置されているところもあります。

市町社協は、地域住民等の参加を得て地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、住民の福祉活動の場づくり・仲間づくりへの支援、社会福祉に携わる公私の関係者・団体・機関相互の連携の促進ならびに具体的な福祉事業の企画と提供を行っています。

また、災害時には、関係機関・団体と協働して災害ボランティアセンターの設置運営や災害時要配慮者の支援などの活動を行います。

◆所在地 市町社協一覧（資料18ページ参照）

(3) 共同募金会

共同募金会は、「社会福祉法」において、共同募金運動を行う第一種社会福祉事業の社会福祉法人に位置づけられています。

共同募金は、赤い羽根をシンボルに、戦後の混乱した社会の中で生活困窮者等を救済するために、住民相互のたすけあい精神を基調とした運動として昭和22年に始まりました。

時代の変遷とともに改革を繰り返し、近年は地域福祉の推進を目的に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財源面から支援する役割を果たしています。

◆組織

地域における募金活動を行う組織として、各市町に市町共同募金委員会をおき、市町共同募金委員会の事務局は市町社会福祉協議会内にあります。

◆募金運動の実施

毎年1回、厚生労働大臣が定める期間（通常10月1日～3月31日）に、住民の自発的な協力による募金運動を全国一斉に行います。

◆募金計画と助成

募金運動開始前に、県内民間社会福祉事業に対する要望を基に、地域の代表による配分委員会での厳正な審査等を経て、事業の必要性・緊急性等を勘案して募金計画を立てます。

寄せられた募金は、民間の社会福祉事業やボランティア活動、歳末たすけあいなどに助成されます。

◆所在地 大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館内
電話 077-522-4304
FAX 077-522-4375

質問 1

滋賀県社会福祉協議会ではどのようなことをしているのですか。

回答

主な活動は、次のとおりです。

(1) 縁〜制度のはざまへの共働実践

「おめでとう」から「ありがとう」まで幸せに生きられる滋賀をつくろうと、「制度のはざま」にあるニーズを自覚した福祉関係者が分野や立場を越えて共働し、課題解決に取り組んでいます。

(2) 子どもを真ん中においた地域づくり

地域食堂としての子ども食堂づくりをはじめ、子どもを真ん中において、だれもが居場所をもてる共生の地域づくりに取り組んでいます。また、地域福祉活動やボランティア活動も推進しています。

(3) レイカディア/滋賀県レイカディア大学

「生涯現役」を合言葉に、60歳からの世代の地域貢献と仲間づくり、文化、スポーツ、地域づくりなどの生きがい活動を後押しする多様なプログラムと、しくみづくりをしています。

(4) 滋賀県介護・福祉人材センター

厚生労働省大臣の許可を得た「無料職業紹介所」を併設し、福祉の仕事を希望する人と福祉人材を求めている施設・事業所との橋渡しをしています。また福祉の仕事や仲間との出会い・つながりの機会「ふく楽カフェ」を開催しています。

(5) 滋賀県社会福祉研修センター

介護や福祉の職場で働く滋賀の福祉人のための研修を実施しています。キャリア別、テーマ別の研修、法定研修（認知症介護従事者研修、介護支援専門員研修）、介護職員実務者研修通信課程等、多様なプログラムを提供しています。

(6) 滋賀県福祉用具センター

滋賀県福祉用具センターの指定管理者として、生活に密着した福祉用具の展示と試用貸出、利用に関する相談、福祉用具等の啓発と、福祉・介護・保健・医療分野の専門職を対象とした研修を実施しています。

(7) 権利擁護/生活福祉資金貸付

障害者や高齢者等の権利擁護に関する相談、生活困窮世帯への資金貸付相談を行っています。福祉サービスの苦情に関する相談は、滋賀県運営適正化委員会で受け付けています。

(8) 「滋賀の縁」認証活動・社会福祉の表彰

「滋賀の縁」認証活動は、共生社会をめざした滋賀ならではの先駆的实践を、滋賀の福祉モデルとして未来につないでいく活動です。

(9) 滋賀県社会福祉学会

昭和57年に創設された滋賀県社会福祉学会は、“滋賀の福祉人”が年に1回、日頃の実践を通して得た発見や示唆を、発表し・学び・励まし合う場です。全国で滋賀県にしかない現場の福祉人による学会で、分野を越えた相互研鑽と仲間づくりをしています。

(10) 滋賀県災害ボランティアセンター（常設）

災害ボランティアに関する情報提供、支援のコーディネートを行い、災害ボランティア活動と被災地をつなぎます。平常時は災害時要配慮者支援ネットワークの活動、訓練、研修を行い、災害発生時には非常時体制に移行します。

(11) 教職員免許の介護等体験事業

滋賀県社会福祉協議会では、教職免許所得希望者の介護等体験にかかる、社会福祉施設等と大学等（学生）との調整を行っています。

(12) 県立長寿社会福祉センターの管理（貸館）

滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理者として管理運営を行っています。研修会や会議室、体育室、調理室などの施設が利用いただけます。

質問 2

地域福祉権利擁護事業とはどのような事業ですか。どのような人が利用できるのですか？

回答

介護保険をはじめ福祉サービスの提供を受けるには、自らサービスを選択し、サービス供給者と契約をすることが必要です。そのため、認知症の症状がある高齢者や知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分でない方、一人暮らしの高齢者で自分で手続き等ができない方は、自らの判断で選択したり契約したりすることが難しく、適切なサービスを受けられないことが考えられます。

地域福祉権利擁護事業は、こうした方が地域で安心して暮らし続けられるよう市町社協の専門員や生活支援員が下記のお手伝いをするものです。

◆利用できる人

認知症の症状のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは行うことが困難な方

◆お手伝いの内容

①福祉（介護）サービスの利用のお手伝い（福祉サービス利用援助事業）
福祉サービスの内容の説明、福祉サービスの申し込みや契約時の同行、利用料金の支払い等

②暮らしに必要なお金の出し入れ（日常的金銭管理サービス）
年金や手当の受け取り、病院の受診料や電気代などの支払い、銀行や郵便局でのお金の出し入れ等

③通帳やハンコ、証書などの預かり（書類等預かりサービス）
銀行や郵便局、農協などの通帳、年金や保険の証書、権利証書、ハンコ等

◆問い合わせ

市町社会福祉協議会または滋賀県社会福祉協議会（資料17～18ページ参照）

質問 3

ボランティア活動をしたいという相談を受けましたが、どうすればいいでしょうか。また、どのような活動があるのですか？

回答

ボランティア活動の相談は、地元の市町社会福祉協議会にされるといいでしょう。ボランティアセンターでは、地域や施設の福祉の状況や課題を把握し、ボランティア活動を必要としている人と活動をしたいという人の調整をしています。

ボランティア活動は、地域での活動や施設での活動、一人でできる活動や仲間と一緒にする活動などいろいろありますので、その人にあった活動がきっと見つかるでしょう。

◆ボランティア活動の分野と種類

分 野	種 類
福 祉 活 動	高齢者や障害者の外出介助、相談・話し相手、配食活動、ふれあいサロン、施設訪問、手話・要約筆記、点訳・音訳ガイドヘルプ、収集活動（古切手や外国コインなど）、住宅・福祉用具等の改造・修理、おもちゃ図書館、募金活動、スポーツ・レクリエーション指導、里親、当事者支援活動
地 域 活 動	交通安全・防犯、防災・災害救援、地域活性化（まちおこし等）
保 健・医 療 活 動	精神保健活動、病院内活動、ドナー活動（献血、骨髄バンク等）
教 育・文 化 活 動	伝統芸能・文化・行事・民芸などの継承、保存、指導等、美術館・観光地等の案内、歴史の語り部、地域教育指導
環 境 保 護 活 動	地域清掃・環境美化、自然保護、リサイクル運動
国際交流・国際協力活動	留学生、外国人住民の支援・交流活動、通訳・翻訳活動 海外協力（物資・資金・技術）

12. 社会保険制度

社会保険は、病気、死亡などの不測の事故や老後の生活に備えて、働く人たちが収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担して、いざというときに医療や年金、一時金の給付を行い、生活の安定をはかるという目的でつくられた社会的制度です。

質問 1

社会保険の種類はどのようなものがありますか。また、どこに相談に行けばよいですか？

回答

その主な種類は次のとおりです。

	種類	被保険者	保険者	給付事由
医療保険	① 健康保険	健康保険の適用事業所で働く人	全国健康保険協会、健康保険組合	業務外の病気・けが、お産、死亡（船保は職務上の場合も含む。）
	② 法第3条第2項被保険者	健康保険の適用事業所で働く日雇特例被保険者	全国健康保険協会	
	③ 船員保険（疾病部門）	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会	
医療保険	④ 各種共済組合（短期給付）	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各共済組合	病気・けが、お産、死亡
	⑤ 後期高齢者医療制度	75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上の人（生活保護を受けている人を除く）	後期高齢者医療広域連合	病気・けが、死亡
	⑥ 国民健康保険	市町に住所があり①～⑤のいずれにも属せず、生活保護を受けていない人	市町・県	病気・けが、お産、死亡
年金保険	⑦ 厚生年金保険	厚生年金保険の適用事業所で働く人	政府（厚生労働省）	老齢、障害、死亡
	⑧ 各種共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合	

年金保険	⑨ 国民年金	①自営業者、農漁業従事者及び学生など（第1号被保険者） ②被用者年金の被保険者（第2号被保険者）とその被扶養配偶者（第3号被保険者）	政府（厚生労働省）	老齢、障害、死亡
労働保険	⑩ 労災保険	原則としてすべての事業が適用を受け、そこに働くすべての労働者が給付の対象	政府（厚生労働省）	業務上・通勤途上の病気・けが、障害、死亡
	⑪ 雇用保険	原則としてすべての事業が適用を受け、その従業員が被保険者となる		失業など

◆相談窓口

- ①～③（加入手続き）年金事務所（資料28ページ）
（給付手続き）全国健康保険協会
- ④⑧ 共済組合
- ⑤ 市町後期高齢者医療担当課（資料11ページ）または滋賀県後期高齢者医療広域連合
- ⑥ 市町国民健康保険担当課（資料10ページ）
- ⑦ 年金事務所（資料28ページ）
- ⑨ 第1号被保険者の加入手続
第3号被保険者の該当届、保険料年金請求、年金事務所（資料28ページ）
- ⑩ 労働基準監督署（資料29ページ）
- ⑪ 公共職業安定所（ハローワーク）（資料29ページ）

質問 2

子どもが生まれました。国民健康保険の手続きは何か必要ですか？

回答

被保険者を追加するために、母子健康手帳と本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちいただき、市町に届け出をしてください。

※市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。詳しくは、市町国民健康保険担当課にお問い合わせください。（資料10ページ）

質問 3

医療費がかかって大変です。助成制度はありますか？

回答

福祉医療費の助成制度があります。

この制度は、社会的、経済的に弱い立場にある人が、一定の所得範囲内であれば、医療を受けた場合にその自己負担相当額が助成される制度です。

◆相談窓口 市町福祉医療費助成担当課（資料12ページ）

質問 4

国民年金の制度はどのようなものですか？

回答

国民年金は、公的年金制度の土台として、老齢、病気やけがによる障害、死亡により遺族などの状態になったとき、本人およびその家族の生活安定のために年金を支給する社会保険制度です。

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、加入が法律で義務付けされています。

◆問い合わせ 年金事務所（資料28ページ）

(1) 届け出が必要な場合

国保の被保険者になるとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	※転出証明書、本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の健康保険の被保険者でなくなったとき 他の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険をやめた証明書、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認書類（マイナンバーカード等）
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類（マイナンバーカード等）

国保の被保険者でなくなるとき	手続きに必要なもの
後期高齢者医療制度の対象となったとき （一定の障害の状態があり、後期高齢者医療制度を受けることとなったときを含みます）	資格確認書 ^(※) または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の市区町村へ転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
他の健康保険の被保険者になったとき 他の健康保険の扶養家族になったとき	国保と他の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）、死亡を証明するもの、 喪主等の確認ができるもの
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）、 保護開始決定通知書

その他	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）
修学のため、子どもが他の市区町村に居住するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）、 在学証明書等
施設入所などで他の市区町村へ転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、 本人確認書類（マイナンバーカード等）、 入所証明書等
資格確認書や資格情報のお知らせをなくしたり、よごれて使えなくなったとき	本人が確認できる書類（マイナンバーカード等） （使えなくなった資格確認書または資格情報のお知らせ）

(※) 資格確認書とは、マイナ保険証を保有していない方または利用できない方に交付される証明書です。

★マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届出が必要です。

★市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。
詳しくは、市町国民健康保険担当課にお問い合わせください。

★届け出窓口 市町国民健康保険担当課

★届け出期限 異動があった日から14日以内

(2) 国保で受けられる給付

◇療養の給付

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●病気になったとき ●けがをしたとき ●歯が痛むとき	かかった費用のうち一部負担金を支払うことにより治療が受けられます。 ※1義務教育就学前の乳幼児… (2割) 義務教育修学後～70歳未満… (3割) 70歳以上75歳未満… (2割または3割)	保険を取り扱っている医療機関へマイナ保険証^(※)や資格確認書を提示してください。

(※) マイナ保険証とは、健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

◇療養費の支給（申請により国保から払い戻しが受けられる場合）

※療養費を請求する権利の消滅時効は療養に要した費用を支払った日の翌日から2年です。ただし、償還払いとなる高額療養費の起算日は診療月の翌月1日から、自己負担額の支払が診療月の翌月以降になる場合は支払った日の翌日が起算日になります。

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●保険の取り扱いをしていない医療機関で治療を受けたときややむを得ない理由で被保険者証をもたずに治療を受けたとき	いったん全額を支払ったあと、かかった費用について申請していただき審査の上、保険で認められた額の払い戻しを受けられます。	事情をよく審査したうえで支給します。 診療報酬明細書・領収書またはそれに代わるものが必要です。
●コルセット、ギプスなどの治療用装具代がかかったとき ●輸血をしたときの生血代		医師の証明書が必要です。 生血は親子、兄弟、その他親族からの場合は認められません。
●重病人の入院や転院等の移送に費用がかかったとき		国保が認めた場合に限りです。 申請には、移送を必要とする医師の意見書・移送にかかった費用の領収書（移送区間・距離のわかるもの）が必要となります。
●海外の医療機関で病気やけがにより治療を受けたとき（海外療養費）	日本で同様の傷病で治療した場合にかかる費用を算定した額（海外で実際に支払った額の方が少ないときはその実費額）の保険で認められた部分について、あとから払い戻しを受けられます。	診療内容明細書・領収明細書・翻訳文・パスポート、航空券など海外に渡航した事実が確認できる書類の写し・調査にかかる同意書が必要です。

※ 海外療養費として、国保で払い戻しが認められるのは急病の場合に限られ、日本で保険適用とされていない臓器移植や治療を目的とした渡航で療養を受けた場合は対象になりません。

◇柔道整復、はり、きゅうおよびあん摩・マッサージの施術にかかる療養費

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●柔道整復師の施術を受けるとき (骨折、脱臼、打撲、捻挫)	かかった費用のうち一部負担金を支払うことにより施術が受けられます。 義務教育就学前の乳幼児… (2割) 義務教育就学後～70歳未満… (3割) 70歳以上75歳未満… (2割または3割)	施術所へマイナ保険証や資格確認書を提示してください。また印かんが必要な場合があります。
●医師の同意書または診断書を得て、はり、きゅうおよびあん摩・マッサージの施術を受けるとき ^(※)		

(※) 受領委任について、施術者が、医療保険(療養費)で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。なお、受領委任の取扱いをされない施術所では、償還払いが原則です。

◇その他の給付

こんなとき	こんな給付が	注意したいこと
●子どもが生まれたとき ●流産・死産であっても妊娠85日以上であるとき	出産育児一時金を支給します。	かかった出産費用に出産育児一時金をあてることができるよう、原則として国保から医療機関等へ直接支払われます。(直接支払制度)
●加入者が亡くなられたとき	葬祭費を支給します。	喪主等への支給となります。喪主等を確認できるものが必要となる場合があります。
●入院中の食事代	109ページをご覧ください。	
●療養病棟に入院する65歳以上の方の生活療養に要した費用	109ページをご覧ください。	
●訪問看護ステーションなどを利用したとき	費用の一部を自己負担、残りを訪問看護療養費として国保が負担します。	医師が在宅医療を必要と認めたとき。被保険者証を訪問看護ステーションなどに提出してください。(介護保険から給付される場合もあります)

◇入院時食事療養費の支給

入院中の一日の食事代にかかる費用のうち、下記の標準負担額を被保険者のみなさんに負担していただき、残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

一般（下記以外の方）		1食510円 ※ ¹
住民等非課税世帯等の方 （70歳以上では住民税非課税Ⅱの方※ ² ）	過去12か月の入院日数が90日までの入院	1食240円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1食190円
70歳以上で住民税非課税Ⅰの方※ ³		1食110円

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- 住民税非課税世帯で70歳未満の方および70歳以上の住民税非課税Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、国保の窓口申請して交付を受けてください。
- オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合を除く。）

※¹ 指定難病患者または、小児慢性特定疾病児童等の方は300円（1食につき）

※² 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方。

※³ 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯主および全ての国保被保険者の所得が一定基準に満たない方。

上記標準負担額は、高額療養費を算定する一部負担金には入りません。

◇入院時生活療養費の支給

療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養に要した費用（食費と居住費）については、下記の標準負担額を負担していただき、残りは入院時生活療養費として国保が負担します。（療養病床に該当するかどうかは、医療機関にご確認ください。）

一般	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する保健医療機関に入院している方	1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき510円との合計額
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保健医療機関に入院している方	1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき470円との合計額
住民税非課税世帯に属する方（住民税非課税Ⅱ）		1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき240円との合計額
住民税非課税世帯に属し、世帯員の所得が一定基準に満たない方（住民税非課税Ⅰ）		1日（居住費）につき370円と1食（食費）につき140円との合計額

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- 住民税非課税世帯に属する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、国保の窓口申請して交付を受けてください。

- オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合を除く。）
- 指定難病患者の方は、食材料費相当(入院時食事療養費の標準負担額)のみの負担となります。上記標準負担額は、高額療養費を算定する一部負担金には入りません。

◇高額療養費の支給

医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた金額について国保が負担します。

高額療養費を受ける場合には、申請が必要です。国保の窓口へ申請してください。

滋賀県内の市町間で住所を異動した月は、世帯の構成に変更がない場合に限り、異動前と異動後の自己負担限度額それぞれ2分の1の額となります。

1. 70歳未満の方の場合

①1カ月の自己負担が限度額を超えたとき

月の1日から月末までの診療分を同じ医療機関等に支払った自己負担額（112ページ「自己負担額の計算上の注意」を参照）が、下表の限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することによりその超えた分を支給します。（償還払い）

なお、あらかじめ国保の窓口へ申請して自己負担限度額にかかる認定証の交付を受けると、1医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができます。（現物給付）

※保険料（税）を滞納していると認定証の交付を受けることができない場合があります。

※オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。

自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額（月額）
所得901万円超	252,600円＋ア ア＝（総医療費－842,000円）×1%
所得600万円超 ～901万円以下	167,400円＋イ イ＝（総医療費－558,000円）×1%
所得210万円超 ～600万円以下	80,100円＋ウ ウ＝（総医療費－267,000円）×1%
所得210万円以下	57,600円
住民税非課税 ^{※1}	35,400円

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

ア・イ・ウはそれぞれ、842,000円、558,000円、267,000円を超えた場合に加算します。

※所得については同一世帯の全ての国保被保険者の年間基準所得額になります。

※1 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方

②同じ国保世帯内で合算して限度額を超えたとき

1つの国保世帯内で、同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合算額が自己負担限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、その超えた分を支給します(世帯合算)。
※世帯合算は、家族の一部負担金を合算する場合だけでなく、同じ人が同じ月内に複数の医療機関等で一部負担金を支払っている場合にも適用できます。

③高額療養費の支給を年3回以上受けたとき

過去12か月間に、同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたとき、国保の窓口へ申請することにより4回目からは、1か月に下記の限度額を超えた分を支給します(多数回該当)。

所得区分	4回目以降の自己負担限度額(月額)
所得901万円超	140,100円
所得600万円超 ～901万円以下	93,000円
所得210万円超 ～600万円以下	44,400円
所得210万円以下	
住民税非課税	24,600円

(令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。)

④高額な治療を長期間続ける場合

長期にわたり高額な医療費が必要な疾病で、厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)については、国保の窓口へ申請して交付される「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口へ提示すれば、年齢を問わず、毎月の自己負担額は10,000円までとなります。

ただし、慢性腎不全で人工透析を要する世帯の年間基準所得額が600万円を超える方については、毎月の自己負担額は20,000円までとなります。

自己負担額の計算上の注意

1. 月の1日から月末までの1カ月の診療ごとに計算します。
2. 保険がきかない差額ベッド代、入院時食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。
3. ひとつの病院、診療所ごとに計算します。
4. ひとつの病院、診療所でも、外来と入院、医科と歯科は別計算。
5. 院外処方で調剤を受けたときは処方せんを出された医科（歯科）の一部負担金と合算します。

2. 70歳以上の人（後期高齢者医療制度対象者を除く）の場合**①1カ月の自己負担が限度額を超えたとき**

月の1日から月末までの診療に対して支払った自己負担額（113ページ「自己負担額の計算上の注意」を参照）が、下表の限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、超えた分をあとから支給します。（償還払い）

なお、あらかじめ国保の窓口申請して、住民税非課税Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」の交付を受けると、1医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額にとどめることができます。（現物給付）

※オンライン資格確認を導入した医療機関等でマイナ保険証を利用する等により区分を確認できる場合は、認定証の申請は不要です。

自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み 所得者 ※1	Ⅲ 課税標準額 690万円超	252,600円＋ （総医療費－842,000円）×1％ （多数回該当140,100円）※4	
	Ⅱ 課税標準額 380万円超	167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1％ （多数回該当93,100円）※4	
	Ⅰ 課税標準額 145万円超	80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1％ （多数回該当44,400円）※4	
一 般		18,000円 （年間144,000円上限）※5	57,600円 （44,400円）※4
住民税 非課税	Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	Ⅰ ※3		15,000円

（令和7年12月1日現在 今後、制度改正に伴い変動する可能性があります。）

- ※ 同一世帯に一定の所得（地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）145万円）以上の70歳以上の国保被保険者がいる方。
ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、一定額未満（単身世帯の場合：年収383万円未満、二人以上の世帯の場合：年収520万円未満）である旨、申請があった場合は、「一般」の区分と同様になります。
- ※2 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯主および全ての国保被保険者の所得が一定基準に満たない方。
- ※4 （ ）内の数字は過去12か月以内に3回以上、高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額（多数回該当）
- ※5 年間とは、毎年8月から翌年7月までの期間になります。
- ※ 人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の自己負担額は1万円までとなります。
- ※ 新たに70歳になる国保被保険者の世帯については、年間基準所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」となります。

70歳以上の方
（後期高齢者医療制度
対象者を除く）

自己負担額の計算上の注意

1. 月の1日から月末までの1カ月の診療ごとに計算します。
2. 保険がきかない差額ベッド代、入院時食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。
3. 外来では同一世帯に70歳以上の国保被保険者が2人以上いても個人ごとに各医療機関に支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を計算します。世帯ごとの支給額は、まず個人ごとに外来の支給額を計算し、さらに入院の一部負担金と合わせて世帯の限度額を超えた分を計算します。

3. 70歳未満と70歳以上の方（後期高齢者医療制度対象者を除く）が同じ国保世帯の場合

70歳未満と70歳以上（後期高齢者医療制度対象者を除く）の方が同じ国保世帯でそれぞれの自己負担額を合算する場合は、70歳未満と70歳以上に分け、70歳以上の方は外来の個人単位で限度額をまとめ、その後入院を含めて世帯の70歳以上の限度額を適用。これに70歳未満の合算対象基準額を合わせて国保世帯全体での限度額を適用します。

※高額医療・高額介護合算制度

高額医療費の算定対象世帯に介護保険の利用者がいる場合、医療保険の患者負担と介護保険の患者負担額の年間の合計額が、限度額を超えたときは、超えた額が払い戻される制度があります。

13. ひきこもり支援

現状と課題

ひきこもりとは様々な要因によって「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」をいいます。趣味の用事のときだけ外出する人も含みます。

◆把握されている数

全国で若年層（15～39歳）の人は推計54万1000人、40歳から64歳までの中高年の人は推計61万3000人。（内閣府調査より）

この推計調査を滋賀県の人口（R7.4.1現在）で試算すると、15歳から39歳までで、約7,000人、40歳から64歳までは約9,000人となり、県内には合計16,000人の方がひきこもり状態に該当します。

また、令和元年7月に県内の民生委員を対象に滋賀県社会福祉協議会が実施したアンケート調査では、15歳から39歳までが543人、40歳から64歳までは885人、合計1,428人のひきこもり当事者が民生委員によって把握されています。試算値のわずか8.9%ですが、それだけひきこもりは把握しにくいことと言えます。

他にも、令和2年5月に滋賀県内のひきこもりに関わる支援を行う機関・団体292か所を対象に滋賀県立精神保健福祉センターが実施した実態調査では、令和元年度にひきこもり状態にある人が、10代～30代では1,574人、40代以上では511人、合計2,085人いることが分かりました。

◆支援の必要性

ひきこもり支援においては、発見・相談から自立にいたるまで一貫して支援していく仕組みが十分ではありません。特に、中学校卒業後や高校・大学を中退すると、支援を受けられる機関が減少する傾向にあります。年齢を重ねるにしたがってこの傾向は強まります。

ひきこもりは個人あるいは家族の問題と見られがちですが、様々な要因や環境が影響して、ひきこもりがあらわれるものであり、限られた人にあらわれるのではなく、子どもから成人・高齢者までの広い年齢層に表出される社会現象と言えます。したがって、ひきこもりは「個人の問題ではなく、社会の問題」であることを十分に理解する必要があります。

質問 1

ひきこもり支援において、民生委員はどのような役割を担うのですか？

回答

日頃の活動の中で、ひきこもり者やその本人を支える家族に気づいた場合、適切な相談支援機関や専門的支援等につなげていただきたいと思います。

しかし、民生委員の皆さんも、一人で抱えていただく必要はありません。できる範囲で「ひきこもりの本人と本人を支える家族」への見守りを行ってください。

◆「気づき」・「見守り」・「つなぎ」が役割

1. ひきこもり者や本人を支える家族に気づく

日頃の活動を通じて、ひきこもり者や本人を支える家族に気づいた場合、その状況の理解に努めます。

2. 適切な相談支援機関・専門的支援等につなげる

ひきこもり者や本人を支える家族に気づき把握した状況を相談支援機関へつなぐ。

※県内のひきこもり支援機関

滋賀県ひきこもり支援センター	077-567-5058、077-567-5010
滋賀県社会福祉協議会	077-526-7031
滋賀県草津保健所	077-562-3534
滋賀県甲賀保健所	0748-63-6148
滋賀県東近江保健所	0748-22-1300
滋賀県彦根保健所	0749-21-0281
滋賀県長浜保健所	0749-65-6610
滋賀県高島保健所	0740-22-2419
大津市保健所	077-522-6766

※上記以外にも、市町やNPO法人等でも、ひきこもりに関する相談窓口が開設されています。

◆対応のポイントについて

- ・ひきこもりが長期にわたると、家族は自分たちがその原因でないかと自分を責めたり、将来への強い不安や絶望を感じていることがしばしばあります。まずはこれまでの苦労や努力を十分に労い、傾聴し、家族自身

の孤立感の軽減に努めることが第一歩です。

- ・定期的に声かけをしましょう。
- ・活動の際は、偏見を持たず、受容的な態度で接してください。
- ・家族の話に耳を傾け、今困っていることへの対応や適切な相談機関へつなげていきます。

14. 災害時の対応

現状と課題

東日本大震災以後、国や市町村をはじめ、企業や住民組織等においても災害対策の見直しや強化が進められました。国においては、平成25年（2013年）6月に災害対策基本法を改正し、市町村における災害対策の取り組みを推進することとしました。

この災害対策基本法改正において、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、名簿の提供先のひとつとして民生委員が挙げられました。その後、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法改正において、市町村に「個別避難計画※」の作成が努力義務化され、避難行動要支援者の避難支援等の実施や「個別避難計画」の作成に係る関係者として民生委員が挙げられました。

加えて、民生委員児童委員協議会（以下、民児協と表記）が独自に災害時要援護者名簿の作成などの取り組みを行っていたこと、高齢化にともなう地域の担い手不足、自主防災組織の遅れなどもあいまって、現在、民生委員に対し、防災・減災に関して大きな期待が寄せられています。

しかし、災害対策基本法でも、地域の多様な関係者の連携・協働による取り組みを求めており、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが必要です。平常時の取組によって、被害は大きく異なります。民生委員など、一部の関係者のみが責任を負うべきものではありません。避難行動要支援者の避難支援も地域全体の課題として考える必要があります。こうした災害に備える地域ぐるみの取組は、地域のつながりを強化し、「地域共生社会」の実現にも役立ちます。

災害に備える取り組みを行っていくにあたり、全ての民生委員、民児協事務局等の関係者が日頃から意識し、再確認すべきこととして、まとめられて

いますので、取り組みの参考にいただきますようお願いします。全国民生委員児童委員連合会が「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」を以下のとおり示しています。

◆「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員・児童委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

※個別避難計画

- ・個別避難計画の作成については、計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましいとされています。具体的には、地域の実情に応じて、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社協職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障がい者団体等の参加が想定されています。（引用元「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」）

15. 家庭教育の支援

現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。

一方、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する悩みや不安を抱えたり、地域社会から孤立したり、自ら学びの場や相談の場にアクセスしたりすることが困難な、支援が届きにくい家庭も存在しています。

質問 1

家庭教育とはどのような教育ですか？

回答

○家庭教育とは、父母その他の保護者（以下、保護者）が、子どもに対して行う教育のことです。乳幼児期からの保護者の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

子どもの心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担っています。

○時折、「家庭学習」という言葉を見聞きすることがあるかもしれませんが、家庭教育とは大きく異なります。現行の学習指導要領（小学校）内には「家庭学習」と明記された部分はありません。ですが、「小学校学習指導要領総則第1章第1の2の（1）」には、家庭における学習について、下記の通り記載されています。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するように配慮すること。

学齢期における「家庭学習」の内容については、宿題や予習・復習、自主的な学習などが挙げられると思いますが、「家庭学習」と学校での学びが両輪となることで子どもたちに確かな学力を育んでいくと考えられます。「家庭教育」と「家庭学習」のそれぞれの内容は大きく違うものであることに注意が必要です。

質問 2

家庭教育支援とは何ですか？

回答

○家庭教育は保護者が子どもに対して行う教育であることから、「家庭教育支援」とは保護者を支援することです。保護者の家庭教育に好影響をもたらし、子どもの成長に寄与することを目指しています。教育基本法にあるように、国および地方公共団体は、家庭教育を支援するための必要な施策を講ずることとされています。

<根拠法> 教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

質問 3

家庭教育支援の対象は誰ですか？

回答

○質問2の回答のとおり、特定の保護者ではなく、全ての保護者が対象になります。

質問 4

家庭教育支援としての具体的な活動にはどのようなものがありますか？

回答

○教育基本法第10条にも記載されているように、保護者に対する①学習の機会、②情報の提供を中心に、③交流の場の提供、④親子参加型の行事、⑤相談対応、等の活動があります。

質問 5

家庭教育支援ではどんなことが求められていますか？

回答

○近年では、保護者を取り巻く環境が様々であることから、全ての保護者に一律の内容で家庭教育支援の手立てを講じるのではなく、保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援（質問6）で手立てを講じる必要性が増しており、さらにその支援の周知の方法や活動内容、開催場所、手法等の工夫をすることが必要になっています。

また、滋賀県では、地域の身近な人材が家庭教育支援員として活動したり、

家庭教育支援チームを構成し組織的な家庭教育支援活動を展開したりするなど、社会総ぐるみで家庭教育を支援する仕組みづくりを進めています。社会的包摂の観点からも、様々な保護者を支える地域の仕組みづくりを目指す上で、民生委員・児童委員には積極的に家庭教育支援施策に関わってもらうことが期待されています。（家庭教育支援員やチームについては質問7を参照）

<関連通知>

「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（依頼）」（平成21年3月16日）



質問 6

保護者のニーズに応じたアウトリーチ型の家庭教育支援とは何ですか？

回答

- 「ニーズに応じた」例として、学習講座のテーマでは「インターネットと子育て」等、社会状況の変化に応じ、保護者が「学びたい」と思える内容が求められています。ただし、教育基本法に「家庭教育の自主性を尊重しつつ」とあるように、家庭教育の主体は保護者（各家庭）にあるということを理解しておく必要があります。
- 「アウトリーチ型」ということでは、家庭への訪問に限らず、保護者が集まる場所に出向いて講座を開催する、オンラインを活用した学習講座を実施する等、「保護者が学びやすい方法は何か？」と、支援を「届ける」視点で現代の保護者の抱えるニーズをふまえて事業を実施することが求められています。

質問 7

「家庭教育支援員」や「家庭教育支援チーム」とは何ですか？

回答

- 「家庭教育支援員は、学習プログラム等の中心的な企画・実施や保護者への相談対応等を行う者であり、特定の資格や職業を指すものではない。PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員・児童委員等、教育と福祉に関する理解と熱意があり、過去に教育や福祉分野での活動実績を有する者が望まれる。」とされています。家庭教育支援チームは、前述の家庭教育支

援員等により結成されたチームのことです。

参考：子供たちの未来をはぐくむ家庭教育（文科省HP）

「家庭教育支援チーム」の手引書



質問 8

民生委員・児童委員は家庭教育支援にどう関わればよいのでしょうか？

回答

○平成21年3月に文部科学省および厚生労働省の連名で、「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」の依頼文が発出されています。（質問5参照）

民生委員・児童委員が、地域の身近な家庭教育支援人材として家庭教育支援活動に取り組むことや、家庭教育支援チームの一員となり家庭教育支援活動に取り組むことなどが期待されています。

民生委員・児童委員は地域の身近な人材であることから、家庭教育支援員として活動される場合には、その地域の家庭教育支援に好循環を生み出す大きな効果が生まれると考えられます。

また、福祉分野に関わりが深い民生委員・児童委員が、学校教育を所管する教育委員会と連携することで、「教育と福祉の連携」に係る取組が生まれ、域内の子どもや家庭を支える施策に関係者が連携・協働して取り組むことができます。

このように、民生委員・児童委員には、家庭教育支援のキーパーソンとしての活躍が期待されています。

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

地域・家庭教育係

電 話：077-528-4654

メール：ma06@pref.shiga.lg.jp

資料編 I

各種貸付金および
窓口等

1.各種貸付金一覧

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利 息		備考
						連帯保証人ありの場合	連帯保証人なしの場合	
修学	高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	月額 18,000円 ～ 122,000円	就学期間中	当該学校卒業後 6 か月	10年以内 ただし専修学校（一般過程）5年以内	無利子	無利子	
就学支度	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	63,100円～ 590,000円		当該学校卒業後 6 か月	大学（院・短大）10年以内 高校その他5年以内	無利子	無利子	
修業	事業を開始しまたは就職するためには就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (特別：自動車免許取得460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 6 か月 または 1 年	10年以内（自動車免許取得は6年以内）	無利子	無利子	
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等および通勤用自動車等を購入する資金	111,000円 (自動車購入を含む場合 340,000円)		知識技能習得後 6 か月 または 1 年	6年以内		父母等の就職にかかるもの：年1.0％ 子の就職にかかるもの：無利子	

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利 息		備考
						連帯保証人ありの場合	連帯保証人なしの場合	
技能習得	自ら事業を開始しまたは就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (特別：自動車免許習得460,000円) (特別：各種学校等816,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後6か月または1年	10年以内	無利子	年1.0%	
医療介護	医療または介護（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療：340,000円 (特別：480,000円) 介護：500,000円		医療介護を受ける期間満了後6か月	5年以内	無利子	年1.0%	
生活	知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療もしくは介護を受けている間、ひとり親家庭になつて間もない（7年未満）父母の生活を安定・継続する間（生活安定期間）または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般：月額114,000円 技能：月額141,000円	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療または介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能を習得後6か月	・技能習得10年以内 ・医療または介護5年以内 ・ひとり親家庭となつて7年未満者は8年以内 ・失業5年以内	無利子	年1.0% (技能習得、医療介護を受ける場合、およびひとり親家庭となつて7年未満のものについては、月額4万円、合計96万円までは無利子)	
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、または増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別：2,000,000円)		6か月	6年以内特別7年以内	無利子	年1.0%	
転宅	住宅を移転するために、住宅の賃借に必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	無利子	年1.0%	
結婚	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	330,000円		6か月	5年以内	無利子	年1.0%	

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利 息		備考
						連帯保証人ありの場合	連帯保証人なしの場合	
事業開始	事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	3,580,000円		1年	7年以内	年1.0%		
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000円		6か月	7年以内	年1.0%		

(2) 母子福祉援護資金

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利 息	備考
小口資金	母子家庭の児童、寡婦が扶養する子が入学したり就職したり、その他急に資金が必要なとき	50,000円	－	無	3か月以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母または児童、寡婦が結婚に際し必要な資金	100,000円	－	無	1年以内	無利子	

(3) 生活福祉資金貸付条件等一覧（令和4年4月改正）

資 金 種 類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金		失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
※総合支援資金の貸付には、原則、自立相談支援事業の利用が要						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（3ヵ月以内） ※1	（二人以上）月20万円以内 （単身） 月15万円以内	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも 貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日（生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
2 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります						
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 （以下は貸付上限額の目安）	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 20年以内 （以下は目安）	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも 貸付可
	生業を営むために必要な経費	（460万円以内）		（15年以内）		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔 技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内 〕		（8年以内）		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	（250万円以内）		（7年以内）		
	福祉用具等の購入に必要な経費	（170万円以内）		（8年以内）		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	〔 200万円以内 障害の状況により改造等を要する場合のみ250万円以内 〕		（8年以内）		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	（513.6万円以内）		（10年以内）		
	負傷又は疾病の治療にかかる必要な経費 ・健康保険の医療負担額 ・療養に付随して要する経費 療養期間中の生計を維持するために必要な経費	〔 療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円以内 〕		（5年以内）		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円以内 〕		（5年以内）		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	（150万円以内）		（7年以内）		
	冠婚葬祭に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	（50万円以内）		（3年以内）		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
※貸付に、自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります						
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 （自立相談支援事業等の利用が必要な世帯で特に必要と認めた場合は、右に記載の貸付限度額を1.5倍とする場合があります。）	（高校）月3.5万円以内 （高専）月6.0万円以内 （短大）月6.0万円以内 （大学）月6.5万円以内	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	（不要） ただし、 世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
4 不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 （借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間）	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか 低い利率	必要 推定相続人 の中から 選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 （借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間）	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）				不要

※1：3ヶ月を上限に3回まで延長が可能

2. 行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設等一覧 (令和7年12月1日現在)

◆県保健福祉担当機関

所 属 名	所 在 地	電 話	FAX
健 康 福 祉 政 策 課	大津市京町4-1-1	077-528-3511	077-528-4850
医 療 政 策 課		077-528-3610	077-528-4859
医 療 福 祉 推 進 課		077-528-3521	077-528-4851
障 害 福 祉 課		077-528-3541	077-528-4853
生 活 衛 生 課		077-528-3640	077-528-4860
医 療 保 険 課		077-528-3571	077-528-4862
健 康 し が 推 進 課		077-528-3651	077-528-4857
薬 務 課		077-528-3630	077-528-4863
健 康 危 機 管 理 課		077-528-3580	077-528-4866
子ども若者政策・私学振興課		077-528-3550	077-528-4854
子 ど も の 権 利 室		077-528-3573	077-528-4854
子どもの育ち学び支援課		077-528-3457	077-528-4854
子 育 て 支 援 課		077-528-3590	077-528-4868
子 ど も 家 庭 支 援 課		077-528-3554	077-528-4868

◆健康福祉事務所（保健所、子ども家庭相談室）

所 属 名	所 在 地	電 話	FAX
南 部 健 康 福 祉 事 務 所 (草津保健所)	草津市草津三丁目14-75	077-562-3527	077-562-3533
甲 賀 健 康 福 祉 事 務 所 (甲賀保健所)	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111	0748-63-6142
東 近 江 健 康 福 祉 事 務 所 (東近江保健所)	東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1253	0748-22-1617
湖 東 健 康 福 祉 事 務 所 (彦根保健所)	彦根市和田町41	0749-22-1770	0749-26-7540
湖 北 健 康 福 祉 事 務 所 (長浜保健所)	長浜市平方町1152-2	0749-65-6660	0749-63-2989
高 島 健 康 福 祉 事 務 所 (高島保健所)	高島市今津町今津448-45	0740-22-2525	0740-22-5693
大 津 市 保 健 所	大津市浜大津4-1-1	077-522-6756	077-525-6161

※代表番号ですので相談内容をお伝えください。

◆福祉関係相談センター等

所 属 名	所 在 地	電 話	FAX
中央子ども家庭相談センター	草津市笠山7-4-45	077-562-1121	077-565-7235
彦根子ども家庭相談センター	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741	0749-24-7464
大津・高島子ども家庭相談センター	大津市におの浜4-4-5	077-548-7768	077-548-7769
日野子ども家庭相談センター	蒲生郡日野町小御門201-1	0748-36-1201	0748-36-1202
リハビリテーションセンター更正相談係 (身体障害者更生相談所)	草津市笠山7-8-138	077-567-7221	077-567-7222
精神保健福祉センター相談支援係 (知的障害者更生相談所)	草津市笠山8-5-130	077-563-8448	077-562-4334
子ども・子育て応援センター (こころんだいやる)	大津市京町4-1-1 (滋賀県庁内)	077-524-2030 (子どもは0120-0-78310)	077-528-4855
子ども・若者総合相談窓口	草津市笠山8-4-25	077-567-5058	077-566-5370
児 童 虐 待 ホ ッ ト ラ イ ン (24時間対応)	077-562-8996/189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)		
こころのサポートしが (LINE相談)	QRコードを読み取り、 LINE公式アカウント「こころのサポートしが」を 友だち登録し、利用		
滋賀県心の教育相談センター	野洲市北桜978-95 (滋賀県総合教育センター内)	077-586-8125	077-586-4301

◆市福祉事務所

担 当 課 名	所 在 地	電 話
大 津 市 福 祉 事 務 所	大津市御陵町3番1号	077-528-2743
彦 根 市 福 祉 事 務 所	彦根市平田町670番地	0749-23-9590
長 浜 市 福 祉 事 務 所	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6519
近 江 八 幡 市 福 祉 事 務 所	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5508
草 津 市 福 祉 事 務 所	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2360
守 山 市 福 祉 事 務 所	守山市吉身2-5-22	077-582-1123
栗 東 市 福 祉 事 務 所	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0490
甲 賀 市 福 祉 事 務 所	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2160
野 洲 市 福 祉 事 務 所	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6024
湖 南 市 福 祉 事 務 所	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2359
高 島 市 福 祉 事 務 所	高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8120
東 近 江 市 福 祉 事 務 所	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5644
米 原 市 福 祉 事 務 所	米原市米原1016番地	0749-53-5126

◆市町民生委員・児童委員担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 福 祉 政 策 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2740	077-523-0412
彦 根 市 社 会 福 祉 課	彦根市平田町670番地	0749-23-9590	0749-26-1768
長 浜 市 社 会 福 祉 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6536	0749-64-1767
近 江 八 幡 市 福 祉 政 策 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5585	0748-32-6518
草 津 市 健 康 福 祉 政 策 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2360	077-561-2482
守 山 市 健 康 福 祉 政 策 課	守山市吉身2-5-22	077-582-1123	077-582-1138
栗 東 市 社 会 福 祉 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0118	077-553-3678
甲 賀 市 地 域 共 生 社 会 推 進 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2157	0748-63-4085
野 洲 市 社 会 福 祉 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6024	077-586-2177
湖 南 市 福 祉 政 策 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2359	0748-72-3788
高 島 市 社 会 福 祉 課	高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8120	0740-25-5490
東 近 江 市 福 祉 政 策 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5512	0748-24-5693
米 原 市 社 会 福 祉 課	米原市米原1016番地	0749-53-5121	0749-53-5128
日 野 町 福 祉 保 健 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6524	0748-52-6503
竜 王 町 福 祉 課	竜王町小口4番地1	0748-58-3705	0748-58-8019
愛 荘 町 福 祉 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7691	0749-42-5887
豊 郷 町 保 健 福 祉 課	豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588
甲 良 町 保 健 福 祉 課	甲良町在士357-1	0749-38-5151	0749-38-5150
多 賀 町 福 祉 保 健 課	多賀町大字多賀221番地1 (多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内)	0749-48-8115	0749-48-8143

◆市町高齢者福祉担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 長 寿 福 祉 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2741	077-526-8382
彦 根 市 高 齢 福 祉 推 進 課	彦根市平田町670番地	0749-23-9660	0749-30-9231
長 浜 市 長 寿 推 進 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-7841	0749-64-1437
近 江 八 幡 市 長 寿 福 祉 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-31-3737	0748-31-2037
草 津 市 長 寿 い き が い 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2362	077-561-2480
守 山 市 長 寿 政 策 課	守山市吉身2-5-22	077-584-5474	077-581-0203
栗 東 市 長 寿 福 祉 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-1940	077-551-0548
甲 賀 市 長 寿 福 祉 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2164	0748-63-4085
野 洲 市 高 齢 福 祉 課	野洲市辻町433番地1	077-588-2337	077-586-3668
湖 南 市 高 齢 福 祉 課	湖南市夏見588番地 (保健センター内)	0748-71-2356	0748-72-1481
高 島 市 高 齢 者 支 援 課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8150	0740-25-8054
東 近 江 市 長 寿 福 祉 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5645	0748-24-1052
米 原 市 高 齢 福 祉 課	米原市米原1016番地	0749-53-5122	0749-53-5119
日 野 町 長 寿 福 祉 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6501	0748-52-0089
竜 王 町 福 祉 課	竜王町小口4番地1	0748-58-3705	0748-58-8019
愛 荘 町 福 祉 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7691	0749-42-5887
豊 郷 町 保 健 福 祉 課	豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588
甲 良 町 保 健 福 祉 課	甲良町在士357-1 (保健福祉センター内)	0749-38-5151	0749-38-5150
多 賀 町 福 祉 保 健 課	多賀町大字多賀221番地1 (多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内))	0749-48-8115	0749-48-8143

◆市町国民健康保険担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 保 険 年 金 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2751	077-525-8887
彦 根 市 保 険 年 金 課	彦根市元町4番2号	0749-30-6112	0749-22-1398
長 浜 市 保 険 年 金 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6512	0749-65-6013
近 江 八 幡 市 保 険 年 金 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5501	0748-33-1717
草 津 市 保 険 年 金 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2366	077-561-2480
守 山 市 国 保 年 金 課	守山市吉身2-5-22	077-582-1120	077-583-9738
栗 東 市 保 険 年 金 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-1807	077-553-0250
甲 賀 市 保 険 年 金 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2140	0748-63-4618
野 洲 市 保 険 年 金 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6081	077-586-2177
湖 南 市 保 険 年 金 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2324	0748-72-2460
高 島 市 保 険 年 金 課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8137	0740-25-8102
東 近 江 市 保 険 年 金 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5631	0748-24-5576
米 原 市 市 民 保 険 課	米原市米原1016番地	0749-53-5114	0749-53-5118
日 野 町 住 民 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6584	0748-52-2003
竜 王 町 住 民 課	竜王町小口3番地	0748-58-3702	0748-58-3707
愛 荘 町 住 民 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7692	0749-42-7117
豊 郷 町 医 療 保 険 課	豊郷町石畑375	0749-35-8117	0749-35-4588
甲 良 町 住 民 人 権 課	甲良町大字在士353番地1	0749-38-5063	0749-38-5072
多 賀 町 税 務 住 民 課	多賀町大字多賀324番地	0749-48-8114	0749-48-0594

◆市町後期高齢者医療担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 保 険 年 金 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2687	077-525-8887
彦 根 市 保 険 年 金 課	彦根市元町4番2号	0749-30-6112	0749-22-1398
長 浜 市 保 険 年 金 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6527	0749-65-6013
近 江 八 幡 市 保 険 年 金 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5751	0748-33-1717
草 津 市 保 険 年 金 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2358	077-561-2480
守 山 市 国 保 年 金 課	守山市吉身2-5-22	077-582-1120	077-583-9738
栗 東 市 保 険 年 金 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0361	077-553-0250
甲 賀 市 保 険 年 金 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2142	0748-63-4618
野 洲 市 保 険 年 金 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6081	077-586-2177
湖 南 市 保 険 年 金 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2324	0748-72-2460
高 島 市 保 険 年 金 課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8137	0740-25-8102
東 近 江 市 保 険 年 金 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5631	0748-24-5576
米 原 市 市 民 保 険 課	米原市米原1016番地	0749-53-5114	0749-53-5118
日 野 町 住 民 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6584	0748-52-2003
竜 王 町 住 民 課	竜王町小口3番地	0748-58-3702	0748-58-3707
愛 荘 町 住 民 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7692	0749-42-7117
豊 郷 町 医 療 保 険 課	豊郷町石畑375	0749-35-8117	0749-35-4588
甲 良 町 住 民 人 権 課	甲良町大字在士353番地1	0749-38-5063	0749-38-5072
多 賀 町 税 務 住 民 課	多賀町大字多賀324番地	0749-48-8114	0749-48-0594

◆市町福祉医療費助成担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 保 険 年 金 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2653	077-525-8887
彦 根 市 保 険 年 金 課	彦根市元町4番2号	0749-30-6136	0749-22-1398
長 浜 市 保 険 年 金 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6527	0749-65-6013
近 江 八 幡 市 保 険 年 金 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5501	0748-33-1717
草 津 市 保 険 年 金 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-6975	077-561-2480
守 山 市 国 保 年 金 課	守山市吉身2-5-22	077-582-1120	077-583-9738
栗 東 市 保 険 年 金 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0316	077-553-0250
甲 賀 市 保 険 年 金 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2142	0748-63-4618
野 洲 市 保 険 年 金 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6081	077-586-2177
湖 南 市 保 険 年 金 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2324	0748-72-2460
高 島 市 保 険 年 金 課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8137	0740-25-8102
東 近 江 市 保 険 年 金 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5631	0748-24-5576
米 原 市 市 民 保 険 課	米原市米原1016番地	0749-53-5114	0749-53-5118
日 野 町 住 民 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6584	0748-52-2003
竜 王 町 住 民 課	竜王町小口3番地	0748-58-3702	0748-58-3707
愛 荘 町 住 民 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7692	0749-42-7117
豊 郷 町 保 健 福 祉 課	豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588
甲 良 町 住 民 人 権 課	甲良町大字在士353番地1	0749-38-5063	0749-38-5072
多 賀 町 税 務 住 民 課	多賀町大字多賀324番地	0749-48-8114	0749-48-0594

◆市町障害福祉担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市 障 害 福 祉 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2745	077-524-0086
彦 根 市 障 害 福 祉 課	彦根市平田町670番地	0749-27-9981	0749-30-9231
長 浜 市 し ょ う が い 福 祉 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6518	0749-64-1767
近 江 八 幡 市 障 が い 福 祉 課	近江八幡市桜宮町236番地	0748-31-3711	0748-31-2037
草 津 市 障 害 福 祉 課	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2363	077-561-2480
守 山 市 障 害 福 祉 課	守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1168	077-581-0203
栗 東 市 障 が い 福 祉 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0113	077-553-3678
甲 賀 市 障 が い 福 祉 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2161	0748-63-4085
野 洲 市 障 が い 福 祉 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6087	077-586-2176
湖 南 市 障 が い 福 祉 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2364	0748-72-3788
高 島 市 障 が い 福 祉 課	高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8516	0740-25-8054
東 近 江 市 障 害 福 祉 課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5640	0748-24-5693
米 原 市 障 が い 福 祉 課	米原市米原1016番地	0749-53-5123	0749-53-5119
日 野 町 福 祉 保 健 課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6573	0748-52-6503
竜 王 町 自 立 支 援 課	竜王町小口3番地	0748-58-5323	0748-58-5324
愛 荘 町 福 祉 課	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7691	0749-42-5887
豊 郷 町 保 健 福 祉 課	豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588
甲 良 町 保 健 福 祉 課	甲良町在士357-1	0749-38-5151	0749-38-5150
多 賀 町 福 祉 保 健 課	多賀町大字多賀221番地1 (多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内)	0749-48-8115	0749-48-8143

◆市町子ども家庭相談担当課

担 当 課 名	所 在 地	電 話	FAX
大津市こども・子育て安心課	大津市御陵町3番1号	077-528-2688	077-525-3305
彦根市こども若者支援課	彦根市平田町670番地	0749-26-0994 (家庭児童相談室専用)	0749-26-1768
長浜市こども家庭支援課 (家庭児童相談室)	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6544	0749-64-1767
長浜こども家庭センター	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6535	0749-64-1767
近江八幡市子ども家庭相談室	近江八幡市桜宮町236	0748-31-4001	0748-32-6518
草津市家庭児童相談室	草津市草津三丁目13番30号	077-561-2460	077-561-6780
守山市こども家庭相談課 (子育て応援室)	守山市吉身2-5-22	077-582-1159	077-582-1138
栗東市子ども家庭センター (家庭児童相談室)	栗東市安養寺一丁目13番地33号	077-551-0300	077-552-9320
甲賀市家庭児童相談室	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2177	0748-63-4085
野洲市子育て家庭支援課 (家庭児童相談室)	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6140	077-586-2176
湖南市こども家庭センター	湖南市石部中央一丁目1番3号 (石部保健センター内)	0748-76-4720	0748-77-7019
高島市子ども家庭センター	高島市新旭町北畑45番地1	0740-28-7830	0740-25-8071
東近江市こども相談支援課	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5663	0748-23-7501
米原市子育て支援課	米原市米原1016番地	0749-53-5130	0749-53-5128
日野町子ども支援課	日野町河原一丁目1番地	0748-52-6583	0748-52-0089
竜王町健康推進課	竜王町小口5番地1	0748-58-1006	0748-58-1007
愛荘町こども家庭センター	愛荘町愛知川72番地	0749-42-7661	0749-42-5887
豊郷町保健福祉課	豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588
甲良町子育て支援センター	甲良町下之郷1509	0749-38-8003	0749-38-3400
多賀町子ども・家庭応援センター	多賀町大字多賀221番地1 (多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内)	0749-48-8137	0749-48-8138

◆生活困窮者自立支援制度

すべての市町に、相談窓口が置かれています。

(窓口は、市役所の中に置かれている場合と、社会福祉協議会等に置かれている場合があります。)

自治体名	相 談 窓 口	所 在 地	電 話	FAX
大 津 市	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	大津市浜大津四丁目1番1号 (明日都浜大津5階)	077-526-5754	077-521-0207
大 津 市	大 津 市 福 祉 政 策 課 生 活 福 祉 課	大津市御陵町3番1号	077-528-2740	077-523-0412
大 津 市	認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 大 津 夜 ま わ り の 会	大津市膳所一丁目10番4号 (ひまわりサロン)	077-521-3603	077-521-3603
彦 根 市	彦 根 市 社 会 福 祉 課	彦根市平田町670番地	0749-23-9590	0749-26-1768
長 浜 市	長 浜 市 社 会 福 祉 課	長浜市八幡東町632番地	0749-65-6536	0749-64-1767
近江八幡市	近江八幡市福祉暮らし仕事相談室	近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5583	0748-32-6518
草 津 市	草津市人とくらしのサポートセンター	草津市草津三丁目13番30号	077-561-6927	077-561-2482
守 山 市	守 山 市 生 活 支 援 相 談 課 生 活 支 援 相 談 室	守山市吉身2-5-22	077-582-1161	077-582-1138
栗 東 市	栗 東 市 社 会 福 祉 課	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0118	077-553-3678
甲 賀 市	甲 賀 市 生 活 支 援 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2158	0748-63-4085
野 洲 市	野 洲 市 市 民 生 活 相 談 課	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6063	077-586-2177
湖 南 市	湖 南 市 福 祉 政 策 課	湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2370	0748-72-3788
高 島 市	高 島 市 社 会 福 祉 課 つ な が り 応 援 セ ン タ ー よ ろ ず	高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8120	0740-25-5490
東近江市	東 近 江 市 福 祉 政 策 課 く ら し 相 談 支 援 係	東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5512	0748-24-5693
米 原 市	米 原 市 社 会 福 祉 課	米原市米原1016番地	0749-53-5121	0749-53-5128
米 原 市	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 地 域 福 祉 課	米原市三吉570番地	0749-54-3105	0749-54-3115
滋 賀 県 (日野町)	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	蒲生郡日野町河原一丁目1番地 (日野町勤労福祉会館内)	0748-52-1920	0748-52-2009
滋 賀 県 (竜王町)	社会福祉法人竜王町社会福祉協議会	蒲生郡竜王町小口4番地1 (福祉ステーション内)	0748-58-1475	0748-58-3739
滋 賀 県 (愛荘町)	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会	愛知郡愛荘町市731 (福祉総合センター愛の郷内)	0749-42-7170	0749-42-7178
滋 賀 県 (豊郷町)	社会福祉法人豊郷町社会福祉協議会	犬上郡豊郷町四十九院1252 (豊栄のさと内)	0749-35-8060	0749-35-5234
滋 賀 県 (甲良町)	社会福祉法人甲良町社会福祉協議会	犬上郡甲良町在土357-1 (保健福祉センター内2階)	0749-38-4667	0749-38-4668
滋 賀 県 (多賀町)	社会福祉法人多賀町社会福祉協議会	多賀町大字多賀221番地1 (多賀町総合福祉保健センター 「ふれあいの郷」内)	0749-48-8127	0749-48-8140

◆不登校相談室一覧

	教室名	所在地	電話	F A X
滋 賀 県	滋 賀 県 心 の 教 育 相 談 セ ン タ ー	野洲市北櫻978-95	077-586-8125	077-586-4301
大 津 市	大 津 市 教 育 支 援 セ ン タ ー	大津市浜大津四丁目1番1号	077-527-5525	077-526-8030
彦 根 市	と も づ な 教 育 相 談	彦根市中央町2番26号	0749-24-0415	0749-24-0417
長 浜 市	長 浜 市 教 育 セ ン タ ー 教 育 相 談 室	長浜市内保町2490番地1	0749-74-3702	0749-74-3181
近江八幡市	マナビィ（相談室1・相談室2）	近江八幡市鷹飼町52 マナビィ2階	0748-37-8877	-
草 津 市	や ま び こ 教 育 相 談 室	草津市青地町1086	077-563-1270	077-563-0117
守 山 市	守 山 市 教 育 相 談 室	守山市勝部三丁目9-1	077-583-4237	077-583-4237
栗 東 市	児 童 生 徒 支 援 室 教 育 相 談 室「だ ん だ ん」	栗東市安養寺3-1-1	077-554-6104	077-554-6107
甲 賀 市	発 達 支 援 課	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2178	0748-69-2298
野 洲 市	ふ れ あ い 教 育 相 談 セ ン タ ー	野洲市小篠原1973番地1	077-587-6925	077-587-2004
湖 南 市	湖 南 市 教 育 相 談 室 （ ふ れ あ い 教 育 相 談 室 ）	湖南省柑子袋557番地2	0748-72-4810	0748-72-4810
高 島 市	教 育 相 談 ・ 課 題 対 応 室	高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8557	0740-25-8145
東近江市	児 童 生 徒 成 長 支 援 室 （ 子 ど も オ ア シ ス ）	東近江市八日市金屋二丁目6-25	0748-22-0120	0748-22-0120
米 原 市	不 登 校 ・ い じ め 相 談 電 話	米原市米原1016番地	0749-53-5150	0749-53-5129
日 野 町	子 育 て ・ 教 育 相 談 セ ン タ ー	蒲生郡日野町中道二丁目12	0748-53-3838	0748-53-3837
竜 王 町	教 育 相 談	蒲生郡竜王町小口3番地	0748-58-3719	0748-58-2655
愛 荘 町	愛 荘 町 教 育 支 援 ル ー ム 「 フ レ ン ズ 愛 荘 」	愛知郡愛荘町安孫子825番地	0749-42-8016	0749-42-8014
甲 良 町	教 育 支 援 教 室 「 な ご み 」	犬上郡甲良町下之郷1509	0749-38-8003	0749-38-3400
多 賀 町	多 賀 町 教 育 支 援 教 室 「 虹 」	犬上郡多賀町多賀221-1	0749-48-8137	0749-48-8138

◆滋賀県社会福祉協議会

部門名	担当名	主な業務内容	電話	FAX
経 営 部 門	総務課	法人経營業務・企画全般	077-567-3920	077-567-3923
	修学・生活資金課	生活福祉資金貸付事業	077-567-3903	077-566-3611
		保育士修学資金貸付事業	077-567-3958	077-566-3611
		介護福祉士修学資金貸付事業	077-567-3950	077-566-3611
地域福祉部門	地域福祉課 (県ボランティアセンター) (県災害ボランティアセンター) (権利擁護センター)	市町社協支援、ボランティア活動復興 災害ボランティアセンター運営支援等 制度で対応できないニーズに対する支援 の開発と実践等	077-567-3924	077-567-5160
	レイカディア振興課 (くさつキャンパス)	高齢者の地域活動参加 促進への支援等	077-567-3900	077-567-3906
	(ひこねキャンパス)		0749-21-6333	0749-21-6205
人 材 部 門	介護・福祉人材センター (くさつセンター)	福祉人材無料職業紹介事業、介護・福祉 人材の確保、育成、定着支援	077-567-3925	077-567-3928
	介護・福祉人材センター (ひこねセンター)		0749-21-6300	0749-21-6205
	滋賀県社会福祉研修センター	えにし滋賀の福祉人材研修、社会福祉事業者 従事者等研修、認知症高齢者専門的人材 養成研修等	077-567-3927	077-567-3910
	福祉用具センター	福祉用具の展示と試用貸出、利用に関する相談、福祉用具の啓発等。 福祉・介護・保健・医療分野の専門職を対象とした研修会の実施	077-567-3907	077-567-3967
運 営 適 正 化 委 員 会		福祉サービスに関する苦情解決、相談業務等	077-567-4107	077-561-3061

◆滋賀県民生委員児童委員協議会連合会（県民児協連）

名 称	住 所	電 話	FAX
滋 賀 県 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 連 合 会	草津市笠山7-8-138 (滋賀県立長寿社会福祉センター内)	077-567-3929	077-567-5160

◆滋賀県内市町社会福祉協議会一覧

社 協 名	所 在 地	電 話	FAX
大津市社会福祉協議会	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津5F	077-525-9316	077-521-0207
彦根市社会福祉協議会	彦根市平田町670 彦根市福祉センター別館	0749-22-2821	0749-22-2841
長浜市社会福祉協議会	長浜市湖北町速水2745 長浜市役所湖北支所3階	0749-78-8294	0749-78-8800
近江八幡市社会福祉協議会	近江八幡市土田町1313番地 総合福祉センターひまわり館	0748-32-1781	0748-36-6910
草津市社会福祉協議会	草津市大路2丁目1番35号 キラリエ草津4階	077-562-0084	077-566-0377
守山市社会福祉協議会	守山市下之郷三丁目2番5号 守山市福祉保健センター内	077-583-2923	077-582-1615
栗東市社会福祉協議会	栗東市安養寺190 総合福祉保健センター内	077-554-6105	077-554-6106
甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口5609番地 水口社会福祉センター	0748-65-6370	0748-63-4823
野洲市社会福祉協議会	野洲市西河原2400 野洲市北部合同庁舎2階	077-589-4683	077-589-5783
湖南市社会福祉協議会	湖南市中央一丁目1番地 湖南市社会福祉センター	0748-72-4102	0748-72-8898
高島市社会福祉協議会	高島市新旭町北畑45番地1 高島市こども若者応援ベース 「みらくる」内	0740-28-7230	0740-25-5177
東近江市社会福祉協議会	東近江市今崎町21番地1 東近江市福祉センターハートピ ア内	0748-20-0502	0748-20-0543
米原市社会福祉協議会	米原市三吉570番地 米原地域福祉センター ゆめホール内	0749-54-3110	0749-54-3115
日野町社会福祉協議会	蒲生郡日野町河原一丁目1番地 日野町勤労福祉会館内	0748-52-1920	0748-52-2009
竜王町社会福祉協議会	蒲生郡竜王町小口5-1 竜王町保健センター 1階	0748-58-1475	0748-58-3739
愛荘町社会福祉協議会	愛知郡愛荘町市731番地 福祉センター愛の郷	0749-42-7170	0749-42-7178
豊郷町社会福祉協議会	犬上郡豊郷町四十九院1252	0749-35-8060	0749-35-5234
甲良町社会福祉協議会	犬上郡甲良町在士357-1 甲良町保健福祉センター内2階	0749-38-4667	0749-38-4668
多賀町社会福祉協議会	犬上郡多賀町大字多賀221番地1 多賀町総合福祉保健センター 「ふれあいの郷」内	0749-48-8127	0749-48-8140

◆地域包括支援センター

設置市町名	名 称	電話番号
大 津 市	小松地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-596-2260
	和邇地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-594-2660
	真野地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-573-1521
	堅田地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-574-1010
	比叡地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-578-6637
	比叡第二地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-579-5290
	中地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-528-2003
	中第二地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-521-1471
	膳所地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-522-8867
	晴嵐地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-534-2661
	南地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-533-1332
	南第二地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-546-6880
	青山地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-549-3195
	瀬田地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-545-3918
	瀬田第二地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）	077-545-5760
彦 根 市	彦根市地域包括支援センターすばる（鳥居本）	0749-21-5412
	彦根市地域包括支援センターすばる（城東・佐和山）	0749-24-0494
	彦根市地域包括支援センターゆうじん	0749-21-3341
	彦根市地域包括支援センターきらら	0749-28-9323
	彦根市地域包括支援センターハピネス	0749-27-6702
	彦根市地域包括支援センターふるさと	0749-47-3993
	彦根市地域包括支援センターいなえ	0749-47-3320
長 浜 市	南長浜地域包括支援センター	0749-65-8352
	神照郷里地域包括支援センター	0749-65-8267
	浅井びわ虎姫地域包括支援センター	0749-73-2653
	湖北高月地域包括支援センター	0749-85-5702
	木之本余呉西浅井地域包括支援センター	0749-82-3570
近 江 八 幡 市	近江八幡市地域包括支援センター（長寿福祉課）	0748-31-3737
	近江八幡市中北部地域包括支援センター	0748-31-1970
	近江八幡市東部地域包括支援センター	0748-43-0602
	近江八幡市西部地域包括支援センター	0748-36-2205
	近江八幡市安土地域包括支援センター	0748-46-4134
草 津 市	草津市高穂地域包括支援センター	077-561-8143
	草津市草津地域包括支援センター	077-561-8144
	草津市老上地域包括支援センター	077-561-8145
	草津市玉川地域包括支援センター	077-561-8146
	草津市松原地域包括支援センター	077-561-8147
	草津市新堂地域包括支援センター	077-568-4148

設置市町名	名 称	電話番号
守 山 市	守山市地域包括支援センター	077-581-0330
	守山市南部地区地域包括支援センター	077-585-9201
	守山市中部地区地域包括支援センター	077-584-5519
	守山市北部地区地域包括支援センター	077-516-4160
栗 東 市	栗東市栗東地域包括支援センター	077-558-6979
	栗東市栗東西地域包括支援センター	077-584-4121
	栗東市葉山地域包括支援センター	077-552-5280
甲 賀 市	甲賀市水口地域包括支援センター	0748-65-1170
	甲賀市土山地域包括支援センター	0748-66-1610
	甲賀市甲賀地域包括支援センター	0748-88-8136
	甲賀市甲南地域包括支援センター	0748-86-8034
	甲賀市信楽地域包括支援センター	0748-82-3180
野 洲 市	野洲市地域包括支援センター（高齢福祉課）	077-588-2337
	中主地域包括支援センター	077-514-7272
湖 南 市	湖南市甲西地域包括支援センター	0748-72-8501
	湖南市石部地域包括支援センター	0748-76-4102
	湖南市甲西北地域包括支援センター	0748-69-5104
	湖南市日枝地域包括支援センター	0748-76-3226
高 島 市	高島市地域包括支援センター	0740-25-8150
	あいりんつむぎ地域包括支援センター	0740-22-2282
	高島・安曇川地域包括支援センター	0740-36-0857
東 近 江 市	東近江市地域包括支援センター	0748-24-5641
	東近江市地域包括支援センター永源寺	0748-27-1121
	八日市地域包括支援センター	0748-34-0066
	五個荘地域包括支援センター	0748-48-5540
	東近江市地域包括支援センター愛東	0749-46-0211
	東近江市地域包括支援センター湖東	0749-45-0511
	能登川地域包括支援センター	0748-29-3198
	東近江市地域包括支援センター蒲生	0748-55-1161
米 原 市	米原市地域包括支援センター	0749-53-5120
	米原市米原近江地域包括支援センター	0749-51-9014
	米原市山東伊吹地域包括支援センター	0749-55-8100
日 野 町	日野町地域包括支援センター	0748-52-6001
竜 王 町	竜王町地域包括支援センター	0748-58-3704
愛 荘 町	愛荘町地域包括支援センター	0749-42-4690
豊 郷 町	豊郷町地域包括支援センター	0749-35-8057
甲 良 町	甲良町地域包括支援センター	0749-38-5161
多 賀 町	多賀町地域包括支援センター	0749-48-8115

◆地域子育て支援拠点 一覧

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
大 津 市	つどいの広場にじっこ	大津市木戸58番地 木戸市民センター内	077-592-2070	月～金、第1・第3日曜 9:30～16:00
	つどいの広場きらきらひろば	大津市月輪一丁目3番8号 アル・プラザ瀬田4階	077-544-3122	火～土、第1・第3日曜 10:00～16:30
	つどいの広場親と子の未来塾	大津市仰木の里東二丁目2-5 せんだん保育園内	077-573-2828	月～金 9:30～11:30 13:00～16:00
	つどいの広場ありんこ	大津市穴太二丁目21-15 風の子保育園内	077-579-4491	月～金 9:30～11:30 12:00～15:00
	つどいの広場てくてく	大津市平津二丁目4-9 湘南学園内	077-533-0576	月～金 9:30～12:00 13:30～16:00
	大津市子育てひろばゆめっこ	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津3階	077-528-2525	火～日 9:00～16:30 ※第4日曜休館
	つどいの広場ほっぺ	大津市昭和町15-15 膳所児童館内	077-522-0721	火～土 9:00～12:00 13:00～17:00
	小野児童館	大津市水明一丁目37-1	077-594-4677	火～土 9:00～17:00
	堅田児童館	大津市堅田二丁目1-11 北部地域文化センター 2階	077-574-0131	火～土 9:00～17:00
	坂本児童館	大津市坂本六丁目33-19	077-579-5922	火～土 9:00～17:00
	皇子が丘児童館	大津市皇子が丘一丁目9-10	077-525-3925	火～土 9:00～17:00
	膳所児童館	大津市昭和町15-15	077-526-4671	火～土 9:00～17:00
	田上児童館	大津市稲津一丁目14-30	077-546-3659	火～土 9:00～17:00
彦 根 市	彦根市地域子育て支援センター きらきらひろば	彦根市日夏町4769子どもセンター内	0749-28-3645	月～金 9:00～17:00
	彦根市地域子育て支援センター まんまるひろば	彦根市竹ヶ鼻町43-1ビバシティ彦根内	0749-27-5555	月～金 10:00～16:00
	彦根市地域子育て支援センター チャチャチャひろば	彦根市里根町163-6東山児童館内	0749-23-3582	月～金 9:00～17:00
	彦根市地域子育て支援センター さんさんひろば	彦根市三津町462-1認定こども園ひかりの森内	0749-47-5511	月～金 9:30～15:30

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
長浜市	子育て広場スキップ	長浜市勝町490 六荘まちづくりセンター内	0749-62-1212	火水木 9:00~15:30
	サンサンランド子育て支援センター	長浜市地福寺町4-36 児童文化センターサンサンラ ンド内	0749-62-3712	火~日 *第1・第3日 曜 休館 9:00~17:00
	のびのびらんど子育て支援センター	長浜市八木浜町26-1 びわ認定こども園内	0749-72-8177	月~金 9:00~16:30
	こどもらんど子育て支援センター	長浜市大依町1454 浅井農村環境改善センター内	0749-74-4567	火~土 9:00~17:00
	あいあいらんど子育て支援センター	長浜市高月町渡岸寺160 市役所高月支所内	0749-85-5577	月~金 9:00~17:00
	チャイルドハウス子育て支援センター	長浜市田村町1606-3 チャイルドハウス児童セン ター内	080-2542-3143	月~金 9:30~12:00
	ニコニコひろば	長浜市小谷丁野町723-1 ニコニコハウス小谷児童館内	0749-78-0935	火~金 (水は月2 回・土は月1回) 10:00~13:00
	まちのほけんしつ きずな	長浜市平方町321-3 すこやかkidsクリニック2階	0749-68-3215	月・木・金 10:00~15:00
	のんびりぴよっこ	長浜市今川町243-18	0749-63-8892	月~金 9:00~16:00
近江八幡市	八幡子どもセンター	近江八幡市八幡町37-1	0748-32-6330	火~土 9:00~15:00 13:30~16:00
	八幡西子どもセンター	近江八幡市大森町41-1	0748-33-0703	火~土 9:00~15:00 13:30~15:30
	八幡東子どもセンター	近江八幡市末広町320-2	0748-37-2862	火~土 9:00~15:00 13:15~15:15
	ほんわかの家八幡	近江八幡市八幡町170	0748-32-3077	月~金 10:00~15:00
	ほんわかの家金田	近江八幡市鷹飼町190番地9 (イオン近江八幡ショッピング センター 1階センターコート横)	0748-38-5623	日~月・水~金 10:00~15:00
	あいあいの家	近江八幡市安土町上豊浦 1553	090-1590-4799	火・水・金 9:30~14:30
	子育て支援センタークレヨン	近江八幡市加茂町1524番地4	0748-36-7270	月~金 9:00~12:00 13:30~15:30
	安土子育て支援センター	近江八幡市安土町上出908番 地1	0748-46-6400	月~金 9:00~11:30 13:30~16:00

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
草 津 市	つどいの広場くれよん	草津市追分七丁目11-1 長寿の郷口クハ荘内	077-567-7081	火～金 10:00～16:00
	草津市地域子育て支援センター	草津市上笠一丁目9-15 みのり保育園内	077-567-8820	月～土 9:00～16:00
	草津市地域子育て支援センター	草津市南笠町777 くさつ優愛保育園モンチ内	077-535-6694	月～金 9:30～16:00
草 津 市	草津市地域子育て支援センター	草津市平井二丁目13-3 笠縫東児童センター内	077-563-9670	月・火 10:00～14:00 土 10:00～12:00 および 13:00～15:00
	ミナクサ☆ひろば	草津市野路一丁目13-36 西友南草津店 2階	077-562-3793	火～日 9:00～17:00
	ココクル♥ひろば	草津市大路二丁目1-35 キラリエ草津 2階	077-562-5596	水～月 9:00～17:00
	草津市子育て支援センター ぽかぽかタウン	草津市草津三丁目13-30 さわやか保健センター 3階	077-561-2339	月～水 9:00～16:00
守 山 市	ほほえみセンター	守山市守山5丁目3-16	077-514-3960	火～日 9:45～17:30
	守山市地域子育て支援センター	守山市守山2丁目1-23 カナリヤ保育園内	077-583-5460	月～土 10:00～15:00
栗 東 市	栗東市地域子育て包括支援センター	栗東市総二丁目4番5号 ウイングプラザ2階 大宝東児童館内	077-551-2370	月～土 9:00～17:00
	栗東市地域子育て支援センター 金 勝	栗東市御園983番地 金勝児童館内	077-558-3527	火～金 10:30～17:00
	栗東市地域子育て支援センター 治 田 東	栗東市安養寺190番地 治田東児童館内	077-554-6115	月～土 9:00～17:00
甲 賀 市	水口子育て支援センター	甲賀市水口町5607	0748-65-5511	月～金、第1・3・5土曜日 9:00～17:00
	土山子育て支援センター	甲賀市土山町北土山1715	0748-66-0375	月～金 9:00～17:00
	甲賀子育て支援センター	甲賀市甲賀町大久保507番地 2	0748-70-0074	火～土 9:00～17:00
	甲南子育て支援センター	甲賀市甲南町野田810番地	0748-86-0949	月～金、第2・4土曜日 9:00～17:00
	信楽子育て支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地	0748-82-2799	火～土 9:00～17:00

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
野 洲 市	きたの子育て支援センター	野洲市市三宅242-1 きたの保育園内	077-518-1866	月～金 9:30～16:00 土（月1～2回） 9:30～16:00
	野洲市子育て支援センター	野洲市辻町433-1 野洲健康福祉センター 3階	077-518-0830	月～金 9:30～16:30
	あやめ子育て支援センター	野洲市吉地1219	077-589-2928	月～金 10:00～16:00
湖 南 市	つどいの広場 おおぞら	湖南市三雲2030番地67	0748-72-6153	火～土 9:00～14:00
	つどいの広場 すくすく	湖南市西峰町1番地1	0748-75-7182	火～土 10:00～15:00
	つどいの広場 くまさんとクラブ	湖南市菩提寺東三丁目8番8号 菩提寺優愛保育園モンチ内	0748-74-3220	月～土（平日1日 不定休） 10:00～15:00
	つどいの広場 こなんっこ広場	湖南市石部中央六丁目1番31号 平和堂石部店2階	080-7679-2641	月水木金土 10:00～15:00
	石部子育て支援センター たんぽぽはうす	湖南市石部中央三丁目9番20号 石部保育園内	0748-77-8570	月～金（祝日、 学校長期休暇中 等を除く） 9:30～11:45
	子育て支援センター ひまわり	湖南市岩根2225番地 岩根こども園内	0748-72-7089	月～金 9:30～11:45 13:00～15:45
高 島 市	ふれあいひろば	高島市今津町福岡1926番地 なないろこども園内	0740-22-0314	月・火・水・金 10:00～15:00
	プチしろふじ	高島市永田1233番地1 しろふじ保育園内	0740-36-1501	月～金 9:30～14:30
	あいあいひろば	高島市今津町上弘部1231番地1 愛隣こども園内	0740-22-1771	月・火・水・金 10:00～15:00
	ピヨピヨクラブ	高島市安曇川町青柳700番地1 安曇川はこぶね保育園内	0740-33-7900	月～金 10:00～15:00
	さくらんぼ広場	高島市安曇川町下小川120番地1 藤波こども園内	0740-32-0329	火～木 9:00～14:00
	遊びの広場 チューリップ	高島市安曇川町田中412番地1	0740-32-6061	火～木 9:30～14:30
	高島市地域子育て支援センター ほのぼの	高島市マキノ町蛭口1371番地1 マキノ児童館内	0740-27-8187	火～土 10:00～15:00
	高島市地域子育て支援センター あっぱっぴ	高島市新旭町藁園2305番地 静里なのはな園内	0740-25-3987	月～金 10:00～15:00

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
東近江市	八日市子育て支援センター	東近江市東中野町4番5号 保健子育て複合施設ハピネス2階	0748-22-8201	月～金 9:00～16:00
	能登川子育て支援センター	東近江市乙女浜町176 能登川にじいろ幼児園内	050-5802-9362	月～金 9:00～16:00
	蒲生子育て支援センター	東近江市市子川原町676 蒲生支所内3階	0748-55-4889	月～金 9:00～16:00
	五個荘子育て支援センター	東近江市五個荘山本町306 五個荘あさひ幼児園内	050-5801-1150	月～金 9:00～16:00
	湖東子育て支援センター	東近江市平松町829 湖東ひばり幼児園内	050-5802-9360	月～金 9:00～16:00
	愛東・永源寺子育て支援センター	東近江市妹町29-4 愛東あいあい幼稚園内	050-5802-8816	月～金 9:00～16:00
	つどいの広場 ぽれぽれ	東近江市八日市上之町1-41	050-8035-9904	月～木 10:00～17:00 金 10:00～18:00
	つどいの広場 童夢の館 どむどむ	東近江市下里町3	050-5801-1406	火・木・金 10:00～15:00 水 10:00～16:00 土 12:00～17:00
	つどいの広場 つくし児童館	東近江市佐野町341	0748-56-1680	火～土 10:00～12:00 13:00～16:00
	つどいの広場 やまびこ	東近江市山上町829-1	050-8036-0263	月～金・第3土曜 10:00～15:00
	つどいの広場 えがお	東近江市蒲生堂町328-252	050-8036-0266	月～金 10:00～16:00 水のみ 10:00～17:00
	E T W A S N E U E S	東近江市八日市浜野町3-1 アル・プラザ八日市4階	050-5278-0364	月・水～日 9:30～17:00
	つどいの広場 すずかけっこ	東近江市下羽田町84-5	050-8034-1950	月～金 10:00～15:30
米原市	地域子育て支援センター ふたばっこ	米原市顔戸199-1 おうみ認定こども園内	0749-52-0363	月～金 9:00～15:00
	地域子育て支援センター 寺子屋	米原市長岡1251	0749-55-3767	月～金 9:00～15:00
	地域子育て支援センター あゆっこ	米原市下多良146-1 まいばら認定こども園内	0749-52-1114	月～金 9:00～15:00
	地域子育て支援センター はなばたけ	米原市春照1950 いぶぎ認定こども園内	0749-58-1841	月～金 9:00～15:00

市町名	ひろばの名称	住所	電話番号	開設日
日 野 町	わらべ地域子育て支援センター	蒲生郡日野町いせの218 わらべ保育園内	0748-36-1910	月～金 9:30～15:30
	つどいのひろば ぽけっと	蒲生郡日野町河原一丁目1番 地	0748-53-2524	月～金、 第2日曜日 9:30～11:30 13:00～15:00
竜 王 町	竜王町地域子育て支援センター こ ど も ひ ろ ば	蒲生郡竜王町小口5-1 竜王町保健センター内	0748-58-1475	月～金 9:30～15:30
愛 荘 町	わ ん ぱ く ひ ろ ば	愛知郡愛荘町市731 福祉センター愛の郷内	0749-42-7170	月水木 9:00～15:00
	愛荘町子育て支援センター あ い っ 子	愛知郡愛荘町安孫子811-1	0749-37-8058	火～金 第2・第 4土曜日 9:30～12:00 13:00～16:00
	愛荘町子育て支援センター つ く し ひ ろ ば	愛知郡愛荘町川原680	0749-42-5051	月 火 金 第1・ 第3土曜日 9:30～12:00 13:00～16:00
豊 郷 町	豊郷町子育て支援センター	犬上郡豊郷町石畑518	0749-35-2450	月～金 8:30～ 17:15
甲 良 町	甲良町子育て支援センター	犬上郡甲良町下之郷1509	0749-38-8003	月～金 9:00～17:00
多 賀 町	多賀町子育て支援センター	犬上郡多賀町多賀221-1	0749-48-8137	月～金 9:00～12:00
	おおたき子育て支援センター	犬上郡多賀町富之尾1586-5	070-9276-4504 (担当者直通)	月・火・木・金 9:00～12:00

◆少年補導センター

名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
大津少年センター 「あすくる大津」	大津市本丸町6-50 (大津市生涯学習センター4階)	077-524-2865	大津市南部
大津市堅田少年センター	大津市堅田二丁目1-11 (大津市北部地域文化センター内2階)	077-573-9548	大津市北部
草津市立少年センター 「あすくる草津」	草津市大路二丁目1-35 (市民総合交流センター3階)	077-562-6561	草津市
栗東市少年センター	栗東市安養寺三丁目1-1 (栗東市学習支援センター内)	077-551-0141	栗東市
守山野洲少年センター 「あすくる守山野洲」	守山市吉身三丁目11-43 (守山市商工会館3階)	077-583-7474	守山市、野洲市
湖南市少年センター 「あすくる湖南」	湖南市石部中央一丁目1-1 (湖南市役所西庁舎別棟2階)	0748-77-7053	湖南市
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸1-20 (みなくるプラザ内)	0748-62-6010	甲賀市
近江八幡・竜王少年センター 「あすくるHAR」	近江八幡市鷹飼町52	0748-37-2637	近江八幡市、竜王町
日野町少年センター	日野町河原一丁目1番地 (日野町勤労福祉会館内)	0748-53-1325	日野町
東近江市少年センター 「あすくる東近江」	東近江市五個荘竜田町2-3	050-8034-6519	東近江市
愛荘町少年センター	愛荘町愛知川72番地 (愛荘町役場本庁舎2階)	0749-42-8018	愛荘町
彦根市少年センター 「あすくる彦根」	彦根市平田町670番地 (彦根市福祉センター3階)	0749-26-6880	彦根市
犬上少年センター	甲良町横関927 (甲良町図書館2階)	0749-38-4665	豊郷町、甲良町、多賀町
米原市少年センター	米原市一色444 (人権総合センター1階)	0749-54-5001	米原市
長浜市長浜青少年センター 「あすくる長浜」	長浜市内保町2490-1 (長浜市役所浅井支所2階)	0749-74-3330	長浜市(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町除く)
長浜市木之本青少年センター	木之本町木之本1757-2 (長浜市役所北部合同庁舎3階)	0749-82-4798	長浜市(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)
高島市少年センター 「あすくる高島」	高島市新旭町北畑45番地1 (高島市こども若者応援ベース「みらくる」内)	0740-25-8556	高島市

◆（社福）滋賀県母子福祉のぞみ会

施 設 名	所 在 地	電話番号
（社福）滋賀県母子福祉のぞみ会	大津市におの浜四丁目3-26	077-522-2951

◆滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

施 設 名	所 在 地	電話番号
滋 賀 県 母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-5088

◆滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター

施 設 名	所 在 地	電話番号
滋 賀 県 ひ と り 親 家 庭 総 合 サ ポ ー ト セ ン タ ー	大津市におの浜四丁目3-26 「滋賀県母子福祉施設のぞみ荘」内	077-526-8801

◆救護施設

事業所名	事業所住所	事業所電話
滋 賀 保 護 院	大津市本宮2-6-45	077-522-4960
ひ の た に 園	日野町松尾121	0748-52-0645
さ わ や か 荘	高島市今津町浜分528-11	0740-22-3493
椽 生 の 里	高島市今津町角川1177-1	0740-24-0026
角 川 ヴ ィ ラ	高島市今津町角川1161	0740-24-0066

◆年金事務所等

	所 住 所	電 話
大 津 年 金 事 務 所	大津市打出浜13-5	077-521-1126
草 津 年 金 事 務 所	草津市西渋川1-16-35	077-567-2220
彦 根 年 金 事 務 所	彦根市外町169-6	0749-23-1112
街角の年金相談センター草津	草津市渋川1-1-50（近鉄百貨店 草津店5階）	077-564-4311
全国健康保険協会滋賀支部	大津市梅林1-3-10（滋賀ビル3階）	077-522-1099

◆公共職業安定所（ハローワーク）

	所 住 所	電 話
大 津 公 共 職 業 安 定 所	大津市打出浜14-15 (滋賀労働総合庁舎1階2階)	077-522-3773
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広4-37	0740-32-0047
長 浜 公 共 職 業 安 定 所	長浜市南高田町辻村110	0749-62-2030
彦 根 公 共 職 業 安 定 所	彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎 1 階)	0749-22-2500
東 近 江 公 共 職 業 安 定 所	東近江市八日市緑町11-19	0748-22-1020
甲 賀 公 共 職 業 安 定 所	甲賀市水口町本町3-1-16	0748-62-0651
草 津 公 共 職 業 安 定 所	草津市野村5-17-1	077-562-3720

◆労働基準監督署

	所 住 所	電 話
大 津 労 働 基 準 監 督 署	大津市打出浜14-15 (滋賀労働総合庁舎3階)	077-522-6616
彦 根 労 働 基 準 監 督 署	彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎3階)	0749-22-0654
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394

◆市町発達支援室・センター等

市町名	相 談 窓 口	所 在 地	電 話	FAX	対象年齢
大 津 市	子 ども 発 達 相 談 セ ン タ ー	大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津1F	077-511-9330	077-526-8030	3歳6か月児健 診後から中学 卒業まで
	発達障害者支援センター「かほん」	大津市石山千町270-3	077-548-6149	077-543-7328	18歳以上
彦 根 市	健 康 推 進 課	彦根市八坂町1900番地4（彦根市 保健・医療複合施設くすのきセン ター 2階）	0749-24-0816	0749-24-5870	0～3歳
	発 達 支 援 セ ン タ ー	彦根市平田町597番地1	0749-47-3445	0749-24-7886	0歳～成人期
長 浜 市	健 康 推 進 課	長浜市小堀町32番地3 （ながはまウェルセンター 1階）	0749-65-7751	0749-65-1711	3歳児（年少）ま で
	教育センター教育相談室 （発達支援グループ）	長浜市内保町2490番地1 （浅井分庁舎 2階）	0749-74-3702	0749-74-3181	義務教育（小・ 中学校）
	発 達 支 援 セ ン タ ー （ 発 達 支 援 室 ）	長浜市小堀町32番地3 （ながはまウェルセンター 2階）	0749-65-6904	0749-65-6950	0歳～成人期
近江八幡市	発 達 障 が い 者 支 援 セ ン タ ー 【相談支援グループ内の機能名】	近江八幡市桜宮町236番地 障がい福祉課相談支援G内	0748-31-3711	0748-31-2037	成人期（生活 支援が必要な ケースは年齢 問わず）
	発 達 支 援 課【相談グループ】	近江八幡市桜宮町236番地	0748-31-3734	0748-34-6612	0歳～18歳 ま で
	発 達 支 援 課【事業グループ】 子ども発達支援センター	近江八幡市土田町1313番地 市総合福祉センターひまわり館1階	0748-33-8131	0748-31-3480	0歳～就学まで
草 津 市	発達支援センター【相談支援係】	草津市西波川2丁目9-38 草津市立福祉センター 3階	077-569-0353	077-566-5144	乳幼児期～成 人期
	発達支援センター【湖の子園】	草津市西波川2丁目9-38 草津市立福祉センター 3階	077-569-0352	077-584-5609	乳幼児期
守 山 市	発 達 支 援 セ ン タ ー	守山市下之郷三丁目2番5号 守山市福祉保健センター （すこやかセンター）内	077-582-1158	077-581-1628	乳幼児期～成 人期
栗 東 市	発 達 支 援 課 【 発 達 支 援 係 】	栗東市安養寺190 栗東市総合福祉保健センター （なごやかセンター）内	077-554-6152	077-554-6153	乳幼児期～成 人期
	発 達 支 援 課 【児童発達支援センターたんぽぽ教室】		077-554-6114	077-554-6116	乳幼児期～就 学まで
	発 達 支 援 課 【 幼 児 こ と ば の 教 室 】	栗東市安養寺3-1-1 栗東市学習支援センター内	077-553-1201	077-553-1240	4歳児、5歳児 （年中、年長）
甲 賀 市	こども政策部発達支援課	甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所	0748-69-2178	0748-69-2298	乳幼児期～青 年期
	児童発達支援センター「つみき」	甲賀市甲南町野田810番地 甲南地域市民センター 2階	0748-69-5544	0748-69-5576	乳幼児期～就 学まで
野 洲 市	発 達 支 援 セ ン タ ー	野洲市小篠原1973-1	077-587-0033	077-587-2004	乳幼児期～成 人期
湖 南 市	発 達 支 援 室	湖南市石部中央1丁目1番3号 （石部保健センター内）	0748-77-7020	0748-77-7019	乳幼児期～成 人期
高 島 市	児童発達支援センター「エール」	高島市新旭町北畑45-1	0740-28-7016	0740-28-7101	乳幼児期～18 歳まで
東近江市	発 達 支 援 セ ン タ ー	東近江市八日市上之町1番41号	0748-24-0664	0748-22-5151	乳幼児期～成 人期
米 原 市	発 達 支 援 セ ン タ ー	米原市米原1016番地	0749-53-5124	0749-53-5119	乳幼児期～成 人期

市町名	相 談 窓 口	所 在 地	電 話	FAX	対象年齢
日 野 町	福 祉 保 健 課 福 祉 担 当	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6573	0748-52-6503	乳幼児期～成人期
	福 祉 保 健 課 保 健 担 当 (日 野 町 保 健 セ ン タ ー)	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6574	0748-52-6503	乳幼児期
	日 野 町 子 ども 家 庭 セ ン タ ー	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6583	0748-52-0089	乳幼児期～学 齢期
	早期療育事業所「くれよん」	蒲生郡日野町松尾1-20	0748-53-8780	0748-53-8781	乳幼児期
	子育て・教育相談センター	蒲生郡日野町中道2-12	0748-53-3838	0748-53-3837	幼児期～学 齢期
竜 王 町	ふれあい相談発達支援センター	蒲生郡竜王町小口276-1	0748-58-3741	0748-58-3740	乳幼児期～成人期
愛 荘 町	健 康 推 進 課	愛知郡愛荘町愛知川72番地	0749-42-4887	0749-42-5887	乳幼児期～ 概ね18歳まで
	愛 荘 町 こ ども 家 庭 セ ン タ ー		0749-42-7661		
	福 祉 課		0749-42-7691		乳幼児期～成人期
豊 郷 町	保 健 福 祉 課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8116	0749-35-4588	乳幼児期～成人期
甲 良 町	保 健 福 祉 課	犬上郡甲良町在土357番地1	0749-38-3314	0749-38-5150	乳幼児期～成人期
	子 育 て 支 援 セ ン タ ー (発 達 支 援 は 一 部)	犬上郡甲良町下之郷1509	0749-38-8003	0749-38-3400	乳幼児期～学 齢期
多 賀 町	福 祉 保 健 課	犬上郡多賀町大字多賀221番地1	0749-48-8115	0749-48-8143	乳幼児期～成人期
	こ ども ・ 家 庭 応 援 セ ン タ ー (発 達 支 援 は 一 部)	多賀町総合福祉保健センター「ふれ あいの郷」内	0749-48-8137	0749-48-8138	乳幼児期～学 齢期

◆滋賀県発達障害者支援センター（市町の関係機関等と連携を図りながら相談に応じます）

	相 談 窓 口	所 在 地	電 話	FAX	対象年齢
全 県 内	南 部 セ ン タ ー	草津市笠山8丁目5-130 滋賀県医療福祉相談モール内	077-561-2522	077-502-2489	0歳～成人期
	北 部 セ ン タ ー	彦根市日夏町字堀溝3703-1 平和堂日夏店2階	0749-28-7055		

◆専門支援機関（発達障害に関する相談に応じます）

圏 域	相 談 窓 口	所 在 地	電 話	FAX	対象年齢
大 津 圏 域（大 津 市）	大 津 市 発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー か ほ ん	大津市石山千町270-3	077-548-6149	077-543-7328	18歳以上
甲賀福祉圏域（甲賀市、湖南市）	甲 賀 地 域 ネ ッ ト 相 談 サ ポ ー ト セ ン タ ー	湖南市西峰町1-1	0748-75-6920	0748-75-7741	学 齢 期 後 半 ～ 成 人 期
東近江福祉圏域（近江八幡市、 東近江市、日野町、竜王町）	東 近 江 地 域 障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー 桜 川	東近江市桜川西町334-2	0748-43-2850	0748-43-2852	就 学 前 ～ 成 人 期
湖東福祉圏域（彦根市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町）	彦 愛 犬 地 域 障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー ス テ ッ プ あ ッ プ 21	犬上郡豊郷町石畑315-10	0749-35-0008	0749-35-0021	学 齢 期 後 半 ～ 成 人 期
湖北福祉圏域（長浜市、米原市）	湖 北 相 談 処 す だ ち	長浜市大成亥町415-1	0749-53-2227	0749-53-0866	小 学 生 ～ 成 人 期
高島福祉圏域（高島市）	高 島 市 障 が い 者 相 談 支 援 セ ン タ ー コ ン パ ス	高島市新旭町北畑574	0740-20-9058	0740-20-9059	0歳～成人期

3. 相談窓口一覧

(令和7年12月1日現在)

滋賀県関係相談窓口一覧

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
行政	○県行政に関する照会・要望・苦情等相談	○滋賀県庁 県民相談室	077-528-3045 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
消費生活	○商品の購入やサービス利用に関する困りごと、契約・解約トラブル、多重債務に関する相談 ◎各市町においても消費生活相談窓口を設置しています。	○滋賀県消費生活センター	0749-23-0999 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時15分～午後4時00分 （来所、インターネットでの相談も可能） ○ホームページアドレス https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/index.html 
NPO・ボランティア	○さまざまな分野のNPO活動（市民活動）に関する相談	○淡海ネットワークセンター	077-524-8440
	○社会福祉分野のボランティア・市民活動に関する相談	○滋賀県ボランティアセンター	077-567-3924 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
女性・男性等（性別・年齢問わず）	○性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画に関する相談 <総合相談> 電話 面接（要予約） <<相談の対象事例>> ・DV（配偶者や恋人からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント ・生き方・自立の悩み ・性別による差別的取扱い ・夫婦、家族関係等の人間関係の悩み等 <法律相談>（要予約） <DVカウンセリング>（要予約） <男性相談>（要予約）	○滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが） 男女共同参画相談室	【相談室専用電話】 0748-37-8739 ○火～水曜日 ○金～日曜日 （午前） 9時00分～12時00分 （午後） 13時00分～17時00分 ○木曜日 （午前） 9時00分～12時00分 休館日：月曜日、祝日の翌日（日曜日を除く） 年末年始・お盆・施設点検日等 （注）祝日、年末年始の関係で相談日を変更する場合がある。
	<LINE相談>（こころのサポートしが） ○相談内容 ・性被害やデートDVの悩み等	○滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）	毎日16時00分～24時00分  二次元コードからLINEの友だち登録をすると相談できる。

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
子ども 女性	○児童相談（一般的な子育て相談や虐待などの子どもの相談） ○児童相談（満18歳未満の子どもを対象に、専門的な知識を生かして、相談に応じる。） ○相談の内容 ・家庭での養育が困難になった子どもの相談 ・障害を持つ子どもの相談 ・生活、行動、しつけに関する相談 ・非行や不登校に関する相談 ・虐待やいじめに関する相談	○中央子ども家庭相談センター（管轄地域） 草津市・守山市 栗東市・野洲市	077-562-1121 077-565-7235（FAX） 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合は、上記電話で予約 【児童虐待ホットライン】※県内全域 077-562-8996 189（児童相談所虐待対応ダイヤル） 24時間受付
		○大津・高島子ども家庭相談センター（管轄地域） 大津市・高島市	077-548-7768 077-548-7769（FAX） 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合は、上記電話で予約
		○彦根子ども家庭相談センター（管轄地域） 彦根市・長浜市・米原市 愛荘町・豊郷町・甲良町 多賀町	0749-24-3741 0749-24-7464（FAX） 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約
		○日野子ども家庭相談センター（管轄地域） 近江八幡市・甲賀市・ 湖南市・東近江市・日野町・ 竜王町	0748-36-1201 0748-36-1202（FAX） 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約
	○女性相談 女性相談では、夫婦間・家族間の問題、人間関係その他生活関連問題等女性が持つ様々な問題に幅広く対応し、助言支援を行っている。 ○相談の内容 ・家庭内の不和やいざこざ ・夫・恋人からの暴力 ・夫婦のもめごと、離婚問題 ・男女間のトラブル等	○中央子ども家庭相談センター（管轄地域） 草津市・守山市・栗東市 甲賀市・野洲市・湖南市 大津市・高島市	【女性相談】 077-564-7867 月～日曜日の毎日 午前8時30分～午後10時00分 ○予約制面接相談 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時15分～午後4時00分 ※原則として上記電話番号で予約
		○彦根子ども家庭相談センター（管轄地域） 近江八幡市・東近江市 彦根市・長浜市・米原市 蒲生郡・犬上郡・愛知郡	○電話相談 0749-24-3741 月～金曜（土日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ○面接相談の場合は、電話で予約 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時15分～午後4時00分
	○妊産婦、18歳未満の子どもとその家庭に関する相談 ○母子及び寡婦福祉に関する相談	○東近江健康福祉事務所（近江八幡市・東近江市・蒲生郡） 【子ども家庭相談室】	0748-22-1300 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
		○湖東健康福祉事務所（彦根市・愛知郡・犬上郡） 【子ども家庭相談室】 ○各市福祉事務所（大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・東近江市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・高島市・米原市）	0749-21-0281 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
青少年 子ども	○青少年・子ども電話総合相談 ○小中学生・高校生の抱える学校や家庭での心配ごと ○保護者が抱える子どもに関する悩みごと（いじめ、不登校、非行、虐待、育児相談等）	○子ども・子育て応援センター（愛称名こころんだいやる）	077-524-2030 0120-0-78310 （全国共通ダイヤル） 年末年始を除く毎日（土・日・祝日を含む） 午前9時00分～午後9時00分 ○面接相談 上記電話で予約 ○時間外は、FAXでも受付可能 FAX：077-528-4855
医療	○休日・急患診療所	○湖南広域休日急患診療所（内科・小児科）	077-551-1599 日・祝日・年末年始 午前9時30分～午後9時30分
		○近江八幡休日急患診療所（内科・外科・小児科）	0748-33-9311 土 午後2時30分～午後7時40分 （内科・小児科のみ） 日・祝日 午前9時30分～午後7時40分
		○東近江休日急患診療所（内科・小児科）	0748-23-5020 日・祝日 午前9時30分～午後5時40分
		○彦根休日急患診療所（内科・小児科）	0749-22-1119 日・祝日 午前9時00分～午後4時30分
		○長浜米原休日急患診療所（内科・小児科）	0749-65-1525 日・祝日 午前8時30分～午前11時30分 午後0時30分～午後5時30分
		※受診される場合は必ず電話で連絡し、診療所の指示に従ってください。 診療を行わない日や受付時間が異なる場合があります。	
	○救急医療情報案内（休日・夜間等の救急時に診察可能な医療機関を24時間案内） ◎ホームページアドレス https://www.shiga.iryonavi.jp/	○大津市の医療機関	077-525-3799
		○草津市、守山市、栗東市、野洲市の医療機関	077-553-3799
		○甲賀市、湖南市の医療機関	0748-62-3799
		○近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡の医療機関	0748-23-3799
		○彦根市、犬上郡の医療機関	0749-23-3799
		○長浜市、米原市の医療機関	0749-63-3799
		○高島市の医療機関	0740-22-3799
医療安全	○医療に関する相談	○医療安全相談室 健康医療福祉部医療政策課内	077-528-4980 平日 午前9時00分～12時00分 午後1時00分～4時00分
国民健康保険	○国民健康保険に関する相談	○各市町国民健康保険担当課	
後期高齢者医療制度	○後期高齢者医療制度に関する相談	○滋賀県後期高齢者医療広域連合 ○各市町後期高齢者医療担当課	077-522-3013
健康	○健康・育児・栄養相談	○健康福祉事務所（保健所） ○各市町保健センター	資料Ⅰ 資料6ページ

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
こころの健康	○心の悩みに関する相談	○精神保健福祉センター	【こころの電話相談】 077-567-5560 月～日曜（年末年始を除く） 午前10時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後9時00分
	○ひきこもりに関する相談	○滋賀県ひきこもり支援センター	077-567-5058 077-567-5010 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時00分
認知症	○認知症に関する相談	瀬田川病院認知症疾患医療センター	077-543-1441
		琵琶湖病院認知症疾患医療センタービスタリ	077-578-2024
		水口病院認知症疾患医療センター	0748-63-5430
		豊郷病院認知症疾患医療センターオアシス	0749-35-5345
		藤本クリニック認知症疾患医療センター	077-582-6032
		セフィロト病院認知症疾患医療センター	0749-68-5716
		近江温泉病院認知症疾患医療センター	0749-46-0010
		滋賀八幡病院認知症疾患医療センターおうみ	0748-33-7106
	○認知症介護経験者による相談	○滋賀県もの忘れ介護相談室	フリーダイヤル 0120-294-473 月～金曜（土日祝およびお盆、年末年始を除く） 午前10時00分～午後3時00分
エイズ	○エイズ一般、検査についての相談	○エイズ一般相談電話	077-524-0051 月曜・水曜 午前9時00分～午前12時00分
ハンセン病	○ハンセン病についての相談	健康医療福祉部健康しが推進課	077-528-3655
難病	○難病治療や日常生活、就労等に関する相談	○難病相談支援センター	077-526-0171 平日 午前10時00分～ 午後4時00分 077-526-0172(FAX)
がん	○がんにかかわる相談	大津赤十字病院がん相談支援センター	077-526-5366
		滋賀医科大学医学部附属病院がん相談支援センター	077-548-2859
		滋賀県立総合病院がん相談支援センター	077-582-8141
		公立甲賀病院がん相談支援センター	0748-65-1641
		彦根市立病院がん相談支援センター	0749-22-6050
		市立長浜病院がん相談支援センター	0749-68-2354
		高島市民病院がん相談支援センター	0740-36-0220
		市立大津市民病院患者相談支援室	077-522-4607
		淡海医療センターがん相談支援センター	077-516-2511
		済生会滋賀県病院がん診療支援センター	077-552-1221

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
が ん	○がんにかかわる相談	近江八幡市立総合医療センター患者総合支援課	0748-33-3151
		東近江総合医療センターがん相談支援室	0748-22-3111
		長浜赤十字病院がん相談窓口	0749-68-3389
		NPO法人淡海かいつぶりセンター	077-546-6550
	○小児がんに関する専門相談	滋賀医科大学医学部附属病院(小児科) (窓口：健康医療福祉部健康しが推進課)	077-528-3655
不 妊	○不妊や不育に関する相談	○不妊症不育症相談支援センター	077-548-9083 (電話相談) 月・水・金 午前9時00分～午後4時00分 上記以外の電話相談、面談相談は下記二次元コード (URL) から要予約  https://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/department/special_opd/funinsoudan/index.html
妊 娠・出産・育児・子育て	○思春期・妊娠・出産・育児・更年期に関する相談	○子育て・女性健康支援センター	077-553-3931 10時00分～16時00分 (土、日、祝日を除く)
予 期 し な い 妊 娠	○予期しない妊娠に関する相談	にんしんSOS滋賀	090-8810-2499 月・水・金 18時～20時 日 14時～16時
高 齢 者	○高齢者に関する相談	○各市町地域包括支援センター	資料編Ⅰ 資料19～20参照
高 齢 者・障 害 者	○高齢者・障害者の権利擁護等に関する相談	○滋賀県権利擁護センター (愛称:淡海ひゅうまんねっと) ○障害者110番 (滋賀県権利擁護センター)	077-566-0110 077-566-3581 (FAX) 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分
障 害 者 の リ ハ ビ リ ・ ス ポ ー ツ	○障害に応じたリハビリ・スポーツの相談	○障害者福祉センター	077-564-7327
福 祉 サ ー ビ ス	○福祉サービスに関する処遇や契約等の苦情や相談	○運営適正化委員会	077-567-4107 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後5時00分
障 害 児 (者)	○障害児・障害者に関する相談 (一般的な相談)	○健康福祉事務所 (保健所)・市福祉事務所・町担当課	資料Ⅰ 資料6～7ページ
	○障害児に関する相談	○中央子ども家庭相談センター (管轄地域) 草津市・守山市・栗東市・野洲市	077-562-1121 077-565-7235 (FAX) 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約
		○大津・高島子ども家庭相談センター (管轄地域) 大津市・高島市	077-548-7768 077-548-7769 (FAX) 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
障害児 (者)	○障害児に関する相談	○彦根子ども家庭相談センター (管轄地域) 彦根市・長浜市・米原市 愛荘町・豊郷町・甲良町 多賀町	0749-24-3741 0749-24-7464 (FAX) 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約
		○日野子ども家庭相談センター (管轄地域) 近江八幡・甲賀市・湖南市・ 東近江市・日野町・ 竜王町	0748-36-1201 0748-36-1202 (FAX) 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 面接相談の場合、上記電話で予約
	○障害児の教育についての相談	○教育委員会特別支援教育課	077-528-4643 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
		○滋賀県総合教育センター教育相談係	077-588-2505 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分
	○身体障害者・知的障害者に関する相談	○健康福祉事務所 (保健所) ・市福祉事務所・町担当課	資料 I 資料6～7ページ
	○身体障害者に関する専門的な相談	○リハビリテーションセンター 更正相談係 (身体障害者更生相談所)	077-567-7221 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	○知的障害者に関する専門的な相談	○精神保健福祉センター 障害者医療福祉相談モール担当 (知的障害者更生相談所)	077-563-8448 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	○視覚障害や点字などに関する相談	○視覚障害者センター	0749-22-7901 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後6時00分
	○聴覚障害や手話要約筆記に関する相談	○聴覚障害者センター	077-561-6111 077-565-6101 (FAX) 月～土曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後6時00分
	○障害基礎年金、障害厚生年金に関する相談	○市町福祉担当課 (障害基礎年金のみ)	資料 I 資料10ページ
	○障害者虐待、障害者差別に関する相談	○県障害福祉課 (県障害者権利擁護センター)	077-521-1175 077-528-4853 (FAX)
		○市町障害福祉担当課	資料 I 資料13ページ
	○発達障害に関する相談	○滋賀県発達障害者支援センター	【南部センター】 077-561-2522 【北部センター】 0749-28-7055 (両センターとも面接相談は電話で予約)
	○障害者の就業と生活に関する相談	○おおつ働き・暮らし応援センター “Hatch (はっち)”	077-522-5142 077-522-5103 (FAX)
		○湖南地域働き・暮らし応援センター “りらく”	077-567-1120 077-567-1199 (FAX)
		○甲賀地域働き・暮らし応援センター	0748-63-5830 0748-70-0053 (FAX)
		○東近江圏域働き・暮らし応援センター “Tekito-(テキトー)”	0748-36-1299 0748-36-1344 (FAX)
		○働き・暮らしコトー支援センター	0749-21-2245 0749-21-2246 (FAX)

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
障 害 児 (者)	○障害者の就業と生活に関する相談	○はたらき・くらし応援センターこほく	0749-64-1216 0749-64-5131 (FAX)
		○湖西地域働き・暮らし応援センター	0740-22-3876 0740-22-4131 (FAX)
	○精神障害者の地域生活における相談・支援	○相談支援事業所 オアシスの郷 (大津市)	077-510-5725
		やすらぎ (大津市)	077-526-7802
		風 (野洲市)	077-589-8784
		しろやま (甲賀市)	0748-62-8181
		このゆびとまれ (湖南市)	0748-75-8949
		太陽 (東近江市)	0748-20-2255
		ふらっと (近江八幡市)	0748-32-2667
		ステップアップ21 (豊郷町)	0749-35-0333
		まな (彦根市)	0749-21-2192
		そら (長浜市)	0749-68-2255
		コンパス (高島市)	0740-22-5553
精 神 保 健	○特定相談 (アルコール関連問題、思春期関連問題) ○その他の相談 (複雑または困難なもの)	○精神保健福祉センター	077-567-5010 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○心の悩みを持つ人やその家族からの相談	【こころの電話相談】 077-567-5560 月～日曜 (年末年始を除く) 午前10時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後9時00分
	○精神保健福祉に関する相談	○大津市保健所 (大津市)	077-522-6766 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後5時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○草津保健所 (草津市・守山市・栗東市・野洲市)	077-562-3534 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○甲賀保健所 (甲賀市・湖南市)	0748-63-6148 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○東近江保健所 (近江八幡市・東近江市・蒲生郡)	0748-22-1300 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○彦根保健所 (彦根市・愛知郡・犬上郡)	0749-21-0281 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)
		○長浜保健所 (長浜市・米原市)	0749-65-6610 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分 (面接相談は、上記電話で予約)

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
精神保健	○精神保健福祉に関する相談	○高島保健所 (高島市)	0740-22-2419 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時00分 （面接相談は、上記電話で予約）
	○自殺予防	○滋賀いのちの電話	077-553-7387 金曜日・土曜日・日曜日・月曜日 午前10時00分～午後8時30分
生活保護	○生活保護に関する相談、申請	○東近江健康福祉事務所 (管轄地域) 蒲生郡	0748-22-1254 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
		○湖東健康福祉事務所 (管轄地域) 愛知郡、犬上郡	0749-21-0282 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
		○各市福祉事務所 (大津市・彦根市・長浜市・ 近江八幡市・草津市・守山市・ 栗東市・甲賀市・野洲市・ 湖南市・高島市・東近江市・ 米原市)	資料Ⅰ 資料7ページ参照
	○生活保護にかかる不服申立て	○健康医療福祉部健康福祉政策課	077-528-3513 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
生活福祉資金	○生活福祉資金にかかる相談	○各市町社会福祉協議会	資料Ⅰ 資料18ページ参照
ペット	○犬猫の苦情相談 ○ペットの飼育相談	○動物保護管理センター	0748-75-1911 月～金曜・日（第2、第4日曜日・ 祝日・年末年始を除く） 午前10時00分～午後4時30分 （時間外は留守番電話・用件録音）
		○大津市動物愛護センター	077-574-4601 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後5時00分
食品	○食中毒に関すること ○食品苦情・相談に関すること	○大津市保健所衛生課 食品指導係	077-522-8427
		○草津保健所生活衛生係 (南部健康福祉事務所)	077-562-3549
		○甲賀保健所生活衛生係 (甲賀健康福祉事務所)	0748-63-6149
		○東近江保健所生活衛生係 (東近江健康福祉事務所)	0748-22-1266
		○彦根保健所生活衛生係 (湖東健康福祉事務所)	0749-21-0284
		○長浜保健所生活衛生係 (湖北健康福祉事務所)	0749-65-6664
		○高島保健所 地域保健福祉・衛生係 (高島健康福祉事務所)	0740-22-3552
		いずれも:月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後5時00分	

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
労 働 問 題	○労使関係の安定に関する相談 ○労使問題一般に関する相談 (相談事項) 解雇、配置転換、賃金不払い、賃金、退職金、労働時間、休日・休暇、就業規則、安全衛生、労働組合結成・活動、労働協約、不当労働行為、労働災害、労働保険、その他労働問題全般に関すること	○労働相談所	0120-967-164 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 12時00分～16時00分 ※滋賀県内から、固定電話（または公衆電話）であれば通話料無料。携帯電話からは通話料有料の一般電話（077-511-1402）をご利用ください ○ホームページアドレス https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300138.html
	○月例労働相談 「最初に示された労働条件と実際とが違う。」「身に覚えのない理由で解雇を言い渡された。」「一方的に労働条件を引き下げられた。」 ・上記のような労使紛争について、労働委員会の公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業役員等）が三者一組となって相談に対応。 ・原則として、毎月第四金曜日に開催。 ・各労働相談開催日4日前の午前中までの事前予約が必要。 ・各回とも先着順に受付。 ○個別的労使紛争のあっせん ・上記のような労働者個人と使用者との間で発生した労働条件等に関するトラブルを、あっせん員3名（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）が三者一組となって、労使双方の意見を聞き、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする制度。 ※詳しくは右記ホームページを確認してください	○労働委員会事務局	077-528-4473 077-528-4972（FAX） ○ホームページアドレス https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/
貸 金	○貸金業者に対する苦情及び相談	○商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3732 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （専任の担当者とのご相談は、午前9時00分～午後3時45分）
不 動 産	○不動産取引（売買・賃借・仲介等）についての相談	○滋賀県不動産無料相談所	077-526-2267 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後4時00分 （面接相談も可能）

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
交通事故	○交通事故に係る損害賠償問題等に関する相談	○交通事故相談所 大津本所	【面接相談・電話相談】 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後0時00分 午後1時00分～午後4時00分 （文書相談も可能） 【巡回相談】 電話による予約が必要 【大津本所:電話相談/問い合わせ先】 077-528-3425 077-528-4918(FAX)
	○交通事故に係る損害賠償問題等に関する相談	○交通事故相談所 彦根分室	【面接相談】 火・木曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後0時00分 午後1時00分～午後4時00分 【電話相談】 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後0時00分 午後1時00分～午後4時00分 （文書相談も可能） 【巡回相談】 電話による予約が必要 【彦根分室:電話相談/問い合わせ先】 0749-27-2230

滋賀県警察相談窓口一覧

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
犯 罪 被 害 防 止 等	○警察安全相談 犯罪等による被害の未然防止に関する相談 その他県民等の安全と平穏に関する相談	○滋賀県警察本部 警務部警察県民センター 相談・広聴係 所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部	警察総合相談電話 【県民の声110番】 077-525-0110 プッシュ回線は#9110 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後4時30分
			【面接（来庁）相談】 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ※時間外で緊急的な措置を要する相談は、当直勤務員が対応
			【インターネットメール相談】 Eメールアドレス soudan9110@police.pref.shiga.jp ※メールによる回答は行っていない。メールに名前、連絡先等の記載が必要。添付ファイルは原則として開封しませんので、用件を本文上に記載してください。 ホームページアドレス http://www.pref.shiga.lg.jp/police/ ※ホームページの「ご相談」コーナーからもメール送信が可能
		○県内12警察署警務課（相談窓口） ※全警察署に「警察安全相談員（警察OB）」を配置	月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 面接相談も可能 （時間外で緊急的な措置を要する相談は、当直勤務員が対応）
		○大津警察署	077-522-1234
		○草津警察署	077-563-0110
		○守山警察署	077-583-0110
		○甲賀警察署	0748-62-4155
		○近江八幡警察署	0748-32-0110
		○東近江警察署	0748-24-0110
		○彦根警察署	0749-27-0110
		○米原警察署	0749-52-0110
		○長浜警察署	0749-62-0110
		○木之本警察署	0749-82-3021
		○高島警察署	0740-22-0110
		○大津北警察署	077-573-1234

相談区分	相談業務内容等		相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
犯罪被害 防 止 等	○家庭や友達、いじめ等・少年の非行からの立ち直り支援に関する相談		滋賀県警察本部 生活安全部少年課 大津少年サポートセンター	077-521-5735 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
			滋賀県警察本部 生活安全部少年課 米原少年サポートセンター	0749-52-0114 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	○拳銃に関する相談		滋賀県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 薬物銃器対策室 所在地：大津市打出浜1-10	【拳銃110番】 全国統一フリーダイヤル 0120-10-3774 （報奨制度適用回線） 077-521-1079 （いずれも24時間対応）
	○暴力団に関する相談		滋賀県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 所在地：大津市打出浜1-10	【暴力団追放ホットライン】 077-527-2140 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
犯罪被害 者 等 支 援	専門 相談	○犯罪被害者のための 電話相談 （公社）おうみ犯罪被害者支援センターは、滋賀県公安委員会の指定を受けて、犯罪の被害にあわれた方や家族、その関係の方々に相談・支援を実施している団体。 電話相談、面接相談をはじめ、必要な方にはカウンセリングや法律相談の他、医療や福祉などの専門機関と連携して支援をする。 また、直接的支援として警察署や検察庁、裁判所、産婦人科病院等への付き添いなど必要とされる支援を実施。 いつ誰が被害にあうかもしれないことから、早期の予防啓発教育にも取り組み、学校や地域に性暴力やデートDV等の研修講師を派遣している。	滋賀県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター 所在地：大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館1階 <ホームページアドレス> https://www.ovsc-lake.com 性暴力被害者総合ケアワンス トップびわ湖（SATOCO） <ホームページアドレス> https://www.satoco.org	○おうみ犯罪被害者支援センター （県総合窓口） 077-525-8103 （いつかにつこり はいおうみ） 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10時から16時 ○サポートテレホン 077-521-8341 （心に一番 やさしい） 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10時から16時 ○SATOCOホットライン SATOCO（サトコ） 090-2599-3105 （ニッコリキューキューサトコ） satoco3105biwako@gmail.com 24時間365日対応

国関係機関相談窓口一覧

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
人権全般	○ 人権全般に関する相談 毎日の生活を営んでいく上でこれは人権問題ではないだろうかと感じたり、よく分からなくて困ったりすることがある場合に、気軽に相談できる機関として、人権擁護機関の人権相談所がある。 人権問題に関して国民の相談に応じ、通報・助言等の必要な処置をし、国民に保障されている基本的人権を擁護し併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。	○大津地方法務局人権擁護課 (ホームページアドレス) https://houmukyoku.moj.go.jp/otsu/	077-522-4673 【みんなの人権110番】 0570-003-110 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （事前予約の上、面接相談も可能） 【人権擁護委員相談】月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分
			【こどもの人権110番】 0120-007-110 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
			【女性の人権ホットライン】 0570-070-810 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 令和7年10月以降【みんなの人権110番】に統合しています。
			【インターネット人権相談】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
		○大津地方法務局甲賀支局	0748-62-1828 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （事前予約の上、面接相談も可能） 【人権擁護委員相談】 （月曜・水曜）（祝日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分
		○大津地方法務局彦根支局	0749-22-0242 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （事前予約の上、面接相談も可能） 【人権擁護委員相談】 （火曜・水曜・木曜）（祝日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分
人権全般	<特設人権相談所> 人権擁護委員が、心配ごとや困りごとに関する相談に応じる。	○大津地方法務局長浜支局	0749-62-0565 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 【人権擁護委員相談】 （火曜・水曜）（祝日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分
		○市町役場や公民館等の公共施設や社会福祉施設等	日時・場所等は、各市町広報誌または大津地方法務局のホームページ（https://houmukyoku.moj.go.jp/otsu/）に掲載

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
労働問題	○労働条件・労働契約・安全衛生・労災関係に関する相談 ・労働条件等 ・安全衛生 ・労災補償等	○滋賀労働局労働基準部 監督課（労働条件関係） 健康安全課（安全衛生関係） 労災補償課（労災保険関係）	077-522-6649 077-522-6650 077-522-6630 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○大津労働基準監督署 方面（労働条件関係） 安全衛生課（安全衛生関係） 労災課（労災保険関係）	077-522-6616 077-522-6678 077-522-6644 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○彦根労働基準監督署 監督課（労働条件関係） 安全衛生課（安全衛生関係） 労災課（労災保険関係）	0749-22-0654 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○東近江労働基準監督署 方面（労働条件関係） 安全衛生課（安全衛生関係） 労災課（労災保険関係）	0748-22-0394 0748-41-3366 0748-41-3367 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
	○求人・求職に関する相談 ・募集採用 ・失業 ・雇用保険 ・派遣労働 ・高齢者雇用 ・障害者雇用 ・外国人労働等 ・職業訓練	○滋賀労働局職業安定部職業安定課・職業対策課・訓練課・需給調整事業室	077-526-8609・ 8686・8608・8617 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○大津公共職業安定所 （ハローワーク大津）	077-522-3773 月・水・金曜 午前8時30分～午後6時 火・木曜 午前8時30分～午後5時15分 土曜日（第1・第3土曜日） 午前10時～午後5時 （祝日・年末年始を除く） 延長時間の取扱い （平日5時15分以降及び土曜日） ・求人の閲覧 ・職業相談・紹介 （面接相談も可能）
		○大津公共職業安定所高島出張所 （ハローワーク高島）	0740-32-0047 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○長浜公共職業安定所 （ハローワーク長浜）	0749-62-2030 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○彦根公共職業安定所 （ハローワーク彦根）	0749-22-2500 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
労働問題		○東近江公共職業安定所 (ハローワーク東近江)	0748-22-1020 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○甲賀公共職業安定所 (ハローワーク甲賀)	0748-62-0651 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○草津公共職業安定所 (ハローワーク草津)	077-562-3720 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
	○男女雇用均等、両立支援、パートタイム労働法に関する相談 (男女雇用均等、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働法)	○滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
	○個別労働関係紛争解決促進法に基づく労働局長の助言、指導や紛争調整委員会によるあっせん (対象となる紛争) ①解雇理由、配置転換、出向、雇止め、整理解雇、採用内定取消、労働条件の不利益変更 ②募集、採用（あっせんは対象外） ③いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争等	○滋賀労働局 総合労働相談コーナー（滋賀労働局雇用環境・均等室内）	077-522-6648 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○大津総合労働相談コーナー（大津労働基準監督署内）	077-501-3976 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○彦根総合労働相談コーナー（彦根労働基準監督署内）	0749-22-0654 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
		○東近江総合労働相談コーナー（東近江労働基準監督署内）	0748-41-3363 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
	① (1) 男女雇用機会均等法、(2) 育児・介護休業法、(3) パートタイム労働法に基づく労働局長の助言、指導、勧告や紛争調整委員会による調停対象となる紛争	○滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）
	○職場での性別を理由とする差別（募集・採用、配置・昇進、定年・退職・解雇等、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱、セクシャルハラスメント、母性健康管理） ○ (1) 育児・介護休業制度、(2) 子の看護休暇制度、(3) 介護休暇制度、(4) 育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限、(5) 育児・介護のための短時間勤務等の措置、(6) 上記 (1)～(5) の申出・取得等を理由とする不利益取扱、(7) 労働者の配置に関する配慮	○滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （面接相談も可能）

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
労働問題	○フリーランス法 ・フリーランスの就業環境の整備に係る相談 募集情報の的確表示、育児介護等と業務の両立に対する配慮、ハラスメント対策に係る体制整備、中途解除等の事前予告・理由開示等 ・フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブル ○労働条件の文書交付等、待遇の決定についての説明、待遇の差別的取扱い禁止、職務の遂行に必要な教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置	○フリーランス・トラブル 110番	0120-532-110 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分
健康保健 厚生年金 保険	○健康保険料・厚生年金保険料の納付相談	○大津年金事務所（厚生年金徴収課） ○草津年金事務所（厚生年金徴収課） ○彦根年金事務所（厚生年金徴収課）	077-521-1126 077-567-2220 0749-23-1112
国民年金	○国民年金の諸届出・相談	○大津年金事務所（国民年金課） ○草津年金事務所（国民年金課） ○彦根年金事務所（国民年金課）	077-521-1126 077-567-2220 0749-23-1112
	○年金給付に関する相談・請求・諸変更届出	○大津年金事務所（お客様相談室） ○草津年金事務所（お客様相談室） ○彦根年金事務所（お客様相談室） ○ねんきんダイヤル	077-521-1126 077-567-2220 0749-23-1112 0570-05-1165（ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165（一般電話）
		受付時間は、年金事務所、ねんきんダイヤルともに 月曜※1 午前8時30分～午後7時 火～金曜 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜※2 午前9時30分～午後4時 ※1 月曜が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受付 ※2 第2土曜以外の土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません	
	○健康保険の給付に関する相談	○全国健康保険協会滋賀支部（業務グループ）	077-522-1099

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
家事手続	○家庭裁判所では、家庭内の問題について、家庭裁判所の事件として扱えることがらか、どこの裁判所に、どのような申立てをしたらよいかな等の手続に関する案内を行っている。 ・審判で処理される主な家事事件 成年後見、失踪宣告、子の氏の変更、未成年者の養子縁組、相続の放棄及び限定承認、遺言に関するもの等 ・調停又は審判で処理される主な家事事件 夫婦の同居その他協力扶助・子の監護、離婚の場合における財産分与、親権者の指定又は変更、扶養、遺産の分割に関するもの等 ・調停だけで処理される主な家事事件 上記事件を除く一切の家庭事件（離婚、離縁など）	○大津家庭裁判所	077-503-8154 (家事受付係) 077-503-8155 (調停係) 077-503-8175 (人事訴訟係) 077-503-8156 (後見係) 077-503-8154 (相続放棄係) 月～金曜（祝日・年末年始を除く） (事件申立) 午前8時30分～午後0時00分 午後1時00分～午後5時00分 (家事（手続）案内) 午前9時00分～午前11時30分 午後1時00分～午後4時00分
民事手続	○民事紛争の調停・支払督促・訴訟（少額訴訟を含む）に関する各手続案内 (主な紛争の対象事案) 貸金・立替金、売買代金、給料・報酬、請負代金・修理代金、家賃・地代の不払、敷金・保証金の返還、損害賠償（交通事故ほか）、家賃・地代の改定、建物・部屋の明渡し、土地・建物の登記請求、クレジット・サラ金問題など	○大津簡易裁判所	077-503-8145 (受付センター) 077-503-8182 (調停係) 077-503-8180 (支払督促係) 077-503-1109 (民事訴訟係) 月～金曜（祝日・年末年始を除く） (事件申立) 午前8時30分～午後0時00分 午後1時00分～午後5時00分 (民事手続案内) 午前9時00分～午前11時30分 午後1時00分～午後4時00分

その他団体等相談窓口一覧

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
人 権	○人権全般に関する相談 毎日の生活の中で、部落差別をはじめとするあらゆる差別や人権に関する問題で悩んでいる方のための相談窓口	○（公財）滋賀県人権センター 人権相談室	【電話相談、面接相談】 077-527-3885 (TEL・FAX) 月曜・火曜・水曜・金曜 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分 【無料弁護士相談】 奇数月第3木曜日に実施 午前10時00分から正午 (事前面接相談が必要) 【インターネット相談】 ホームページアドレス https://www.shigajinken.or.jp/jinkensoudan-guide.html
LGBT等	○LGBT等に関する相談	○LGBTQ電話相談 (公財) 滋賀県人権センター	090-3188-2255 第2木曜、第4金曜 午後6時～午後9時 (最終受付 午後8時30分)
母子家庭・父子家庭	○生活や子育てなどの悩みや援助に関する相談	○滋賀県母子福祉のぞみ会	077-522-2951 午前9時～午後5時（日祝除く）
高 齢 者	○介護保険サービスの利用に関する苦情や相談	○滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605（専用） 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分
後期高齢者医療	○後期高齢者医療制度に関する相談	○滋賀県後期高齢者医療広域連合 ○各市町	077-522-3013 月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分
暴力団	※暴力団にかかわる交通事故の示談、債権取り立て、不動産等の売買、家屋の賃貸などの困りごとに関する相談（暴力団に関する不当な行為の防止等に関する法律を根拠とする。） ○暴力団放逐相談員（警察OB2名、弁護士1名、少年補導委員1名、保護司1名）が相談に対応 【巡回面接相談】 (1) 年間10回県内指定場所 2ヶ月前に設定し、ホームページに掲載する他、設定地域及び周辺市町の広報誌に掲載及び同設定地区にポスターを掲示 (2) 民事介入暴力相談所の開設 年1回、滋賀弁護士会、警察本部、暴力団放逐推進センターによる相談所の開設	○公益財団法人滋賀県暴力団放逐推進センター 所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部庁舎 北棟1階	077-525-8930 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分 【インターネットメール相談】 ○ホームページアドレス https://www.shiga-boutsui.jp/

相談区分	相談業務内容等	相談先関係機関・団体	電話番号・受付時間等
法 律	○情報提供 法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士、司法書士等各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供する。 ○民事法律扶助 資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度（費用の立替えにあたっては審査があります）。	○日本司法支援センター（法テラス）	[法テラス・サポートダイヤル] 0570-078374 平日 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時 [法テラス滋賀] 0570-078339 ※IP電話の方 0503383-5454 平日 午前9時～午後5時
	○犯罪被害者支援 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続への適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体に関する情報を提供する。また、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する。	○日本司法支援センター（法テラス）	[犯罪被害者支援ダイヤル] 0120-079714 ※IP電話の方 03-6745-5601 平日 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時 [法テラス滋賀] 0570-078339 ※IP電話の方 0503383-5454 平日 午前9時～午後5時

資料編Ⅱ

関係法令
等

1. 民生委員法

(昭和23年7月29日法律第198号)

改正 昭和24年 5月31日法律第168号
同 28年 8月 1日同 第115号
同 28年 8月15日同 第213号
同 31年 6月12日同 第148号
同 35年 3月31日同 第 37号
同 60年 7月12日同 第 90号
平成 6年 6月29日同 第 49号
同 11年 7月16日同 第 87号
同 11年12月22日同 第160号
同 12年 6月 7日同 第111号
同 13年11月30日同 第135号
同 23年 8月30日同 第105号
同 25年 6月14日同 第 44号
令和 4年 6月22日同 第 76号
同 4年 6月22日同 第 77号

- 第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。
- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。
- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当つては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生

委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村が委嘱する。
- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第9条 削除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第19条 削除

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第21条から第23条まで 削除

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前2項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第27条 削除

第28条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2. 民生委員法施行令

(昭和23年8月10日政令第226号)

改正 昭和 28年 8月 1日政令第145号
同 31年 8月21日同 第265号
同 35年 4月18日同 第103号
同 60年 7月12日同 第225号
平成 6年12月21日同 第398号
同 11年12月 8日同 第393号
同 12年 6月 7日同 第334号
同 18年 9月26日同 第319号
同 25年 6月14日同 第183号

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
 - 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第8条から第10条まで 削除

第11条 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。

- 2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の27に定めるところによる。

- 2 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第

29条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の3に定めるところによる。

3. 滋賀県民生委員・児童委員選任要領

		〔昭和49年9月7日 各市町村長あて〕	滋福第 2216号 滋賀県厚生部長通知
改正	昭和58年 8月18日	滋社第	711号
//	昭和61年 8月24日	滋社第	910号
//	平成58年 8月30日	滋社第	967号
//	平成13年 7月31日	滋健福政第	1329号
//	平成16年 7月27日	滋健福政第	1186号
//	平成19年 7月29日	滋健福政第	1117号
//	平成22年 3月17日	滋健福政第	447号
//	平成27年 3月15日	滋健福政第	325号
//	令和 3年 4月11日	滋健福政第	377号
//	令和 7年 3月10日	滋健福政第	254号

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の資格要件

1. 民生委員・児童委員として適格な者

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、その資格要件については、民生委員法（昭和23年法律第198号、以下「法」という。）第6条に規定しているが、民生委員の本分（法第1条）、努力目標（法第2条）、職務内容（法第14条）、職務遂行上の心構え（法第15条）および職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第16条）の規定の趣旨の外、おおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、民生委員・児童委員として将来にわたって積極的な活動を行える者を選任するよう努めること。

なお、新たに選任する場合には、推薦を受ける者の意向を踏まえつつ、できる限り75歳未満の者（ただし、主任児童委員にあってはできる限り65歳未満）を選任するよう努めること。

また、現任の者を推薦する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績についても民生委員・児童委員活動記録等から具体的に検討して十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談できる者。

- (3) 児童および妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- (4) 健康であって、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができる者。
- (5) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行い、職務上知り得た個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができ、また人権問題を正しく理解し、解決のため積極的な活動ができる者。
- (6) 責任感が強く、民生委員児童委員協議会はもとより、地域における各種行事にも積極的に参加する者。
- (7) 積極的に自ら地域住民と接し地域の現状を把握しようとする行動力があり、かつ職務上知り得た個人情報適切に取り扱うことができる者。
- (8) 主任児童委員として推薦を受ける者は、本要領の「第2 民生委員・児童委員の資格要件」に該当し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「2 推薦の基準」(ただし(3)を除く)に該当する者であること。

2. 民生委員・児童委員として不適格な者

選任にあたって次の各号に掲げるような者を選ばないことはもちろんのこと、委嘱後において不適格な要件に該当すると認められた場合には、市町長は民生委員・児童委員に対して適切な指導を行うこと。

- (1) 本来の職業が多忙なため、または病弱等のために、民生委員・児童委員としての職務を十分に行うことができない者。
- (2) 破廉恥罪等民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のある者。(民生委員・児童委員の任期外の期間を含む。)
- (3) 民生委員・児童委員としての立場を自己の政治的目的、営業活動、宗教活動等に利用する恐れのある者。
- (4) 民生委員・児童委員として職務上知り得たことを、みだりに他人に口外する者、またはその恐れのある者。

第3 選任に関する留意事項

- 1. 地区住民に加えて、自治会等の住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉に関する事業や活動を行う法人、ボランティア団体、保健・医療・福祉および教育に関する事業者団体、職能団体等の関係団体にも周知し、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2. 各市町の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して適格者が得られるよう努めること。
- 3. 直接の関係者による推薦のみならず、関係団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、多様な人材の確保に努めること。

なお、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となるので留意すること。

第4 民生委員推薦会

- 1. 民生委員・児童委員に適任者が得られるか否か、また民生委員活動による社会福祉の増進がはかれるか否かについては、その推薦母体である民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)がよくその任務を果たしているかどうかにかかっているものであり、民生委員・児童委員の選考の際には、様々な分野から適任者を確保するように努めること。また、実質的な選考を自治会や町

- 内会に任せる等、推薦会の機能が形式的にならないよう留意すること。
2. 市町長は、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう、積極的かつ具体的に推薦会委員を指導すること。なお、県においても、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務およびその運営方法について講習会を行う等の方法により指導を行うものとする。
 3. 推薦会において民生委員候補者を推薦する際には、民生委員の地域での円滑な活動を推進する上から、地元自治会の推薦等も考慮することが望ましい。
 4. 市町長が推薦会委員を委嘱するにあたっては、次の事項について特に留意すること。
 - (1) 政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
 - (2) 人権問題に正しい理解を有する者を委嘱すること。
 - (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
 - (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
 - (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適任者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
 - (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員として推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
 - (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。
 - (8) 推薦会委員が欠員となった場合はすみやかに後任を選任し委嘱すること。
 5. 市町の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の事前審査を行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、準備会の構成は推薦会に準じるようにしたり、準備会委員に対する必要な知識を習得するための機会の提供を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。また、準備会の設置により推薦会が形骸化することのないよう留意すること。
 6. 推薦会において主任児童委員候補者を推薦する際には、本要領の「第4 民生委員推薦会」の規定に留意し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「3 推薦及び指名手続き」により行うこと。なお、推薦手続きに要する推薦書類様式および指名手続きについては、本要領の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」および「第6 民生委員・児童委員の解嘱」により行うこと。
 7. 推薦会の運営に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 推薦会の会議は自主的に運営されるとともに、人選に当たっては、具体的な推薦基準を決め、かつ、適任者を調査するに足る資料や意見に基づいて行うこと。
 - (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には推薦順位を付けること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、推薦基準を満たさない者や、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
 - (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員ならびに幹事および書記には議事に関して秘密を厳守させること。
 - (4) 幹事および書記は、市町の職員を充てることが適当であること。
 - (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。

第5 民生委員・児童委員の委嘱

1. 推薦会が民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、市町長を経由すること。
2. 推薦会委員長は、民生委員・児童委員を推薦する場合は、民生委員・児童委員候補者推薦書（様式第1号）に民生委員・児童委員推薦調書（様式第2号）を添えて知事あて提出すること。
3. 推薦会委員長は、主任児童委員として民生委員・児童委員を推薦する場合は、主任児童委員候補者推薦書（様式第1—1号）に主任児童委員推薦調書（様式第2—1号）を添えて知事あて提出すること。
4. 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、辞令が交付されるが、辞令の伝達は知事が行う。また、主任児童委員の厚生労働大臣からの指名に係る辞令についても知事が併せて伝達を行う。
5. 主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員として指名する場合、または区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域の民生委員・児童委員にする場合は、民生委員・児童委員の解嘱の具申をすることなく、主任児童委員の指名または指名の解除について様式第4号を知事あて提出すること。
6. 民生委員・児童委員が委嘱されたときおよび主任児童委員が指名されたときは、地区住民に氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知すること。

第6 民生委員・児童委員の解嘱

1. 法第11条および第12条の規定は、任期中本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願出があった場合には市町長はこの規定にかかわらず解嘱の具申（様式第3号）をすることができる。
2. 市町長または推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1または第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して解嘱を知事に具申することができる。
3. 民生委員・児童委員として活動している市町（以下「転出前市町」という。）から別の市町に転出した場合は原則、解嘱事由となる。ただし、転出前市町において、居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努めるが、それが困難な場合であって、転出前市町または転出前市町の推薦会が、当該民生委員の活動地域の民生委員協議会等の意見を聴取したうえで、以下の（1）～（3）に掲げる要件をすべて満たし、職務を継続できると認める場合には、解嘱事由に該当しない。

その際、地域住民、他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないよう、（4）および（5）について留意すること。

- （1） 転出後も近隣地域に居住していること。なお、原則隣接する市町とするが、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況等を勘案し、実際に職務を支障なく行えるかの観点を踏まえ総合的に判断すること。
- （2） 民生委員・児童委員として活動を継続する意思があること。
- （3） 担当区域における活動に支障がないこと。
- （4） 当該民生委員・児童委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロワー体制の構築に努めること。
- （5） 転出前市町は、一定期間経過後に、当該民生委員・児童委員の担当区域においての活動について必要に応じて検証を行い、取組の見直しを検討すること。

なお、この取扱いは、例外的に認める際の要件であることから、推薦会において、広く各方面から委嘱された多様な委員構成のもと、様々な視点から十分に検討を行うよう努めること。

4. 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行われ、辞令が交付されるが、伝達は知事が行う。また、主任児童委員の指名の解除にかかる辞令についても知事が併せて伝達を行う。

4. 主任児童委員選任要領

平成13年11月30日 雇児発第762号
社援発第2115号

都道府県知事 厚生労働省
各 指定都市市長 あて 雇用均等・児童家庭局長
中核市市長 社会・援護局長

改正 平成16年 7月 6日 雇児発第0706006号
社援発第0706012号

改正 平成19年 8月10日 雇児発第0810007号
社援発第0810004号

改正 平成22年 2月23日 雇児発0223第3号
社援発0223第6号

1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年 6月29日雇児発第433号社援第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年 8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員児童委員の資格要件」及び平成22年 2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者

- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
- なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので、留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者であることを明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2委嘱に関する事項」の「3委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号をもって行うこととなるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

5. 児童委員の活動要領

昭和55年9月13日 児発第721号

厚生省児童家庭局長通知

改正 平成13年11月30日 雇児発第 763号

同 16年11月 8日 雇児発第1108001号

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。

なお、児童委員はそれぞれの区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域

住民の生活実態等を適切に把握しておく。

併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及び保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連携・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家庭等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

② 市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努

める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取り組み

近時、児童虐待による死亡事故が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力をを行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等

に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者からの通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、

その中心的な役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しでは、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これらの法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当とする民生委員に連絡し、必要な援助・協力を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識・技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は児童委員相互の連絡を図り、児童福祉のための各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

6. 子どもの虐待防止に関する主任児童委員活動指針

平成14年（2002年）3月25日

滋賀県・滋賀県民生委員児童委員協議会連合会

1. 指針の目的

子どもの虐待が大きな社会問題となる中、主任児童委員は、子どもの福祉に関する事項を専門的に担当する者として、その活動がますます期待されてきています。平成13年11月には「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」が公布、施行され、主任児童委員活動の一層の活性化を図ることを目的に、主任児童委員が法律上明確に位置づけられました。

こうした状況を踏まえ、当指針では子どもの虐待防止のために主任児童委員に特に期待される活動内容や方法を明確にし、主任児童委員がこれに取り組むことによって、子どもの虐待を防止し、尊い子どもの命を守るための一助とするものです。

2. 指針の性格

この指針は、「児童福祉法」および厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について（平成13年11月30日付け雇児発第763号）」により示された「児童委員の活動要領」を基本にしつつ、これらを補完するものとして、子どもの虐待防止に関して主任児童委員が取り組むべき活動内容や方法を、滋賀県および滋賀県民生委員児童委員協議会連合会が独自に示すものです。

3. 活動内容

主任児童委員は、子どもの虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を取得するための研修等に積極的に参加することによって、子どもの虐待防止活動の質を高めるとともに、（仮称）児童虐待防止地域協力員として、地域における子どもの虐待の相談、通報窓口として、以下の活動に取り組みます。

(1) 虐待予防活動の推進

主任児童委員は、子どもの虐待予防の環境づくりのため、区域担当の児童委員や関係者と協力して、次の活動を推進します。

○子育て支援活動

子どもへの関わりについて学習する場や情報交換ができる場、子育てにおいて同じような悩みや問題を抱えた母親等が話し合える場などの設定に努力するとともに、これらの情報を提供し参加を促すなど、子育てが孤立化しないよう支援に努めます。

○啓発活動

地域ぐるみでの子どもの虐待防止の取り組みが高まるよう、子育て支援活動へ積極的に参加し、子どもの虐待防止のための啓発活動や子育てに関する相談活動を継続的に行うほか、地域の人々に対する啓発活動に努めます。

(2) 情報収集の強化

主任児童委員は、子どもと子どもを取り巻く家庭環境や社会環境の実態についての詳細な情報を収集するため、次の活動を積極的に行います。

○定期的な訪問等による情報収集活動

原則、月に1回は子どもの虐待の早期発見の場所となる保育所・幼稚園・小学校・中学校等を

訪問するなど、情報収集に努めるとともに、これらの機関の教職員等との連携に努めます。

○情報交換活動

上記の情報収集活動などで知り得た情報については、各単位民生委員児童委員協議会で必ず報告するなど、区域担当の児童委員との共有に努めます。その際、守秘義務の徹底には十分留意します。

(3) 虐待事例への早期対応

主任児童委員は、情報収集活動等を通じて、子どもの虐待の早期発見に努めます。子どもの虐待を発見した場合は、速やかに次の対応等を行います。

○緊急を要する事例における早期対応

親子の分離や専門的指導を要すると思われ、緊急に対応する必要があると考えられる事例については、主任児童委員自らが、子ども家庭相談センターや地域振興局等に通告を行うなどの柔軟かつ迅速な対応に努めます。

○関係機関（者）との連携の強化

虐待事例への適切な対応や支援を行うため、市町村児童福祉主管課に対し、区域担当の児童委員や各単位民生委員児童委員協議会会長・副会長、子ども家庭相談センター、その他の関係機関等によるケース会議（以下「ケース会議」という。）の開催を要請するとともに、本ケース会議の開催に協力するなど、関係機関や関係者との連携の強化に努めます。

(4) 虐待へ発展する恐れのある事例への対応

主任児童委員は、子どもの虐待に発展する恐れがあると思われる事例を発見した場合は、次の対応を行います。

○児童委員との連携による早期対応

区域担当の児童委員および各単位民生委員児童委員協議会会長に連絡し、早期対応について協議します。

この場合において、各単位民生委員児童委員協議会会長が主任児童委員を中心に対応した方がよいと判断した場合は、主任児童委員は区域担当の児童委員の協力のもとに、市町村児童福祉主管課と連携して、子どもの安全確認や地域の人的資源の利用、保護者への必要な援助など早期対応にあたります。

なお、対応状況については、必要に応じてケース会議で報告するなど、関係機関や関係者に周知を行います。

(5) 虐待を受けた子どもや虐待を行った保護者等の調査および支援

主任児童委員は、地域の実情に応じて、自らもしくは区域担当の児童委員と連携して、当該家族等の人権に配慮しつつ積極的に以下の活動に取り組みます。

○家族および家族を取り巻く状況の把握

子ども家庭相談センターや市町村児童福祉主管課等による、地域での家族の生活状況や援助者の有無などについての調査に積極的に協力するなど、家族および家族を取り巻く状況の把握に努めます。

○虐待を受けた子どもの円滑な児童福祉施設利用のための協力

虐待を行っている保護者に対して、信頼関係を形成しながら、施設の機能を懇切に伝え、子どもの施設入所に対する理解を得ることや入所のための準備などについて、児童福祉司が行う指導に協力します。

○子どもが児童養護施設等に入所しているケースの保護者への援助

親子関係の回復のため、保護者の面会や子どもの一時帰省などについて、子ども家庭相談センターや児童養護施設等との連携を図りながら、訪問等による援助を継続的に行います。

○子どもが児童養護施設等を退所した後の援助

子どもの学校等への復帰や地域との関係修復について、保護者や関係者等への援助を行います。

○再発防止のためのフォローアップ

子ども家庭相談センターや市町村児童福祉主管課などから継続的な観察・情報の提供についての協力依頼があれば、積極的に調査に協力するなど、子どもの虐待の再発を防ぐための協力および保護者や関係者等への援助を継続的に行います。

なお、この活動指針については、本指針に基づく主任児童委員の活動の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととします。

7. 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

(1) 子どもの様子

- ☐ 子どもや保護者の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔の打撲、火傷など）が見られる。
- ☐ 極端にやせている等、栄養失調状態にある。
- ☐ 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。特に他のきょうだいとの差がみられる。
- ☐ 極端に不潔だったり、異臭を感じる。
- ☐ 犬、猫など動物を虐待する。
- ☐ 表情が乏しく、無表情、大人（保護者）を見ると脅えたり、表情がおどおどした素振りを見せる。
- ☐ 友達と一緒に遊べなかったり、孤立する。
- ☐ 他者を攻撃的に叩く、蹴るなど乱暴な行動を見せる。
- ☐ 他者に執拗に甘えたり、金品をねだる。
- ☐ 保護者がいると顔をうかがう反面、保護者がいなくなると全く保護者に関心を示さなくなったり、笑顔を見せたりする。
- ☐ 大人（保護者）の意図を察知して行動する。
- ☐ 大人（保護者）に対して執拗な警戒心を見せる。
- ☐ 子どもだけで食事をしていたり、食事をきちんと取っていない。
- ☐ 性交の真似をしたり、他者の性器を触るなどの性的行動を有する。
- ☐ 夜遅くまで外で遊んでいたりと、徘徊している。
- ☐ 理由もなく保育所や幼稚園・学校を休んでいる。

(2) 保護者の様子

- ☐ 子どもの健康や安全に対する配慮がなされていない。
- ☐ 衣類、寝具などが不衛生な状態にある。
- ☐ 長期不在、所在不明な状況にある。
- ☐ 乳幼児を長時間放置して外出する。
- ☐ 朝遅くまで寝ていたり、子どもに食事を与えなかったりする。
- ☐ 心身ともに疲労して、育児ノイローゼなどの養育困難な状況にある。
- ☐ 精神疾患もしくは、アルコール依存症や薬物依存症などがあり、子育てが負担となっている。
- ☐ 転職や失業などを繰り返し、また、低収入、借金など経済的困窮状態にある。
- ☐ 地域や親族との交流がなく、孤立状態にある。
- ☐ 夫婦関係や家族関係に葛藤が強く、人間関係に問題を有する。
- ☐ 他者に攻撃的だったり、執拗な被害者意識を見せる。また、第三者の介入を拒否する。
- ☐ 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している。
- ☐ 子どもや他人に癇癪を爆発させることが多い。
- ☐ 日常的に子どもの悲鳴、叩く音、泣く声を聞く。また、体罰の現場を目撃する。

8. 滋賀県子ども基本条例

(令和7年滋賀県条例第3号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 子どもの意見の尊重等（第9条・第10条）

第3章 子どもの権利の救済（第11条－第14条）

第4章 滋賀県子どもの権利委員会（第15条・第16条）

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等（第17条・第18条）

第6章 基本計画等（第19条・第20条）

第7章 滋賀県子ども若者審議会（第21条・第22条）

第8章 推進体制の整備（第23条）

第9章 雑則（第24条・第25条）

第10章 罰則（第26条）

付 則

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえない存在である。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望である。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められている。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある。そして、子どもには、自分がかけがえない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければならない。

私たちは、障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる中、自由や平和の基礎を成すものとして子どもの権利を国際的に保障しなければならないことを定める児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県子ども基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならない。

2 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

3 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

4 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならない。

5 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならない。

6 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

7 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができ

るよう、子どもを育まなければならない。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならない。

2 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならない。

3 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない。

学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

(県民の責務)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

第2章 子どもの意見の尊重等

(子どもの意見の尊重)

第9条 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。

2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。

(2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。

(3) 表明された子どもの意見が尊重されること。

(4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。

(5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。

(6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。

(7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。

(8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。

(9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。

4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。

- 5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの社会的活動への参画の促進)

第10条 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利の侵害に関する相談)

第11条 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（次項および次条において「相談」という。）の申出をすることができる。

- 2 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(調査および調整の申立て)

第12条 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができる。

(調査等)

第13条 知事は、前条の規定による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとする。

- 2 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとする。

(1) 調査等の必要がないと認めるとき。

(2) その性質上調査等を行うことが適当でないと認めるとき。

- 3 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができる。

- 4 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または前項の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 5 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（前条の規定により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報告等)

第14条 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとする。

- 2 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずよう求めることができる。

(1) 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

(2) 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

第4章 滋賀県子どもの権利委員会

(滋賀県子どもの権利委員会)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議する。
- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、知事の求めに応じて、第17条第1項に規定する施策の実施について必要な協力を行うものとする。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

(県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成)

第17条 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとする。

(子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談)

第18条 知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

第6章 基本計画等

(基本計画の策定)

第19条 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」

という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども施策の基本的な考え方
 - (2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策
 - (3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項
 - (4) 子ども施策の目標
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第7章 滋賀県子ども若者審議会

(滋賀県子ども若者審議会)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、第19条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 推進体制の整備

第23条 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

第9章 雑則

(財政上の措置)

第24条 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第26条 第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章および第10章ならびに付則第5項および第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）における第18条の規定の適用については、同条中「事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）」とあるのは、「事項」とする。
- 4 この条例の施行の際現にされている付則第9項の規定による廃止前の滋賀県子ども条例（平成18年滋賀県条例第3号）第13条第1項の相談の申出（同項の処理を終えたものを除く。）は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出とみなす。
- 5 特定期間にされた付則第3項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出（前項の規定により同条の相談の申出とみなされたものを含む。）（同条の処理を終えたものを除き、子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、第11条第1項の相談の申出とみなす。
- 6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた審議会に係る諮問、答申その他の行為（子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、委員会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に付則第10項の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる滋賀県子ども若者審議会の委員である者は、この条例の施行の日、第22条第2項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における同条例第2条第2項の規定により任命された滋賀県子ども若者審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 この条例の施行の際現に策定されている淡海子ども・若者プランは、第19条第1項に規定する基本計画とみなす。

(滋賀県子ども条例の廃止)

- 9 滋賀県子ども条例は、廃止する。

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

- 10 滋賀県附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項を削る。

9. 滋賀県人権尊重の社会づくり条例

(平成13年3月28日)

(滋賀県条例第27号)

滋賀県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にする滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(5) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 （平成16年条例第38号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）

10. 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。
 - ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。

- (ア) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。
- (イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。
 - (ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
 - (イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
- ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとするもの。
- カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。
 - (ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
 - (イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
- キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
- ケ 県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
- シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。
- (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事

項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。
- 3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。
- 4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民および事業者の責務）

第5条 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

第1節 障害を理由とする差別の禁止

第6条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。

第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制

（相談）

第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

- 2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

（障害者差別解消相談員）

第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。

- 2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地域相談支援員)

第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(研修の実施)

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

第3節 あっせん等

(あっせんの申立て)

第11条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができる。

- 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんを申し立てることができない。

- (1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

- (3) 過去に前2項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

(あっせん)

第12条 知事は、前条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めるものとする。

- 2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。

- (1) あっせんの必要がないと認めるとき。

- (2) その性質上あっせんを行うことが適当でないとき。

- 3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者（前条第2項の規定によりあっせんを申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

- 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。

- 5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

- (1) あっせんにより対象事案が解決したとき。

(2) あっせんによっては対象事案の解決が見込めないと認めるとき。

- 6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第13条 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒み、妨げ、または忌避した対象事案の当事者
 - (2) 前条第3項の調査に対し、虚偽の説明をし、または資料の提出をした対象事案の当事者その他の関係者
 - (3) 前条第4項の規定によりあっせん案が提示された場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わない対象事案の当事者
- 2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第14条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

(普及啓発等)

第17条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策

(2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

(学校教育における理解の促進等)

第18条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。

(就業の機会の確保等)

第19条 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(住環境の整備)

第20条 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等の推進)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(災害時における支援)

第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(選挙等における配慮)

第23条 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意思疎通等の促進)

第24条 県は、障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第25条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 第8条第2項または第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条第1項の規定による障害者差別解消相談員の委嘱、第9条第1項の規定による地域相談支援員への委託および第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の検討に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

11. 民生委員・児童委員制度の沿革

済世顧問制度の創設（大正6年）

民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えた歴史と実績を有する制度であり、わが国の社会福祉事業において重要な役割を担ってきました。その発端をなしたのは、大正6年岡山県に創設された済世顧問制度です。済世顧問制度は、当時の岡山県知事笠井信一氏が創始したもので、民間の篤志奉仕者の活動により、生活困窮者に対し、精神上、物質上の両面から援護指導を行い、個人および社会の福祉向上を目的とするものでした。

方面委員制度の創設（大正7年）

翌大正7年には、大阪府に方面委員制度が創設されました。これは、当時的大阪府知事の林市蔵氏が、民衆の生活の安定をはかるためには、窮民の実情を平素から十分調査し、適切な相談相手となり更生の指導を行う機関が必要であると考え、一定の区域ごとに篤志家を求め、それを組織して制度としたものでした。

このような制度の背景となった当時の社会情勢は、第一次世界大戦後の経済恐慌によりきわめて不安定な状態であり、両制度はこうした社会を反映して必然的に生まれたということが言えます。

滋賀県保導委員制度（大正10年）

そして両制度は、防貧と救貧の制度として他府県にも次々と波及していきました。本県においても、大正10年2月に滋賀県保導委員設置規程が公布され、各市町村に保導委員が配置されることにより、住民の生活の安定や就業斡旋、児童の保護等が行われました。しかし、このようにして広がっていった類似の制度は、各府県において独自に発展していったものであったため、全国的に統一した活動が求められ、保導委員は昭和3年7月に廃止され、方面委員制度が発足することになりました。

全国統一の方面委員制度の確立（昭和11年）

その後、昭和7年にわが国で最初の組織的な救貧法としての救護法が実施されると、方面委員は救護事務の補助機関としての活動もすることとなりました。そして、昭和11年に方面委員令が制定され、はじめて全国統一的な方面委員制度が確立しました。

方面委員から民生委員へ（昭和21年）

第二次世界大戦後の昭和21年、方面委員令に代わって民生委員令が施行され、名称も民生委員と改められました。同年、新しい理念のもとに施行された生活保護法において、民生委員は法施行の補助機関となり、さらに昭和22年、児童福祉法の施行により児童委員を兼務することになりました。翌昭和23年には民生委員法が施行され、制度として一応の完成がなされました。この間、民生委員が生活保護法等の補助機関として位置づけられたことにより、当初の民間篤志奉仕者としての性格は、より公的な色彩が強まることになりました。

民間奉仕者としての民生委員・児童委員（昭和25年）

しかし、戦後の社会福祉行政の進展に伴い、民生委員・児童委員は民間奉仕者としての本来の姿に立ちもどって活動すべきであるとする気運が高まり、昭和25年の生活保護法の全面改正の際、生活保護法の協力機関に置きかえられ、さらに昭和28年、民生委員法の一部改正により、民生委員・児童委員は「福祉事務所、その他関係行政機関の業務に協力すること」と規定され、公的社会福祉事業の協力者としての性格を明らかにされ、民間奉仕者としての本来の姿に戻りました。

このように民生委員・児童委員はいわば生活保護対策を中心とした訪問指導がその主要な活動でしたが、近年、少子高齢化の進行、家族形態の変化等により、住民の福祉需要も変化したことから、民生委員・児童委員活動においてもその実態は大きく様変わりしてきました。

地域福祉担い手としての民生委員（平成12年）

そして、平成12年6月に、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築や地域福祉の推進を主な柱とする社会福祉事業法等の大幅な改正の一環として民生委員法も改められ、民生委員は、常に住民の立場に立って、相談援助を行う者であると規定され、地域福祉の担い手としての役割が明確に位置づけられました。

主任児童委員の法制化（平成13年）

また、平成13年12月には児童福祉法が改正され、近年の子育て不安や児童虐待問題の増加などの状況に対応するため、主任児童委員が法定化されるとともに、児童委員の職務が明確化されました。

今後の民生委員・児童委員の活躍にますます大きな期待がされているところです。

民生委員・児童委員信条

一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。

一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。

一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。

一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。

一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

民生委員・児童委員
活動のてびき

発 行

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

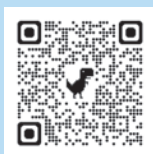
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3519

FAX 077-528-4850

ea0001@pref.shiga.lg.jp

令和7年12月 改訂



てびきのデータは
こちら



滋賀県イメージキャラクター
うおーたん